

332-N95-7ウ



1200500737440

332  
N95  
7



始



332  
N95  
7



起加一と今と

野村兼太郎著

伊豫大洲

銀百目

諸産物  
銀代預

修成館



序

本書に収録した文章は、何れもその時時の需めに應じて書きすてにしたものである。今これらを懲慥さるるままに纏めて見ると、又新しい感慨もないではない。

私としてはこの種の文章を書物にするのはこれが始めてである。堅苦しい論文よりも、自分の心持を端的に現はしてゐるかも知れないが、これを公けにする価値があるかどうかは、私自身は知らない。

慶應義塾経済史學會の機關雜誌「歴史と生活」の創刊號に寄せた私の文章は又そのままに本書の性質を物語るものであるから、ここに再録さ

せてもらう。

「歴史は過去の生活である。生活は現在の歴史である。その意味においては歴史と生活とは同意語である。歴史を過去の事件の好事的探索のみ解する者は未だ歴史の眞意義を解する者ではない。生活を目前の衣食住と思ふ者は眞に人生を味到せる者ではない。生活の中に歴史があり、歴史の中に生活がある。

生活が多種多様であるが如く、歴史も多種多様である。人生を皮相的に見る者にとつては恐らく人間の生活ほど詰らぬものはあるまい。ある人は退屈なること人生の如しといつた。多くの人人の生活を表面的に見れば、この言葉は偽りではない。單調であり、繰り返しに過ぎない。生まれては死んでゆく人間の生活の無意義さが感ぜられるばかりである。しかしそれらの生活を少しく仔細に考へる時、その複雑さに驚くであら

う。個個の生活の多様な所相が編み出す社會生活の微妙さに気がつくであらう。どんな微細なもの、どんな詰らぬものの中にも、全生活の影を宿してゐることを知る時、それは棄て難きものとなるであらう。達人は路傍の童子の言葉からも天下變亂の期を豫知する。要はこれを受ける者の眼識の如何にある。歴史も亦生活である。過去の資料の如何なる断片の中にも、われわれの祖先の生活が隠されてゐる。達眼の士が見れば、そこに過去の生活の全貌を發見し得るかも知れない。否單に過去の生活ばかりではない。現在の——又は人間の——生活すらも、一枚の反故紙から讀み取ることが出来るかも知れない。

本誌は片片たる小冊子である。大論文を以つて世に問はんとするのではない。大發見を以つて世に誇らんとするでもない。収録するところは多く研究の餘暇に贏たる隨録感想の類である。もしくは過去の生活の

と今としかむ

序	一頁
I	
歴史と創作	四頁
一つの創作	八頁
歴史の研究	一七頁
偽作	二〇頁
II	
文書の蒐集	二八頁
奉公人請状	三四頁
次 目	

片映である。雞肋棄て難きの情に驅られて筆にしたものもあらう。しかし却つて正史の語り得ざるところ、論文の寫し得ざるところの微妙なる生活の深奥に觸るるもの蓋し少くはあるまい。もし幸ひに愛讀の榮を得れば同人の最も欣びとするところである。」

多忙のため僅かに校正刷に一度眼を通し得たばかりで、装幀その他のことも一切ダイヤモンド社にお任せした。同社に感謝の意を表す。

昭和十五年十二月十日

野村兼太郎

と 今 と し か む

浅野長晟の借用證文	四一頁
日本貨幣史話	五〇頁
徳川時代の生活と儉約	六五頁
徳川時代の民政家(善山、丘隅、尊徳を語る)	七三頁
わが經濟倫理思想の變遷	九〇頁
後藤三右衛門	九九頁
徳川時代の私塾生活(和氣塾塾生日記)	一〇三頁
大田ヶ谷村女仇討	一四八頁
久離欠落御帳附	一六〇頁

次 目

と 今 と し か む

五人組について	一八〇頁
儉約論今昔觀	一八七頁
節儉と奢侈(むかし物語)	一九二頁
むかしと今(徳川時代の實銀物價引下げ令)	二〇五頁
「民可使由之、不可使知之」	二一二頁
「經濟隨筆」	二二二頁
書籍漫筆	二二六頁
Ⅲ	
アジア文化の再檢討	二三四頁

次 目

と今としかむ

矛盾せる日本	二四七頁
白色人種の天下	二五一頁
印度論	二六三頁
日本と支那(その關係史的考察)	二八九頁
支那に関する斷章	三〇二頁
■	
古代文化	三一四頁
チュリップの投機	三一八頁
インフレーション史話	三二一頁

次 目

と今としかむ

社會組織の變革	三三二頁
法律生活	三三七頁
計畫と實行	三四一頁
理想と現實	三四五頁
社會と個人	三五〇頁
VI	
現代人の精神生活	三六六頁
スピード・刺戟	三七一頁

次 目

むかしと今と

野村兼太郎著  
ダイヤモンド社刊

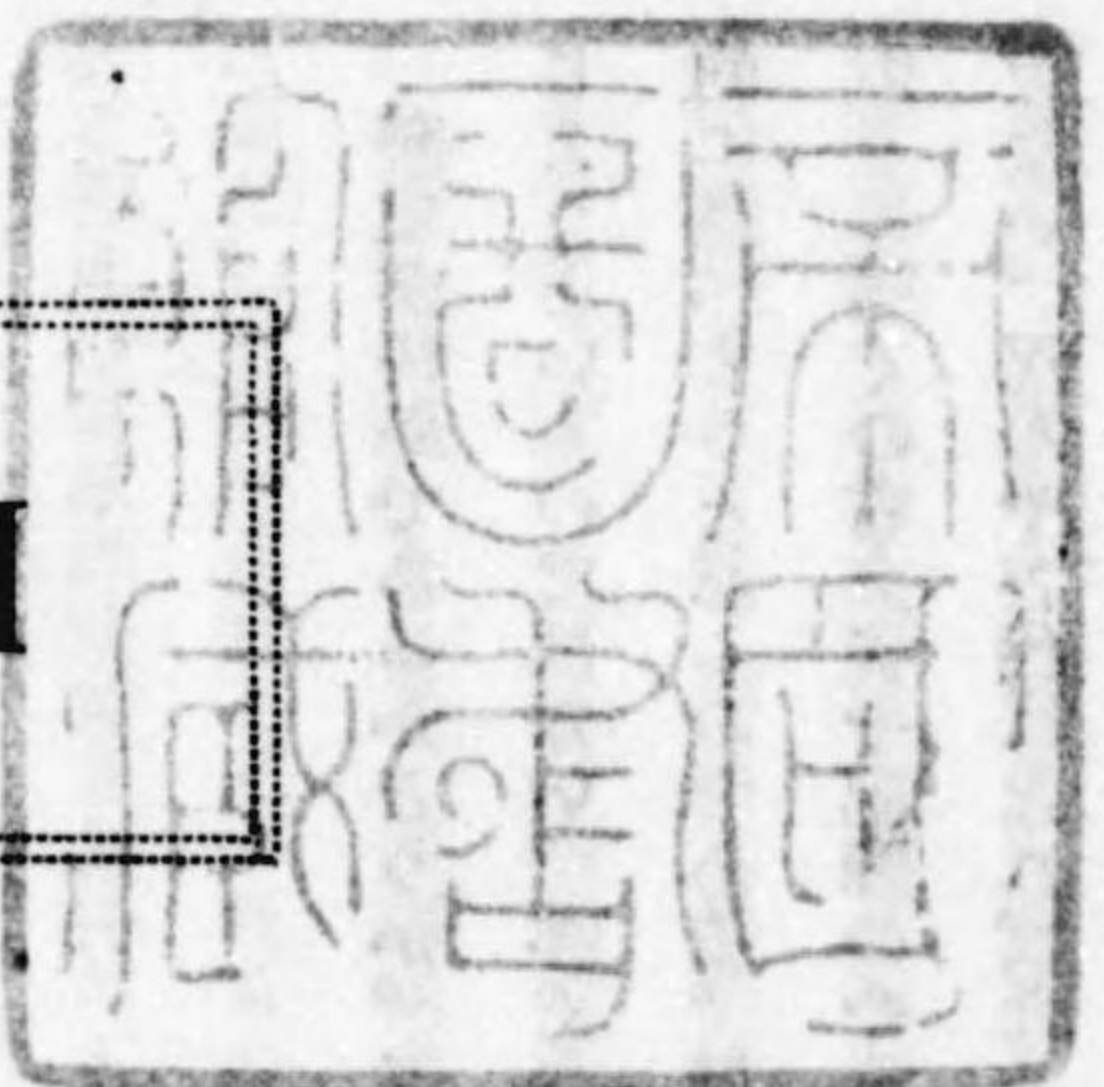
むかしと今と

専門家	三七六頁
矛盾の興味	三八一頁
いろいろな立場	三八四頁
色盲	三八八頁
断章	三九二頁
二つの途 批判なき社会 模(こん)	
迎春 経済学の實踐性 非常時隨想	
懐古的反動	

目 次



經學文選



117. 經學文選

Faint, illegible text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.



經學文選

經學文選

## 歴 史 と 創 作

歴史が科学であるかどうか。又一體歴史とは何であるかといふやうな難しい問題をここに論じようといふのではない。多くの人が歴史に對して持つだらうと思はれる疑問について、座談的に述べようと思ふのである。歴史は過去のことである。従つてこれを精確に知る由もない。假りに多くの古文書や記録のやうなものが保存されてゐたとしても、それはほんの一部分に過ぎない。況んや古代になればなるに従つて益々證跡が少なくなる。時に實際起つた事情と反對のものばかりが残つてゐるかも知れない。澤山證跡が残つてゐればそんなことはないかも知れないが、證跡が甚だ乏しい場合にはあり得ることである。兎に角一二の遺物や一二の古文書を

以つて、假令その一小部分だけについても、どの程度まで過去の事情を明白になし得るかどうか甚だ疑問である。

次に一步譲つて極めて確實なる證據があつたとする。假りに古文書とすれば、そこに書かれた言葉を現代人である歴史家が正當に解釋し得るであらうか。第十八世紀の中頃以後科學的研究法が力説され、歴史は物語にあらずとし、その以後歴史を甚だしく無味乾燥なものとしてしまつた。誤れる自然科學的研究法——例へば古代の傳説を直ちに事實に宛てはめんとするもの如きは論外として、個個獨立の材料を蒐集し、科學的精確さを明白にしたとしても、それは果たして眞の事實と同一なものであらうか。一一の材料についてそれだけの範圍内においてある程度の科學的精確さを得ても、——このことがすでになかなか困難なことではあるが、——それから一步進んで全體の綜合統一をなす時に、果たして科學的方法を以つて到達し得るかどうか疑問である。そこに一つの飛躍があるやうに考へられる。個個の事實の併列は、歴史ではない。古文書並びにその解説が編年體に作成されても、それは歴史とはいへない。勿論材料の集積を統一するために使用し得る科學的方法がないことはない。例へば統計學的方法や心理學

的方法が存在する。しかし要するに最後の判断はそれらの方法を以つてしては斷定的には下し得ない。何故ならば過去の事實は實驗に依つては繰返し得ないものであるからである。自然科学的因果律の解剖に依つて複雑なる社會的事實は全部を鮮明になし得ないのである。

以上のやうに見て來ると結局歴史研究は不確實といふことになるやうである。従つて歴史の研究は不必要になり想である。しかし歴史は一つの創作である。過去の事實を實際の證據に重きを置いて描く創作である。殊に歴史が特殊の價值標準を基ゐとして材料の配列を行なふ時、例へば經濟史は經濟の諸分科、農業、工業、商業の各々の歴史の單なる綜合ではなく、しかも材料はそれらのものと同物であるが如き、ある見方から一つの歴史を描く場合、一層藝術的手腕を必要とするのである。又同じ經濟史を種種なる見方——少しく曖昧ないひ方ではあるが——に依つて全然同一材料から違つた形式に創作することが出来る。さらに研究者の違ふことに依つて著しく異なるが如き、一に歴史の藝術性に基づくものである。しかし歴史は物語でないから、過去の事實を否定することは出来ない。この點において純文藝的創作よりも不自由である。従つて歴史においては證據調べが頗る重要な意義を有する。如何なる名作と雖も實證を

有さぬものは歴史として何らの價值もない。唯これらの事實をわれわれの目前に出来るだけ明瞭に表現するのに歴史は創作力を要求するのみである。そして創造される歴史は歴史家の人格的價値の表現となる。甚だ短くして意を盡さざる點が多いが、思ひつくままに歴史の一面を述べて見たのである。このことは又社會科學の歴史的研究法と密接なる關係を有してゐるのである。

(大正十五年十月)

## 一 つ の 創 作

「第十三世紀の始めになると、益々史料に富む。しかし多くなつたので、よくなつたのではない。歴史を書くといふ仕事は恐ろしく困難なことである。われわれは事件がどうであつたか正確には知らない。又提供された史料が多ければ史家の困難は増加する。唯一人の人間の證明に依つて事實が知られてゐる時には、大した躊躇なく承認する。困惑は二三の實見者に依つて事件が語られた時に始まる。何故ならば彼等の證明は常に矛盾し、常に相容れざるものであるからである。」

「ある證據が他の證據よりも優れてゐるといふ科學的理由は相當強い力を持つてゐることは

事實である。しかしそれもわれわれの情熱、偏見、利害等に打勝つほど強くもなければ、又すべての眞面目な人間に共通な輕浮心を壓倒するに足るほどでもない。従つてわれわれは絶えず偏見を以つて、又は輕薄な態度で事實を現はす。」

これはアナトオル・フランスの言葉である。彼としてはあまりに平凡である。しかしすぐその後、歴史を書かんとする者に與ふる警告として次ぎのやうなことを述べてゐる。ここで引用するのは少と長きに失するが、アナトオル・フランスの「歴史」批評として面白いから、序でに引用しよう。

「もしも貴下が新しい見地、又は獨創の考を有するなら、もしも豫想外の見地から人物や事件を描くとすれば、讀者を驚かすに違ひない。だが讀者は驚かされることを好まない。すでに知つてゐる愚劣なこと以外には何も歴史に求めてはゐない。もし貴下が讀者を啓發せんとすればそれは彼を輕蔑したことになり、怒らせるばかりだ。喜ばせようとするな。讀者はその信仰を侮辱されたと呶鳴るだらう。」

「歴史家はお互に寫し合つてゐる。そして厄介なことを避け、推定の現はれるのを防いでゐる

る。彼等の眞似をし給へ。獨創的ぢやいけな。獨創的歴史家はすべての者から不信任、輕蔑、嫌惡の對象とされる。

「今一言。もし貴方の本が歡迎されたいと思ふなら、社會の依存してゐる道德——富に對する愛著、敬虔の情、殊に社會の秩序の基礎となる貧乏人の諦め——を高調する機會を失つてはならぬ。財産——貴族及び警察——の起原は貴下の歴史でも、これらが受くべき相當の尊敬を以つて取扱はれることを忠告する。それが現はれる時は貴下が超自然と認めてゐることを知らせなさい。」

歴史を事實そのままに書くといふことは甚だ困難なことである。アナトール・フランスのやうに一切過去の史家の貢獻を無視することは、同じく將來史家の事業を——假令如何なる斬新の立場に立つとしても——否定することとなる。何故ならば歴史はある意味において史家の創作であるからである。

世の中に實見者の言ほど不確實なものはなく、又實見者の言ほど容易に信用されるものはな

い。「見たのだから確かだ」「聞いたのだから確かだ」等といふことは、日常よく聞く證明の言葉である。だがその不確實なることは新聞紙に現はれた實見者の談を讀めばすぐ解ることだ。

一九二〇年九月十六日正午、ニューヨーク市ウール街で不思議な爆發が起つた。御承知の如くウール街は平常所謂人馬絡繹の場所である。しかし殆ど何らの傷害も起らなかつたことは少なからず不思議なことといはなければならない。「ウール街誌」の編輯者が事件の眞相を知らんがために九人の實見者に直接質問して見た。それらの中八人までは爆發のあつた一剎には數個の車臺があつたといつてゐる。ある者は十臺あつたといひ、殊に三人までも爆彈を運んでゐたのは赤い貨物自動車であつたと斷言してゐる。唯一人退役軍人の實見者が爆發は小さな荷馬車に起つたのであつて、當時目の届く範圍内にはその反對側に一臺の自動車があつただけであると述べた。九人の中實際正しかつたのはこの一人だけであつた。これに依つて見ても實見者の談といふものが如何に出鱈目であるか想像出来る。かういふ後になつて實證し得ることならまだよい。實證し得ざる歴史上の事件であつたら、どうして決を採ることが出来るか。多數決！多くの場合において、數學の答案と同じく多數決は愚劣である。しかしそれらの實見者は嘘つ

きではない。本當に赤い大きな自動車を見、數個の車臺の存してゐたことを認めたのである。世の中に直面目な實見者ほど厄介なものはない。「見たのだから致方がない。」彼等は自己の創作を少しも認めないのである。

自分でやつたことを自分で書く。これほど確かなものはないやうに思はれる。自叙傳や追憶が歴史研究の有用なる資料となる。ところがこれが又あまりあてにはならない。賢明なるゲエテは自叙傳の副題に「所作と眞實」と記してゐる。

アメリカ獨立の宣言書は知らぬ者もない有名な文書である。その起草當時の事情に關しジョン・アダムスの追憶がある。この著はアダムス八十八歳の時の著で、事件のあつた一七七六年六月から四十七年を経過してゐる。五人の委員からなる獨立委員會の設立を述べた後、次ぎのやうなことを記してゐる。

「委員會は數回會合して、宣言書の要綱やその調書を提案した。それから委員會はジェファソン氏と余とを文案起草者に任命し、適當にこれらの意見を修飾せしめた。

「小委員會は會合した。ジェファソンは余に起草せんことを求めた。「御免を蒙りたい」と余はいつた。「是非やつてもらひたい。」「否々」「どうしてか。君がなすべきぢやないか。」「いやだ」「何故」「理由は解つてゐるぢやないか。」「どんな理由があるか」「第一、君はヴァージニア人だ。ヴァージニア人はこの仕事の先頭に立たなくちやいかん。第二に僕は憎まれ、疑はれてゐる。かつ不人望だ。第三、君は僕よりずつとうまく書ける。」「よし、君がさう決めてゐるのなら出来るだけのことはしよう」とジェファソンはいつた。「結構だ。君が書上げたから又會合しよう。』

「そこで彼は調書を持つて行つて、二三日して草稿を見せて呉れた。どんな改訂をしたか又はいひ出したか記憶してゐない。五人の委員會に報告され、吟味されたが、如何なる改訂變更を加へられたか、思出すことが出来ない。しかし少なくとも大意は議會に送られ、そこで嚴重に吟味され、最も雄辯なる二三の節を省略された後、一七七六年七月四日採用、世界に公布された。」

然るにジェファソンはアダムスのこの記事を以つて甚だしき誤謬ありとして、次ぎのやうに

述べてゐる。

「五人の委員會は開かれた。しかし小委員會などといふものはなかつた。彼等は満場一致して自分に草案を書くやうに押しつけたのだ。私は承諾して、書いた。しかし委員會に報告する前に、フランクリン博士とアダムス氏とに訂正して貰ふつもりで、別々に知らせて置いた。……現に自分の手にある原文に、フランクリン博士とアダムス氏とが自筆で書入れをしてゐる。彼等の變更は二三に止まり、單に文字の修正に過ぎなかつた。そこで私は淨書して、委員會に報告し、何らの變更を受けずに彼等から議會に送られた。」

しかしジェファソンのこの記述も又確かではない。彼のいふ原文にはフランクリンやアダムスの自筆でない訂正が澤山にあり、又淨寫して委員會に送つたといふ草稿は今日未だに發見されない。記憶の不確實、こんなことを今更らしくいふこともないが、常に歴史家が資料の矛盾撞著に頭を悩ます種となるのだから罪が深い。一つの創作と見れば、アダムスの追憶などはなかなか面白い。會議の席上での原案起草の譲り合ひ、何とか理由をつけて面倒を避けようとする様子が彷彿とする。これが本當でないとするれば、アダムスも相當の作家だ。もつとも人

間は自給自足の昔から豊富なる藝術的天賦を具へてゐたらしい。それが近世史家の苦しみところだが、他方權威と認めらるる近世史家の著述にも、大分怪しいところが少なくない。

歴史の材料を穿鑿すれば、個人個人の創造になるところ決して少なしいはれない。これらの無意識的創作が社會の日常生活にもいろいろ面倒な事件を起すことは周知の事實であるが、これを決定するとなかなか困難である。「誰か烏の雌雄を知らんや」と超然的態度を採り得ぬ歴史家は何れかに定めなければならない。又確とした證據のない事柄には推測したり、想像で補はなければならない。古來名家の歴史に想像的分子が甚だ多い。もしそんな詮議だてに興味を持つ特志家があるなら、アレン・ジョンソン教授の「歴史家と歴史的證據」をごらん下さう。

そこでここでは一躍して結論に飛ぶ。即ち要するに歴史はその著者の社會觀であり、創作である。歴史には藝術と共通な要素が認められる。藝術を構成するには内容と形式との融合、包

含するものとされるものとの統一を必要とする。歴史は材料を発見し、これを解釋しなければならぬ。その點においてよき歴史は素材の融合統一を必要とする。プルノォ・ゲプハルトのいふところに従へば、「詩人はその個人格を創造する。歴史家は個人格を発見するまゝに描かなければならぬ。が歴史家もその眞の精神を検討し、その動機を発見し、かくしてその行動の眞意を説明する。想像は史家に事實を供給するものではない。しかし史的事實の再現及び了解に大なる貢獻をする。」

歴史はこの意味においては一つの創作に外ならない。

(昭和二年七月)

## 歴 史 の 研 究

各國の經濟史をそれぞれに研究してゆくとそこに驚くべきほど類似した點を発見する。人類生活の發展は各個別に行なはれても、又全く違つた地理的環境の間に育てられても、かくまで同じやうな經路を進むものかと思ふくらゐである。然るに少しく細かい點に立いつて調べると全く千差萬別である。その發展の條件においても、その變遷の状態においても、一として同じものはない。従つて人類發展の經路を概論的に結論せんとするには、それらの微細な相違はこれを無視しなければならない。唯如何なる點を指して微細な點といふべきか、その判斷はなかなか容易ではない。そこにも史家の明確なる見識を必要とし、その史家の世界觀、——哲學



の十分なる基礎づけが要求される。然らざる限りその歴史は極めて浅薄なものとなる。然るに細部の研究に進めば進むほど、個々の相違が目について、人類全體の發展を考察する等といふ概括的議論をすることに甚だ憶病になる。加ふるに細部に没頭すればするほど、その細かい研究が甚だ興味多いものとなつて来る。大局に何らの關係もない事柄、殊に局外者の目から見ればとるに足らぬやうなことが重大なる價值があるかの如く考へるやうになる。この考證癖はある意味において史家の陥り易い誘惑であるといつてもよい。

世間の多數者は勿論、概念的 연구를主とする學者の大多數も恐らく歴史における無用なる細節の研究の價值を否定するかも知れない。しかし大體論をなす者の最も陥り易い缺陷は自己の議論に都合のよい資料を採り入れて歴史を描かんとすることである。それも決して悪いことではない。少なくともそこに描かれた世界も、その資料の關する限りにおいて、人生の一面であるからである。又その大體論の結果が現在の社會的運動に如何なる意味においても貢獻するところがあれば、それだけでも一つの價值ありと見るべきものである。しかしある歴史を描かんと欲する者が、何らの先入主なく、偏見なく、——實際としてはなかなか困難なことではある

が——、少なくともその考へで一つの眞實を發見せんと努力するならば、出来る限り細かい點まで鮮明にする必要がある。細部の研究を通過した後の大體論こそ傾聴に價するものであらう。この兩種の基本的研究が一人の手によつて行なひ得れば、勿論これに越したことはない。しかしそれは恐らく困難なことであらう。従つて歴史を研究する者の中にも各々その才能に従つて好むところに進む者が生ずべきであらう。大體論をなす者が考證を愚とするのも非ならば、考證學者が概念的研究所するものもよくないことであらう。恐らく互に補助しかつ啓發さるべきものである。殊に現在の經濟史研究の状態にあつては兩者共にまだまだ開發すべき餘地が澤山ある。

(昭昭二年九月)

偽

作

今世の中に存する偽作の数を算へたなら實に數限りなくあらう。古書古畫の偽作はいふまでもなく、滅却した有名な著作を態と骨を折つて作り上げ、自ら發見したと稱して世に公にして、多くの識者をも欺く者もある。そしてそれらの偽作は、時に眞面目な史家の判断をも混亂させる。わが國の「舊事本紀」の如きはその一例である。

今ここに述べようといふのはイギリスの話である。第十九世紀の初頭にあつたシェクスピアの偽作事件である。ジョン・テュアラの物語るところで、以下暫く私といふのはテュアラ自身のことである。

私がアイランド氏を知つたのはシェクスピアの遺作として同氏の息子が認むる諸文獻の眞偽を定むる會合の席上においてであつた。私は古文書學者ではない。唯この偉大なる詩人の原作筆蹟を拜見する光榮に浴したいために、そこに出席した。席上にはシェクスピアの眞蹟その他が並べられてあつた。そこに會した人人は何れも知識階級の人人であつたが、それらを檢しながら、小アイランド氏の出で來るのを待つてゐた。やがて彼は出て來た。彼は有名な辯護士のアルバニー・ウォレス氏と二三私語したと思ふと、後者が立上つて小アイランド氏は該文獻の所有者からこれを説明する自由を許されてゐないから、説明を將來の會合に延期されたいといつた。この會合が再び開かれたかどうか私は知らないが、兎に角その時は一同不滿ながら解散した。

この間に問題は一般に注意を喚起し出した。世間の評判となつた。老アイランド氏はその問題のシェクスピアの悲劇“*Vortigern and Bowena*”を讀んで聞かせるといふので三人の客を招待した。私もその一人であつた。席上詩聖の遺物と稱せらるるものの中に、その紋章のついで

た古風な椅子があつた。將に吟誦の始まらんとする時、私はこのシェクスピアの椅子に坐つてもよいか、そしたらその椅子の隠れた力が私を啓發するかも知れぬと述べた。人人は私の物好きを笑つたが、許されてその椅子につく光榮を有した。

讀誦中、その作は詩的效果を多く有し、又原作風を思はせるところの少なくないことが解つたが、時々妙な表現が出る。その度に客の一人史家ギッフオド氏が指摘した。アイランド氏はそれらは勿論當時の言葉で、今日ではさうは使用されず、親しみがないのだと辯護した。しかし到頭氏も又變な表現であると認めざるを得ない一句に遭遇した。アイランド氏はその訂正方を最後に私に要求された。私は驚いた。「御免なさい。シェクスピアの椅子に坐つてゐるからといつて、この詩聖の作に筆が入れられませうか。」

事件は進展して、終にこの悲劇の上演となつた。観客は場に満ちてゐた。アイランド氏一家は最前のボックスにゐた。演技が進むにつれて観客の態度が變つて來た。始めの中は辛抱してゐた。やがで面白くなるだらう。だが期待は外れた。失望、反感、嘲笑。場内は沸きかへつた。アイランド氏一家も流石に耐へられなかつたと見えて、何時の間にか姿を消した。

それにも拘らず、老アイランド氏は多額の費用を投じてこれを公刊した。この作を中心として多くの論争が起つた。マロオン氏、リイド氏の如き猛烈な反對者があると共に、パー博士は始めの中この作の眞なることを堅く信じてゐた。又ボスウェル氏の如きは、この作の前に膝まづき、接吻し、かくの如き遺物の世に現はれた時、生きてゐたことを無上の喜びとしたほどであつた。しかしかくの如き作を公刊することは偽作者にとつてあまりに大膽に過ぎた。假令その偽作が如何に巧妙であつたとしても、あまりに危険であつた。

終にこれは偽作と認められた。しかしその原稿に記されたシェクスピアの署名は實に眞蹟そのままである。現存するシェクスピアの署名の種類は二つある。それらは互に異なつてゐる。ある日私はアイランドに劇場で會つた。その時彼は一片の紙に恰も自分の名を署するが如く、迅速にかつ正確に、これら二つのシェクスピアの名を記した。それはこの詩人の自署として世に認められてゐるものと全く同じであつた。

一體老アイランド氏はこれが偽作であると知つてゐたのであらうか。もし知つてゐて、しかもこれを多額の費用を以つて公刊したとするならば彼は氣違ひである。私は彼がそれを眞物と

信じてゐたと考へたい。この事件の前まで彼は頗る健康な、晴々とした顔つきの老紳士であつた。然るに事件後身體も衰へ意氣も沮喪してしまつた。如何にこのことから生じた失望と浪費と敵意とが深く深く彼の心を苦しめたかが解るほどであつた。彼はこの公衆を欺かんとする企ての後あまり永くは生きてゐなかつた。

以上がジョン・テュラの物語である。

シエクスピアの偽作者が老アイランドであるか、又はその息子か、それとも他の何人であるか解らない。この事件を傳へるジョン・テュラは知つてゐたかも知れないが、彼は明かに語つてゐない。しかし兎に角、偽作者がこれを作り上げるまでの骨折は一通りの事ではなかつたらう。それがシエクスピアの作であると一部の識者に認めさせるほどの手腕があつたのであるから、非凡の才能を有つてゐたに違ひない。假令劇作家としては観客を沸かさせるやうな不手際であつたとしても、その才能を正しく生かしたなら、相當用ひられる人間だつたに違ひない。

この事件が本當にあつたことかどうか。シエクスピア學者でもなく、英文學史家でもない私

には解らない。唯テュラの告げるところをそのまま記したに過ぎない。かういふ事件は東洋にも、西洋にも少なからずある。私はかういふ記事を見るたびに、この種の偽作者が本氣なのか、戲談なのか解らなくなる。一杯かつぐといふにはあまりにあくどく、人生の意義を無視し過ぎてゐる。他方又人間の才能の惜むべき浪費である。

(昭和四年十月)



文書の蒐集

近頃日本研究が盛んになり、日本ばかりでなく、外國でも滿洲事變以來、大いに日本研究熱が起つてゐるといふことである。これは滿洲事變の思はぬ副産物ではあるが、甚だ喜ぶべきことである。われわれ日本人として日本の事情を十分に知悉するといふことは確かに一つの義務である。從來日本の學問は殆どすべてが外國の模倣であつたといつても過言ではない。私共が専攻してゐる經濟史について見ても、歐洲中心、歐洲偏重の謗りは免れなかつた。われわれはもつと日本の經濟事情を深く研究する必要がある。それには史料の蒐集整理がさし當つて最も緊急を要することである。

古い時代の史料は今日容易に手に入れることが出来ない。今日漸く史料として市場に出たり又は研究者の眼に觸れ得るやうになつた、幕末から明治にかけての諸文獻、又それ以前の徳川時代の證據文書類は、その數が少なくないだけに、ややもすれば分散喪失されがちである。今にして蒐集整理して置かなければ、やがてこれも手に入れることさへ困難になることであらう。近頃日本研究熱に伴なつて、さうした文獻が兎に角ぼつぼつながらも先覺の有志者に依つて翻刻出版されつつあることは、誠に喜ばしいことである。

私も諸先輩の驥尾に附して、主として徳川時代の史料の蒐集に努めてゐる。危く紙屑としてこの世から姿を消さんとした紙片を買ひ求めたり、何人もの手を経て古書として市價を附せられたものを買ひ求めたりして、出來得る限り、乏しい財布の許す範圍で、さうした反古同様な文獻を集めてゐる。もとよりその大部分が從來史家に顧られなかつたやうな所謂百姓文書ではあるけれども、それらの皺を延ばし、塵や埃に、又蠹魚の糞にまみれながら、われわれの祖先がものした筆の跡を辿つてゆくと、徳川時代の一般民衆の生活がおぼろげながら浮み出して來る。一片の紙片の裏に、血の出るやうな當時の生活が生々として描き出すことが出來よう。時

にはある個人の密事さへ暴露されることがあるが、幾つも集まつて来る同じやうな文書からさへも當時の生活の動きを知る一端緒が得られる。

例へば奉公人請狀を例にとつて見よう。かうした種類の書類は何時の時代でも型が定つてゐる。徳川時代であるから印刷こそされてゐないが、文書は大抵同じである。大體三箇條から成立つてゐる。知つてゐる方も多いと思ふが御存じない方のために、その代表的な雛形を擧げると次ぎのやうなものである。

「一、此作平と申男儘成者ニ私請人ニ相定當廿二月八日夕來ル寅極月八日迄壹季御奉公ニ差置申所實正也、則御給金之儀者金三兩三分ニ相定、此度爲御取替金三兩二分御渡被成、儘ニ受取申候、殘金一分者首尾能相勤御暇申請候節、御渡シ可被下候事  
一、宗旨之儀者代々眞言宗ニ而穀谷村安樂寺且那ニ紛無御座候、寺請證文私方江取置申候間、御入用之節ハ差上可申候事

一、御公儀様御法度之儀者不及申、惣而御家之御作法爲相背申間敷候、若取逃脱落等仕候ハ、雜物不殘相辨、其上右之者尋出思召次第可仕候、此者長煩出候類、惣而入御氣ニ不申候

ハ、何時成トモ長之御暇可被下候、早速人代差出候共、御給金不殘差出候トモ可仕候、若私共遠方へ取替等有之節ハ、前方ニ御届ケ請人立替可申候、尤入御氣ニ申候而重年仕候ハ、何年モ此手形ヲ以御召仕可被下候、爲後日依而請狀如件

年 月 日

何 村

人 主 誰

印

請 人 誰

印

何 村 誰 殿

この第二、第三の條項は、多少の文言の相違はあるが、内容において殆ど同一である。宗門の件と柔順なる奉公を誓約する件とは所謂文切形である。すべての奉公人がこの文句通りに柔順であり、請人、即ち保證人がこの通りの誓約を實行したかどうかは、勿論疑問である。有名な馬琴の日記の内にも奉公人に對する苦情が出てゐるやうに、當時と雖も、奉公人が絶對的服従の地位にあつたと見るわけにはいかない。假令かうした文言があつたとしても、斷定し得な

い。それならばこれを今日の所謂契約と見ることが出来ようか。

私は特に奉公人請状を目標として蒐集したのでないから、資料が不十分でここに断定を下すことを躊躇する。それでも私の得た百通餘りの請状から判断すると、如何にしても契約とは考へられない。勿論私の有するもの内にも、種種なる種類がある。茶杓奉公人と稱する者が純然たる人身賣買であることはいふまでもないが、普通の奉公人でも、前掲の例にもあるやうに給金を前金でその大部分を受取つてゐる。

殊に給金といはずに身代金といつてゐるものも少なくない。中には質物奉公人請状とさへ稱してゐるものがある。

かうした點から見ても當時の奉公人關係が、所謂主従關係に基づく絶對的服従に近かつたことは明かである。

奉公人請状の第一の簡條を各地方に依つて比較すると、例へば都會と農村の如き、又都會に近い農村と遠い農村と比較すると、給金や年期關係の數字が出て来る。又同じ土地のものを年代順に並べて見ると、そこに時代的變遷も窺はれるし、男女別に依つて比較すれば、違つた勞

働關係も知り得る。そればかりでなくそれらを通じて、當時の社會狀態を如實に想像させて呉れる。

私は今最も變化の少ないと思はれる奉公人請状について見ても、なほ幾多の生活の變遷を知り得ることを證據立てようとしたのであるが、奉公人請状以外のいろいろの文書は、過ぎ去つたわれわれの祖先の日常生活をより以上にまざまざと物語つて呉れる。

塵埃裡にあつて、屑屋のやうな仕事をしながらも、その勞苦を慰めて呉れるものは、さうした興味である。それらがやがて自分の頭腦の内の「徳川時代」なる概念を是正し、少しでもはつきりした形で描き出し得る時を楽しみにしてゐるのである。

(昭和十年一月)



奉公人請狀

徳川時代の奉公人がどんな状態にあつたか。又どの程度の報酬を得てゐたか。その奉公関係はどんなものであつたか。都會と農村とで差異はなかつたか。さうした問題はかなり興味のある問題だと思ふ。しかしそれらを十分に解決するためには、相當多くの資料を要する。今私はそれらの問題のすべてを解決し得るほど多くの資料を有してゐない。私の手許にある資料の中では下野國都賀郡上泉村（今の中村上泉）の名主方の奉公人請狀が五十二通あつて、もつとも纏まつたものである。上泉村は當時大體において純然たる農村である。そこで農村における勞

一

働關係の一資料として、ここにこれを少しく解説して見たいと思ふ。

二

五十二通の請狀中、一番古いのは寶曆十年（一七六〇）で、一番新しいのが寛政十一年（一七九九）である。丁度第十八世紀の後半に當るわけである。男三十九通、女十三通である。中には質持奉公人請狀と稱するもの五通、村定使奉公が八通ある。

質持奉公といふのは親が子を、夫が妻を奉公させて、その身代金として、金子を借用するものである。故に給金は與へられるが、時には却つて返金しなければならない場合が多い。今その一例を挙げると、次ぎの請狀に書いてあるやうなのがそれである。

「此長七と申男髓成者ニ御座候ニ付拙者請人ニ相立、當辰十二月十日來ル巳ノ十一月廿日迄御奉公ニ差出シ申候、御給金之儀ハ爲身代金參兩貳分髓ニ請取申候所實正ニ御座候、相定之通御奉公無滞相勤、巳十一月廿日御暇被下候節、金壹兩貳朱御返金申上、御暇可申請候御事、  
「此者宗旨之儀ハ法花宗ニ而、御法度之宗門類族ニ而も無御座候、若シ此者取逃欠落仕候ハ



バ、雜物品とハ不申及、其者尋出可申候、萬一此者長煩抔仕候敷、又ハ御氣ニ入不申、半途ニ御暇被下候ハ、儘成人代相定候共、又ハ金子ニ成共御望次第ニ可仕候、御給金之儀ハ日勘定ニ被成可被下候、

「右之通拙者請人ニ相立、御奉公爲相勤申候内、何仕業成共被仰付次第、無相違爲相働可申候、勿論如何様之六ヶ敷儀出來仕候共拙者引請、少茂御苦勞ニ掛け申間敷候、爲後日御請狀依而如件、」

その後請人と人主とが連印することは普通の奉公人請狀と同じである。當時普通の奉公人の場合でも前借するのが普通であるから、この點においては質持奉公人と何ら變りがない。唯普通の場合には勤終了の際殘金を與へられるが、質奉公人の場合には、給金は給金として、先づ借用金額を返済しなければならぬ。従つて前掲の例のやうに豫め差引してその返金を記載して置く場合もある。

三

定使奉公といふのは、村に住んでいろいろな走り使ひに雇はれる者である。故にこれは名主の個人的な使用人ではなく、名主として村役人の資格において使用する者である。従つてその諸費用は名主個人の負擔ではなく村全體に割つけられる。定使の請狀の一例を掲げて置かう。

「此傳兵衛と申者同國同郡山田村者ニ而、儘成者ニ御座候ニ付、私請人ニ罷立、當戌三月二日ヨ來ル亥ノ二月迄定使御奉公ニ差置申所實正也、但御給金之儀ハ米四俵大豆五石被下候筈ニ相定メ申候、年季之内如何様之御用タリ共、晝夜ニかぎらず被仰付次第、急度相勤メ可申候、御法度之儀ハ不及申、何事<sup>茂</sup>急度爲相守可申候、萬一取込欠落仕候ハ、雜物品とハ不申、其者共尋出シ御存分ニ埒明可申候、若又長病死失等仕候ハ、早ト人代差出シ御事欠セ申間敷候、又ハ喧嘩口論如何様之六ヶ敷仕出シ申候共、私引請少<sup>茂</sup>御主人之御苦勞ニ掛け申間敷候、宗旨之儀ハ代々天台宗ニ而、御法度之宗門ニ而無御座候、寺請狀御用ニ候ハ、何時ニ而モ早速差出シ可申候、爲後日奉公人請狀仍而如件」

四

奉公人の給金は何程であつたらうか。定使奉公の場合には上掲の例の如く實物給付であるが、他の場合にはすべて貨幣給付である。唯所謂御仕着せを與へることを約したものが二三通あるが、それはすべて女である。夏木綿單物、冬木綿布子としてある。給金の額は女の方は概して一年に二兩一分か二分で大體同じである。唯一通四兩といふのがあるが、その理由は證文だけでは解らない。これに反して男の方は頗る區區である。最低一兩一分、最高四兩一分である。但しこの四兩一分といふのは唯一つで、三兩三分がそれに次ぐ最高で、數も多い。大半が三兩以上である。概していふと、質奉公人の給金が一番悪く、次いで女の普通の奉公人、男の普通の奉公人といふ順序になる。例へば前述の如く女は大體二兩一分位であるのに、女の質奉公人の例を見ると一兩三分である。これは質奉公人の場合には前借が多額（大體四兩位）であるためであらう。概して前借が多いと、給金が少なくなるやうである。

大體において普通の奉公人は一年季であるが、質奉公人は二年季である。そして質奉公人の方は年季終了後の計算が相當複雑である。それは利子が加算されるからである。その上、途中でさらに借用することが少なくないからである。今その計算の一例を擧げて見よう。

身代金三兩二分、給金一ヶ年金三兩三分で二ヶ年季の利兵衛といふ者が、第一年の終りにどのくらゐの負債を残したかといふと、身代金三兩二分に對し、利子三分二朱、合せて四兩一分二朱、それに年季中、三百文一回、百文四回、二百文一回、合せて六回借用したので、その利子共一貫八文、總合計四兩二分三百四十文の負債となつた。その年の給金を差引くと金三分と三百四十四文の負債が残つたことになる。年三兩三分の給金は質奉公人としてはこの場合唯一の高給である。それでもなほ負債が残るのである。第二年度の詳細は解らないが、年季を完了せずに十ヶ月残して暇を貰つてゐる。そこで給金の方は日割で計算して、差引二兩二朱三百十六文を貰ひ、身代金は二分減じて三兩返済してゐる。結局一ヶ年二ヶ月の労働は利息の外に二兩餘りに値することとなる。

五

同一奉公人が年季を繼續することも少なくないが、大體において一年で暇をとるやうである。人別改帳等を見ても、概して農村奉公人の出入りが多い。そしてその村の者よりも他村の者の

方が多いやうである。上泉村の例に従ふと、同村の者十二名に對し、他村の者四十名である。勿論その分布状態は同村を中心とする狭い範圍に過ぎない。他國他領の者はゐない。徳川時代のやうな人口の移動の困難な時代にあつては當然であらう。

以上の労働が如何なるものであつたか、又年齢等については遺憾ながら奉公人請狀だけでは解らない。江戸のやうな都會における給金は、同じ頃にそれらより少しく高かつたやうである。多分四兩くらゐであつたらう。又上掲の證文を年代順に並べて見ると、男の給金は大體高くなる傾向が見える。農村における労働者の減退を示すものといへる。又安永五年（一七七六）以前には質奉公人の例がなく、後半において多いことは、農村窮乏のあらはれとも考へられる。勿論上述の例だけでかうした斷定を下すことは出来ない。唯かうした資料がわれわれに過去のいろいろな現象を物語つて呉れる例として述べたばかりである。

（昭和十年三月）

淺野長晟の借用證文

私藏の文書中に淺野但馬守長晟が片桐市正且元から判金貳拾枚を借用してゐる證文がある。先づその全文を紹介して置かう。

「借用仕判金之事

合 貳拾枚也

右之金子當暮急度返弁可仕、爲其如此  
以上

慶長拾八年七月廿五日



るは證するに足れり」

といつてゐるから、「國書解題」の説明は明かに間違ひである。如電翁の文章に正續とあるのは白石の編纂した藩翰譜と、これに續いて幕命に依つて編纂された藩翰譜續篇とを指すのであつて、従つて藩翰譜備考が新井白石の著作であらう筈がない。しかしもし解題に示されてゐるやうに、藩翰譜の系圖だけを別冊にしたものであるとすると巻数が合はない。唯それは今の問題でないし、又「藩翰譜系圖備考」を見てゐないから、一寸斷定出來ない。「野史」の著者の引用する「備考」は「國書解題」のいふ「備考」でなく、「系圖備考」のことであらう。

さて問題に歸つて淺野長晟が但馬守に任官したのが、一般にいはれてゐるやうに就封後であるとすれば、それは慶長十八年十月、少なくとも幸長の死んだ同年八月廿五日以後でなければならぬ。さうだとすれば前掲の借用證文は偽物だといふことになる。そこに記してある七月廿五日には未だ但馬守に任官してゐない筈だからである。もし「野史」に註記してあるやうに、慶長十四年に任官してゐるとすれば、勿論差支へない。この點からは贋作とはいへなくなる。私としては長晟が就封後に任官したのではなく、その以前、少なくとも七月廿五日以前に任官し

たものであつて欲しいことは勿論である。逆にもしこの證文が正しいといふことが證據立てられれば、長晟の任官を就封後とする「大日本人名辭書」及び「藩翰譜」の説明は誤りになる。この借金に關しては、さらに他の二つの文書がある。長晟は證文面にある通りに慶長拾八年に日比某を介して、十二月廿五日に返済した。(この日比については何かで見た覺があるので探して見たが、今手もとにあるものでは一寸解らないので、他日調べて見ようと思つてゐる)そこで且元と日比の書翰がある。やや判讀し難い文字があるが、左に掲げる。最初に日比氏の分を掲げると、

「 追勿市□の書物も□□申上 以上

尊書忝致拜見 何當夏市正より取替上申上判金貳拾枚只今被成返弁、早と被入念段、別る満足被申上、則直ニ返事被申上へ共、私よりも能と可申上由被申上何時成共、是式は用之儀可被仰聞之□、猶は使者口上ニ可被申上 恐惶謹言

日比平太門

□□書判

十二月廿五日

淺野但馬守様

尊報

且元の分も内容は殆ど同様である。

「此狀拜見申ゆ、何當夏取替申判金貳拾枚只今持參被下ゆ、隨請取、則前と書物返進申ゆ、何時成共是式之返用可□間、可被仰越ゆ、何れ來春以面可申上ゆ、書中不能詳ゆ 恐と謹言

十二月廿五日

片市正

且元書判

淺但馬守様

此報

この時代のかうした書面に慣れぬために誤讀した點もあるかも知

Handwritten signature and notes in cursive script, including the name '片市正' and '且元書判'.

片桐且元の書翰

れないが、かういふ書面までも贋作するとは思はれないから、前掲の借用證文は正常なものであり、それが正しいとすれば、淺野長晟は就封前に但馬守であつたといへる。

この借用證文はさらにいろいろなことを想像させる。慶長十八年といへば、大阪冬の陣の前年である。慶長十七年三月に京都の大佛殿が出来上つた。十八年といふ年は秀頼と家康との間柄が極めて微妙な關係にあつた時である。例の有名な大佛の鐘銘事件は翌年の四月に起つた。五月には且元が駿府に來て辯疏してゐる。十月には大坂と關東と手切れになつた。翌元年夏の陣が終ると間もなく、五月廿八日に且元は六十二歳で死去した。さうすると前掲の書面を認めると時は且元は丁度六十歳だつたわけである。長晟は寛永九年九月に四十七歳、一説に依れば四十四歳の時に歿したといふから、慶長十八年には未だ二十八歳又は二十五歳の若さであつた。そして借金した時は未だ紀州和歌山三十七萬六千石の大諸侯ではなかつた。家康に仕へて備中の國で二萬石（又は二萬四千石ともいふ）を賜つてゐたに過ぎない。且元は誰も知るが如く、攝津の茨木で一萬二千石であつた。慶長十八年に秀頼が所領の地を加へんとしたが、關東を憚つて固辭してゐる。しかしその年の九月に駿府で家康に見參した際に「右大臣家加恩の事、辭

し申さで給るべしと仰せ下さる」(藩翰譜)。この時賜つたのは一萬石であるといふ。「此事内とは大御所の仰によりて賜ひしといふ。」従つて二萬二千石になつたわけである。しかし貸した時には二萬石と一萬二千石ではあるが、先づ兩者同じくらゐの小諸侯であつたことになる。

判金貳拾枚とはどのくらゐになるのか。各時代の貨幣を單に比較することは誠に無意義なことである。金の品位も違ふし、物價も異なる。無意味なことを知りつつも、どのくらゐか見當をつけたくなるのは人情である。慶長元和の頃、判金壹枚は大體銀五拾貫匁餘に當る。「三貨圖彙」に依ると、慶長十八年に銀五貫四千三百匁に米三石五斗であつたといふ。従つて銀五十貫なら、米三十二石餘買へる。判金貳拾枚なら銀一千貫匁、米六百四十石になる。假りに一石三十匁とすると、大約二萬圓となる。亂暴な計算方法ではあるが大體の見當はつくかと思ふ。

何故淺野長晟は片桐且元から借金したのか。前に述べたやうに大坂育ちであつたから特に且元と懇意であつたのかも知れない。しかし何のために借りたのかは皆目解らない。もつと多くの文獻に當つて見たらかなり解るかも知れないが、未だ探つて見ない。解らないだけにいろいろ想像も出来る。一枚の反故は種種様様のことを語つて呉れる。それは單に且元、長晟が歴史上

著名な人物だからばかりではない。名もなき人の遺せる反故の中からも盡きざる興趣を拾ふことが出来る。あるひはそれはわれわれのやうな資料探索者の特權かも知れない。

(昭和十三年四月)



日本貨幣史話

一 はし が き

人間が貨幣を作つたのは古いことである。その初めは貨幣が便利だつたからである。文字通りに重寶ちゆうほうだつたからであらう。その頃は人間が貨幣を使用して重寶だと思つたのであるが、やがて貨幣は、あまり重寶過ぎて、後世では貨幣が人間を使役するやうになつた。「人間萬事金の世の中」といふことになれば、金はもう重寶ちゆうほうかも知れないが、便利な道具ではなくなつた。人間が金のために働き、金が人間を使役することになる。貨幣は手段でなくて目的になつた。經濟學は貨幣獲得を目的とする人間の行動を勞働と名づけてゐる。貨幣のためには名譽も、節

操も生命さへも何とも思はぬやうな人間がそこらに澤山ゐるやうになつた。だがこのことは人間の生活をよくする上からいへば考ふべきことであらう。

漱石であつたと思ふが、金があまりに重寶過ぎるから、色分けをして、その使用範圍を限定したらよからうといつてゐたが、今日他の理由から貨幣の活動範圍を限定し始めたことと比較して面白く感ぜられる。米・マッチ・炭等々の購入がそれぞれの配給切符に依つて行なはれるやうになつた。しかし配給切符だけでは購入出来ない。矢張り貨幣がなければ買へない。いはば貨幣を一時的ではあるが、米色、マッチ色、炭色等に色づけをすることに外ならない。そして貨幣の力を限定することになつたのである。

貨幣は古くからあるが、貨幣が大きな力をもつやうになつたのは、そんなに古いことではない。ここ四五百年來のことである。わが國でいへば徳川時代の頃からである。勿論後に述べるやうにその以前でも金銀を重寶として尊重したことはある。だが全般的に貨幣が人間を使役するやうになつたのは近世になつてからである。俺は貨幣のために働いてゐるのだといふやうなことを傲然と公言して憚らなくなつたのも新しいことである。天職といふやうな考へ方が著し

く薄くなり、營利的性質が強くなつた。が今又さうした營利行爲に對する批判が起り、新しい經濟倫理が提唱されるやうに變つて來たのである。そこには貨幣の力に限度を設けやうとする意圖が見られる。その際わが國の貨幣發達の過程のうちから、それに關聯ある面白さうな出來事をいくつか拾つて見るのも、まんざら無益なことでもあるまい。

## 二 物品貨幣

貨幣といふと直ぐ金・銀・銅のやうな金屬類で出來た鑄貨を聯想するか、又はお札きつぱのやうなものを考へるが、初めはそんな特別なものがあつたわけではない。金にしても、銀にしても一つの物であつて、假令それが頻繁に交換の役目をしてゐたとしても、唯それが便利だからであり、相手がいやだといへば、交易は出來ないのである。貨幣としての強制流通力をもつてゐたわけではないのである。この頃わが國の物不足の現象から、貨幣では困る、お米で呉れとか、砂糖で呉れとかいふやうな事件が起つてゐるらしいが、それはある意味ではむかしに逆轉したのだともいへる。がそれは今のところ未だ幸ひにも例外的現象に過ぎない。クシヤクシヤの五

拾錢札を出されても五拾錢だけの商品を渡さなければならぬ間は、貨幣は依然として強制流通力をもち、貨幣としての役目を果たしてゐるのである。

かうした強制流通力をもつてゐない、むかしの交易媒介要具を學者は物品貨幣といふが、嚴密にいへば、それらは貨幣ではない。わが原始日本人が貝を交換の媒介とし、支那語で買と貝とが同音であるやうに、日本語でも兩者ともに「かひ」であるといふ説もあるが、それらは交換交易に好んで使用されたかも知れないが、それは貝類を好んで裝飾用具に使用したからで、貨幣として意識して使用したのではあるまい。その外曲玉や石鏃のやうなものも恐らく同様であらう。

ごく僅かであるが考古學者が支那の古代貨幣をわが國の九州・中國・信濃などで發見してゐるが、勿論それらが通貨として使用されたのではなく、單に遠い國から渡つて來た珍しいものとして珍重したに過ぎないのであらう。それらのものは裝飾その他に當時勢力のあつた人人が座右に置いて愛玩したのかも知れない。それだからその死後棺の中に死骸と共に埋められ、永い歲月の間、人の目にも觸れず遺されてゐたのであらう。

又古い日本の記録などを見ると、布帛や絲などと一緒に鐵が給與された記事がある。それらの品物が人間の生活に缺くことの出来ぬものであり、祿や代料として人人に與へられたことを意味する。勿論前の貝や曲玉を好んで交易に使用した時から見ると、大分後のことではあるが、やがてそれらが後の鑄貨に進む段階でもあつた。しかし未だ貨幣として一般の交易媒介の役割を果たし、人人を強く牽きつける力をもつてゐなかつたのである。換言すれば、生活必需品としての價值以上に、すべての物品の総合的な結合點としての價值をもつてはゐなかつたのである。

### 三 鑄錢變遷

交換の媒介物として鑄貨が最も便利であることは敢ていふまでもないであらう。支那錢の渡來に依つて、すでに錢の便利なることを知つてゐた筈であるから、わが國でも鑄錢の業を起したのではなからうか。鑄貨が何時頃始まつたかについては、學者の議論は區區である。あるひは文獻に鑄錢司の記事のある持統天皇の頃にありとし、あるひは元明天皇の和銅元年の有名な和

銅開珠を以つてその最初のものであるとする。私は今ここにそれらの起源論について議論しようとは思はない。又銅錢以前に銀錢も一部で行なはれたやうであるが、それについてもここで論ずるつもりはない。和銅四年に出された舊錢叙位その他の法令について少し述べて見ようと思ふだけである。

奈良朝の初め、銅錢を鑄るくらゐまでに經濟生活は進んで來たのであるが、一般の人人は銅錢を好まず、又あまりそれに馴れてゐなかつたやうである。旅に出る時には、食糧を携へて行つた。錢をもつていつても、それで食糧を得ることは出来なかつた。人人は錢を喜ばなかつたのである。

彼等は錢の便利なることを、知らなかつたのだらうか。錢の便利を知らなかつたといふよりも錢が便利でなかつたのである。例へばある者が都から來た旅人に食物を與へて、錢を受取つたとする。その受取つた錢はどうにもならない。裝飾とするにはあまり感心しない。他の者から何か求めようとしても誰も受取つて呉れない。同じくは昔のやうに銀か曲玉と交換して欲しい。錢では困る。つまり錢に強制流通力がなかつたからだ。

それに對して當時の政府のとつた對策は正しかつた。錢の使用を強硬に強制せんとしたのである。しかし最初は先づ前述の蓄錢叙位の令を發したのである。それを見ると錢の有用なことを述べて、

「夫れ錢の用たること、財貨を通じ、有無を易ふる所以也、當今百姓、尙ほ習俗に迷て、未だその理を知らず、僅かに賣買すると雖も、猶ほ錢を蓄ふる者なし」

と説き、蓄錢の多寡に應じて位を授ける旨を告げられてゐる。錢が流通媒介の要具たることを説きながら、蓄錢を奨励するのは少々おかしいが、各人が名譽欲につられて錢を集め始めれば、自ら錢の取遣りが頻繁となり、錢を流通し得ると考へたのかも知れない。今の貯蓄奨励とは少少趣きを異にする。

しかしかかる手段を採用しても、なほ錢の流通は不十分であつた。和銅六年には政府は一方前記の法令を強化して、郡司少領以上の役にある者で蓄錢六貫を越えぬ者は、假令性識清廉にして事務に長じてゐても、遷任出來ないことにした。さらに他方田の賣買に錢を使用することを強制した。

「田を賣買せんには、錢を以つて價と爲せ、若し他の物を以つて價と爲せば、田並に其物共に没官とせん、或は糺し告ぐる者あらば、即ち告人に給ひ、賣り及び買ふ人は並に違勅の罪を科せん」

その法頗る峻嚴である。しかしもし錢を以つて完全な貨幣たらしめんと欲するならば、この手段は絶対に必要である。通貨の受納を拒むやうなことが起れば、貨幣は貨幣たる資格を失ふからである。政府のこの徹底的な態度はある程度の効果はあつたらう。何故ならばその後新錢の鑄造もやり、私錢さへ法規を無視して作る者もあつたからである。がこれらの法令の實施状態の如何に拘らず、ここで最も注意すべき點は、その強制流通の力を附與したことである。それがやがて後に、貨幣が他の商品と異なる特別の價值を有するやうになる、遠い原因であるからである。

#### 四 長者傳説

諸國に傳へられるものに長者傳説がある。その多くは神の示顯などに依つて巨萬の財を積み、

そのいくら費つても費ひ切れぬ富によつて王侯貴族も及ばぬやうな生活をしたりしてゐるが、常にそこに薄幸な肉身——殊に美しいひとり娘をもち、一條のロオマンスを描き出してゐる。その富の獲得は多く全然偶然の因縁に基づくものである。

豊後の國、大野郡三重の郷、萬の長者は孤あなしであつて、炭焼に養はれ、炭焼小五郎と名のつてゐたが、その前生は天竺の大満長者であつた。ある時黄金の龜が出て來て、その旨を知らせ、莫大の寶の在所を教へた。

どうしたら金銀を得ることが出来るか。金銀を思ふやうに得ることが出来ればよいといふ願望が、その得難いといふ事實と重なると、前世の因縁とか何とか、現實には知られない世界から突然降つて湧いたやうに與へられるより外に方法がない。だが他方に得た金銀を如何に貯藏するかを、苦心した話も少くない。

金銀を埋藏する風は貨幣經濟が本當に發達してゐない頃には一般的なものであつたらう。金銀を人知れず埋めて置いた話はむかしから數限りなくあり、それを掘りあてやうとする欲の深い現代人もなくはない。何時の頃か、中野長者といふ富家があつた。毎晩下男に金銀を負はせ

て、森の奥に人知れず埋めて、その歸途、とある河の橋の所で必ず下男を切殺して、金銀のありかの外に洩れぬやうにしたといふ話がある。河は今の江戸川の上流、橋は今の淀橋であるといはれてゐる。

金銀を流通させるよりも、これを蓄積して喜ぶ風は古くから存してゐる。徳川時代の學者が金銀は衣食にもならず、何の役にも立たぬものだといひながら、矢張り米穀につぐ寶として金銀を擧げてゐる。金銀に對する人間の愛著、金銀の魅惑力は想像以上に強いものがあらう。古い時代でも錢よりは銀しろがねを好んだのである。下男の命など物の數ではない。金銀の秘密の庫くらは誰にも知らしたくない。自分が金銀をもつてゐるといふことを、人に誇らんがために蓄積するのでもない。金銀の豊富なことによつて、何らかの權勢を得んとするのでもない。唯秘かにこれを貯へて自ら慰めとするのみである。傳説の長者は多く強欲非道である。金銀のためには何ものをも犠牲にして顧みない。そこに後の營利的精神の面影が認められる。

しかし長者傳説の中には、違つた要素も認められる。彼等が長者となると共に大きな權力者としてその地方に君臨してゐることである。金銀財寶と權力とを享有し、時には愛情といふや

うな無形のもののために山と積む黄金、白銀、その他の財寶を惜しむことなく投げ出してゐる。萬の長者はひとり娘の半女を手離したくなかつたばかりに、都の使者に黄金五百兩、綾百疋白胡摩千石黒胡摩千石芥子千石、虎の皮千枚蠟の皮千枚、綾千卷錦千卷珊瑚五百丸瑠璃珠五百丸と度々献上してゐる。娘に對する愛情の如きをもふみにじつて金銀に執著する長者もなくはないが、割合に少ないやうだ。勿論上記の寶物の數數は長者の富の大いさを物語る手段に過ぎないが、「宇治拾遺物語」に出てゐる留志長者の如く、妻子にも、まして従者にも、物くはせ、きすることもしないやうな者でも、慳貪の心を失ふ時は、憐みをかけるを人情とする。長者傳説にも一脈の人情味を與へんとしたものであらう。

長者が金銀を秘しかくす間は、未だ本當の貨幣經濟ではない。長者傳説が印度から來たか、支那から來たか、それがどう變形して日本の長者傳説となつたか、はつきりしないが、長者といふ言葉の移り變りからいへば、鎌倉の末から足利時代のことではなからうか。長者はその地方地方の豪族を意味し、その地方において權勢と富貴とを獲得してゐた者であらう。それがやがて富の力の大きくなるにつれて富者の意味になつたのであらうが、その場合の金銀は未だ眞

の意味の貨幣ではなく、朱や漆や虎や皮などと同じく寶物で、唯埋藏蓄積するのに最も好都合なものであつたに過ぎない。近世的貨幣論の教ゆるところに従へば、價値の貯藏といふ貨幣の職能の一つを果たしてゐたと見ることは出来る。金銀が貨幣として有用な資材であつたことが早くから認められてゐたわけだが、實際の通貨としてはあまりに價値が高すぎたのである。

#### 五 承 樂 錢 の 話

金銀が通貨としてあまりに貴すぎたとしたならば、何を通貨としたらよいか。それには昔から使用されてゐる錢より外にない。前に述べた和銅開珎が鑄造された後も、所謂皇朝十二錢の鑄造はあつたが、銅も不足し、貨幣制度もよくなかつたため、あまりうまく運用されてゐなかつた。そのうち宋との交通が盛んになるにつれて、宋錢が夥しく渡來して來た。殆ど全國に亘つて普及してゐたらしく、今日でも宋錢を發掘することはさまで珍しいことではない。足利時代になると、益々銅錢が必要となり、そのために特に支那との貿易が要求され、義滿のやうに國辱的な待遇をも敢て辭さず、明と貿易する將軍さへ生ずるに至つたのである。

明錢のわが國に渡來したものは、そんな關係から大變多かつたが、殊に永樂錢が最も多く、又わが國人の好むところとなつた。永樂錢は明の永樂九年に鑄造されたものであるが、足利時代を通じ、徳川の初期までわが國における錢の標準的なものとなつてゐた。

この永樂錢が特に關東地方に多く流通したことについて、徳川時代の隨筆のうちに屢々次ぎのやうなことが書かれてゐる。應永十年八月二日未の刻といふから午後二時頃から關東地方が暴風雨となつた。堂社民悉く倒るとあるから相當ひどい嵐であつたらしい。翌日の巳の刻、朝の十時頃までこの風は續いた。ところがその日の夕方、午後四時頃、唐船が一艘相州三崎に漂著した。その旨鎌倉に注進したが、時の關東管領は三代目の佐兵衛滿兼の時であつた。早速伊東次郎右衛門尉貞次、梶原能登守景宗、三浦備前守義高の三人を奉行として取調べさせたところ、前日の暴風雨で難破したのだが、船中に唐銅、永樂錢を數萬積んでゐた。京都の幕府に進した後、船中の財寶を殘らず取上げ、その代償として日本の産物を與へて歸國させた。これがわが國における永樂錢渡來の最初であり、又關東において永樂錢の多く行なはれる所以であるといふのである。

この永樂錢が應永十年に渡來したといふ説は、「中古治亂記」などにも見えるところであるが、もし永樂錢が永樂九年に作られたものならば、勿論あり得べからざることである。何故ならば應永十年は永樂元年だからである。だから明史のいふところが誤りでないならば、應永十年に齎らされた唐錢は外のもでなければならぬ。關東地方で永樂錢が大に行なはれた理由として、徳川時代の學者は他にいま一つの理由を擧げてゐる。

天正の初め頃、關東に限らず、各地で永樂錢の外に質の悪い鑿錢が流通してゐた。そこで各地で鑿錢が行なはれて兎角争ひが起つた。その時關東で最も勢力のあつた北條氏康は以後關東では永樂を用ひ他の錢を使用すべからずといふ命令を出し、家臣山田信濃守定信、笠原越前守等に命じて各村村に高札を建てさせた。そのために永樂錢のみ關東に止まり鑿錢は關西の方へ行つてしまつたといふのである。三浦淨心の「北條五代記」には天正よりも二十數年前の天文十九庚戌の年にしてゐる。

何れにしても足利時代には唐錢の通貨としての流通は著しく、この時期を貨幣經濟時代の初期としてゐる學者もあるからである。錢は最早強制されなくとも各人が喜んで受取るやうに

なつた。貨幣としての特殊の力をもち得るほど、流通の範囲が一般的になつて來たことを示すわけである。關東で流通を禁止された悪い錢が關西の方に流れ出すほど、錢が自由に使用されてゐたことになる。金銀と比較しては比較にならぬほど價値の低い銅錢ではあるが、それが一般に流通しさえすれば、銅といふ實質の價値以上の値打ちをもつことになるのである。

(昭和十五年九月)

### 徳川時代の生活と儉約

一概に徳川時代といひましても、三百年、嚴密にいへば慶長八年家康が征夷大將軍になつてから、大政奉還まで二百六十五年間に亘つてゐますから、その間にはかなりの變化があります。生産力もこれを慶長頃と末期とを比較しますれば、相當増大してゐますし、人口もある程度まで増加してゐます。かういふやうに經濟が發展してゐるにも拘らず、徳川時代を通じて、終始儉約が主張力説されてゐます。何故徳川時代にかく儉約が主張されたのでせうか。

それには勿論いろいろな理由がありますが、一つには精神的理由といふべきものがある。徳川時代を通じて勢力のあつた學問は儒教であります。儒教では「儉は國の本就」とか、「儉な



らざれば國亡ぶ」とか申しまして、大にしては一國の興隆から、小にしては一身一家の隆盛まで一に節約であるかどうか依存すると論じて居ります。従つて人人も如何に節約といふことが重要なものであるかをよく承知してゐたのであります。

しかし唯、理論だけでは實際に強い力をもつわけにいきません。節約をしなければならぬといふ實際上の理由があつたのであります。それは物の不足である。先程申しましたやうに、初めと比較すれば、漸次に生産力は増大してゐますが、全體として見れば依然として物は不足して居つたのであります。

徳川時代は今から僅か七八十年前のことではありますが、その生産状態を見ますれば、今日とは比較にならないくらい乏しいものであります。従つて徳川時代の生活は今日の生活と大分に違ひます。その著しい點を挙げますれば、第一に各家の生活が自給自足的であります。交通運輸の機關も備はらず、何時饑饉が起るかも知れず、欲しいものも直ぐ買へるといふわけにいきません。江戸や大坂のやうな大都會でもなかなか今日のやうなわけにはいけません。況んや地方の小都會や農村では常に萬一のために用意して置かなければならない。大根がとれる時期には

澤山にこれを買ひ込んで樽に漬けてしまつて置く、その外梅干とか味噌とかいふ永もちのする食料も一年分ぐらゐ保存する。それは今日いふ買溜とは違ひます。世の中が不便であつて、何時でも欲しいものが得られないし、又饑饉などが何時起らぬとも限らないから、自然必要な物は自家に保存して置くといふ用心から生じたものであります。しかし今日買溜が行なはれるのにも、同じやうな理由がないではありません。爲政者は注意されたいと思ひます。

又徳川時代の生活は生まれながらの身分に依つていろいろなことが定められて居ります。大名は大名、武士は武士、百姓は百姓、町人は町人といふやうに社會的地位が定められ、さらに同じ大名でも百萬石の大名と二三萬石の小大名とは格式が違ふ。同じ武士でも上士と下士とは全く待遇が違ふ。地面をもつてゐる高持百姓と水呑百姓とは同じ挨拶は出来ません。従つて經濟生活の方面も身分に依つて消費統制をしようとしてきました。百姓は酒や煙草を呑んではいけないとか、お茶を飲むのは贅澤であるとか、町人は二階家を造つてはいけないとか、いろいろ禁令を出してゐます。つまり身分相應の生活をすべしと命じたのであります。

身分不相應の生活する者は嚴罰に處せられました。つまり金があるからといつて贅澤な生活

をすることは許されなかつたのであります。今一例を挙げると、江戸小舟町三丁目石川屋六兵衛といふ金持があつた。その女房はこれも富家の中橋上楨町の石屋久三郎の娘、この石屋久三郎は石垣普譜を請負つて巨利を得た成金ですが、その娘で贅澤に育ち、そして富家に嫁し、日頃から大變に贅澤な生活をしてゐました。丁度天和元年五月八日、五代將軍綱吉が寛永寺へ廟參の時、この石川屋六兵衛の妻が下谷廣小路で御成を拜觀した。店先に毛氈をひき、自分もきらびやかなりをしてゐましたが、召使の者にも贅澤な衣裳をつけさせ拜觀してゐましたから目に立つた。何者の妻であるかと調べて見ると、町人石川屋六兵衛の妻であるといふ。町人として身分不相應だといふことになつた。偶と調べると贅澤な別荘などをもち、平素の暮し方が頗る奢侈であることが解つた。そこで石六夫婦と息子は十里四方追放といふことになり、財産は沒收された。

この石川屋六兵衛は別に特に悪いことをしたわけではない。自分の金で好きなことをしただけである。しかしいくら自分の金でも勝手なことをしてはいけない。今日のやうに金さへ出せば勝手だといふわけにはいかない。身分不相應なことをすれば罰せられた。かういふやうに嚴罰

に處せられたが、世の中は泰平であり、生活も向上して來たから、町人には大分金をもうける者が出來た。金もち購買力のある者に金を費ふなといつてもなかなか無理です。昔も今も同じやうに、金を費ひます。町人は金をもうけるが、武士と百姓とは困つた。儉約は依然として必要なので、幕府は盛んに儉約令を出したが、一般の奢侈はなかなか止まさない。何とかして町人を抑壓し、奢侈を禁止しなければならぬ。そこで儉約に關しいろいろな議論が出て來ます。當時の學者が儉約についてどんなことをいつてゐるか。一つ二つ面白さうな例を拾つて見ませう。

熊澤蕃山——本當は熊澤了介といふべきでせうが、慣例に従つて熊澤蕃山と申して置きますが、この蕃山先生が世の中が段々奢侈になつたのは、物が多くなつたからである。昔一通りより持つてゐなかつた者が、今は二通りも三通りも持つてゐる。澤山に持つてゐるから大切にしない。皿や小鉢を割つても平氣である。昔のやうに一通りで澤山だといはれてゐます。實際物が澤山になると、つい知らず知らず無駄に使ひます。しかし物が多くなること自體は悪いことではありません。蕃山先生の御説は少し消極的に過ぎるやうに思ひます。

又かの有名な新井白石先生が面白い議論をされてゐます。昔より今の方が奢侈になつたといふが、昔の品物は結構なものが多く、今の品物は綺麗かも知れないが結構なものではなくなつた。昔は親が使つた物を子が使ひ、さらに孫が使ふといふやうに何度も使用出来た。結構なものだが決して奢侈にはならない。然るに今は一度使用すると二度使用しない。綺麗かも知れないが、甚だ無駄が多い。一度毎に變へてゆくのは甚だ贅澤だといふのであります。この議論は大變面白いと思ひます。粗末なものを作つて一遍毎に棄てるよりも、丈夫な結構なものを永く使用する方が、本當の意味で節約になります。

徳川時代の人人の物資に對する考へ方についても、今日われわれが學んでよいものが少なくないと思ひます。

徳川のごく初期には物持と金持とを區別しまして、物持はよいが、金持はよくないと考へてゐました。物持といふのは物資を粗末にしないで保存し蓄積した人で、大變よいことであるが、金持といふのは、天下に流通して始めて役に立つ金銀を所有してゐる。——金銀は衣食住には直接には少しも役に立ちません。唯交易流通に役立つものである。それを自分の家の庫に死蔵

して置くのだから、わるいものだと考へたのであります。しかし前に述べたやうに、生産力も増加し、貨幣經濟が發達して來ましたから、物持と金持とは同じことになつてしまひました。しかしこの物を大切にすること、大切に思ふことが大變に重要なことなのです。一枚の紙、一片の布、一筋の糸でも、何かの用に立つかも知れないのですから、これを無駄にしないことを心がける必要があります。徳川時代の人人は、その品物が多くの人人の勞働と苦心とからなるといふことばかりでなく、天から與へられたものを一物と雖も無駄にしまひといふ心がまへをもつてゐました。勿論徳川時代の人も勞働の成果だから大切にしなければならぬといふ意見をもつてゐた。かの水戸光圀は奥女中達が紙を無駄に使ふのを見て、「お前達は紙を使ふのが好きだが、その紙を作るのは大變面白いから作る場所を見せてやらう」といつて、紙すき場を見物させた。寒風の吹きさらす露天で紙をすいてゐるところを見せたので、奥女中達は閉口して、それからは紙を無駄にしなくなつたといふことです。これなどは勞働の如何に苦しいものであるかを示して、物を大切にしなければならぬことを教へたのであります。さうした理窟からでなく、心から物を無駄にしまひとする精神がより重要であると思ひます。

この頃わが國でも、廢物回収といふことが盛んに行なはれてゐます。勿論これも結構なことです。しかし廢物が澤山集まつたといつて自慢してゐるやうな話を聞きますが、これは大變に間違つたことです。中には廢物がないのに、廢物を提出しないと體裁が悪いなどと、まだ使ふことの出来るものを廢物として出される方もあるとか聞き及びます。使へるものを廢物にし、その代りとして新しいものを買ふなどといふことは、廢物回収の目的に添はないばかりでなく、節約の本旨にも適ひません。一家に廢物が多いといふことは主婦の最も恥すべきことです。廢物のないといふことこそ自慢して然るべきことなのです。

徳川時代には物が不足でしたから、自然廢物を如何に利用すべきかといふことをよく考へてゐます。さうした例も澤山ありますが、ここでは略して置きます。要するに本當の節約といふのは、もつてゐる物を十分に利用することです。白石のいつてゐるやうに、生産者には丈夫な結構なものを作つてもらひ、消費者はそれを使へなくなるまで使ふ。いろいろに利用する。それが小にしては一家の經濟を大變に助けることになり、大にしては國家の經濟に貢獻することになります。

(昭和十五年五月)

## 徳川時代の民政家

— 蕃山・丘隅・尊徳を語る

—

徳川時代の數多い民政家たちのすべてについて、一一これを論ずることは、到底限られた紙數においてなされ得るところではない。またそれらの人人の傳記をならべ立てたところで讀者の興味を喚起することは出来ないであらう。當時の民政家と呼ばれる人人がどんな考へをもつてゐたか。またどうした態度で民衆に臨んでゐたか。さらにいはゆる民政家として後世尊重される人人がどんな素質の人間であつたか。今徳川時代の初期から後期に至るまでの間で、違つた型の民政家に、その代表者を求め、上記の諸點を明かにして見ようと思ふ。

まづよき民政家と呼ばれるものを初期に求めれば、熊澤伯繼、即ち蕃山先生が挙げられよう。中期においては東海道川崎の良里正、田中丘隅を、末期においては二宮金次郎、尊徳先生を舉ぐるも大過なからう。

これらの三者はその型において著しく相違するものである。しかしいづれもその少年時代にあつて困苦したことは同じである。蕃山が浪士の子に生まれ、東近江の片田舎で賤民の食する「ゆりこさうすぬ」を食して苦學し、丘隅は廿歳のころ川崎驛で馬糞を勤めてゐた。尊徳が貧苦のうちに勤儉力行したことはあまりにも有名な話である。これらの少年期において下層民とともに生活したことが、やがて後年彼等が治民のことに當るに際し、力強い自信——體驗からにじみ出た信念となつて、役に立つたことはいふまでもなからう。

蕃山がその主池田光政の信任を得て備前の國の施政に與り、丘隅が川崎の名主問屋、田中源左衛門の知遇を得て良里正となり、さらに大岡忠相に知られて幕府の命によつて農政水利に功を挙げた。尊徳は小田原侯久保忠真に知られて、その分知宇津家の再興を託され、いづれも民政家としてのその手腕を現はすに至つたのである。蕃山・丘隅・尊徳いづれも水利を治め、



田畠を開墾、又は復舊し、その收穫を増大し、救民の實を挙げた人人である。これらの人人が後世から多大の尊敬を拂はれるのも當然である。勿論彼等の事業は必ずしも同じくはない。また後世に及ぼした影響も等しくない。しかし彼等がよき民政家として賞讃さるるに至つたことは同じであり、また従つてよき民政家と稱せらるる共通の性質を有してゐたのである。

二

民政家たるものは実践的なることを要する。民政家は實際に事に當るものである。机上の理論をもつて事に處してはならない。彼等は實際家なるがゆゑに、あまりに理想的であつてはならない。遠大なる理想を有し、時代を遙かに抜んで民衆に先行するものはよき民政家とはなり得ない。大家は急激なる變化を喜ばない。従つてよき民政家はいづれかといへば保守主義者である。

しかしよき民政家は民衆と同一水準にあつてはならぬ。又すべての點において時代と同化するものであつてもならぬ。民衆よりは一步先だてるものでなければならず、また時弊を知つて、

これを改革する勇氣を有するものでなければならぬ。

前に掲げた三人の民政家の中で、蕃山が最も理論家であり、理想家である。後年彼の新田開發事業に對して批難するものもあつた。海保青陵の「善中談」といふ本の中に、次ぎのような記事がある。

「この新田がこの國の貧になりたる濫觴なり、此は熊澤了介と云ふ儒者の富國の術を致されたる心は至極宜けれども、算用に詳かならぬ人ゆへに無算用に出來されしことなり、その訣は新田開發と云ふことは富國、金の有りあまる國のすることにて、貧國の今日の急を救ふ人のすることにあらず……金借りて開發すれば、利息は新田の上り高にてはつぐなはれず」これによると蕃山の開發事業は無算用——儒者の机上論の如く思はれるかも知れない。しかし彼は決して無算用でもなく、理論倒れでもなかつた。彼はみだりに田畠を開發することを戒め「國に田畠ばかりにて、山林不毛の地なきは、士民ともにたよりあしき物なり、野は野にておきたるぞよく候」とさへいつてゐる。さらに彼の山林保護論などを讀めば如何に彼が慎重であり、保守的であるかを知り得るであらう。それらの新田開發の多くは、蕃山から痛く批難さ

れた津田永忠のなしたところであるといはれてゐる。蕃山があまりにも有名であつたために、何事も蕃山に歸する風があつたのである。

蕃山と反對に實踐を重んじたのは尊徳である。その分度論のごときは最も甚だしい現状維持を基本としての議論であり、明かに儒教の天命論の影響を受けて生じたものである。人間を初め萬物はその生まれたままの天命を享けたものである。その天命に安んじ、その分に應じたる仕事をなせと説くのである。高十石の百姓は高十石の天命であるから、それに應ずる分度を立てて生活せよといふのである。この點において最も保守的なものであり、當時の社會から一歩をも出づるものではない。

しかし彼等は何れも時代の弊害がどこにあるかを十分に知つてゐた。蕃山がその君の奢侈を戒むる際になした觀察、丘隅が元祿期における成金者流——紀文とか奈良茂とかを見て、その街商の悪弊を指摘せること、いづれも當時の社會の弊害を知つて、これが救済を主張するものであつた。

民政家はその社會、その時代から遠くかけ離れたものでなく、その時代にあつてこれを指導するものであるが、他方民衆の心持、心理状態を會得してゐるものでなければならぬ。民衆の心理を知るには、彼等とともに生活することが必要である。この點において蕃山も、丘隅も尊徳も、その實際上の體驗が大いに役立つたことであらう。しかし他方民政家は常に鋭い觀察眼をもつて民衆を見、彼等を巧みに指導する必要がある。尊徳が單なる慈善的救貧をもつて民衆を怠惰ならしむるものとして退けたり、また「其米を施すに道あり、下賤の人情にあたらざれば得難し、下賤の人情を得るに道あり」といふのも、民衆指導の方法を指示するものである。

徳川時代における民衆は大部分無知の農民である。その指導の方法においても勿論今日とは異ならざるを得ない。無知なるがゆゑに容易に指導し得ると思ふならば、それは大いなる誤りである。田中丘隅はその著「民間省要」のなかに當時の農民の性情を看破して次ぎのごとく述べてゐる。

「夫れ百姓といふものは元來性僻にして、すさまじきものなり、集る時は能城を守り、散する時は郭を破る、黨を結ぶに及んでは、金銀珠玉を不顧して、身命をかへりみるることなし、久敷邪に入ては、正法のことといへども、新規のことはたやすく得心せず、其國風、其他ならはしにしみては、他の流を用ひず、且家業の耕作、田地のこしらへ、苗代より初めて一切の種物下し様に至る迄、只古來より仕來ることを用ひて、善といへど、惡を不<sub>レ</sub>改、鏝<sub>レ</sub>鐵諸事の農具以同前たり、その用ひ様によりて頼母敷味方とも成り、還ておそろしき敵とも成る事、多くは其村の長たる者の人によるものなり」

けだしよく百姓民衆の性情を知れるものといへよう。これ彼がよく當時の良吏たることを得た所以である。殊に徳川時代にあつては、上下の階級、身分の隔りが甚だしいから、百姓の不平は容易に上に通じ難い。抑壓された不満はいつか爆發せざるを得ない。これを未然に防ぐためには、層一層民政家の洞察力を必要とした。まして彼等を怠惰から勤勉へ、陋習から善風に導くがためには、今日の官吏輩の想像し得ざる苦心を必要としたのである。

徳川時代にあつては民政家は特に実践家たることを必要とする。徒らに安逸に居して一片の命令書によつて行なはんとするも、少しも実績を挙げ得るものではない。彼等は常に現場監督でなければならなかつた。それも今日のやうに、屬官屬吏を従へて悠々漫歩する視察なるものとは訣が違ふ。時には身みづから衆に先んじて労働しなければならなかつた。蕃山のごとき一藩の重役たるものでもみづから陣頭に上つて指揮した。丘隅も然り、尊徳に至ればいよいよ然りである。徳川時代の民政家は立案者であり、計畫者であり、現場監督たることを必要とした。故にみづから衆に先んじて実践して見せなければならぬ。尊徳が前述の宇津家再興のために、その領邑たる野州櫻町に至るや、その復舊の計畫を立て「鶏鳴より初夜に至るまで、日日廻歩、一戸毎に臨んで人民の艱難善惡を察し、農事の勤惰を辨じ、田圃の經界を察し、荒蕪の廣狹を計り、土地の肥磽流水の便利を考へ、大雨暴風、炎暑嚴寒といへども一日も廻歩を止めず」、しかも身「自ら艱苦に處し、衣は綿衣身を掩ふに足るを期し、用ふべからざるに至らざ

れば、別衣を製せず、食は一汁の外を食せず、邑中に出て食するに冷飯に水を濺ぎ、味噌を嘗めて食するのみ」(報徳記「卷之二」)。道樂に一日菜葉服を身に纏ふ者と同日に語るべきものではない。もとより徳川時代の民政家と今日の施政者と同じからざることはない。唯その誠意より出で、實踐躬行することによつてのみ、やうやくその効果を挙げ得た徳川時代の民政家の苦心を推察することが肝要である。

かうした民政家の努力にも拘はらず、多くの場合二つの強敵を生ずるものである。一つは頑固な保守主義者からの反對であり、他は急進主義者からの攻撃である。

蕃山が早くも隠退せざるを得なかつたのは、種々なる理由もあらうが、彼の改革を喜ばなかつた者の多かつたこともその一つである。尊徳が改革を行なはんとするや、「邑中の奸智佞惡のもの、表は先生の指揮に従ふが如くにして、内心これを妨げ、一事手を下す毎に故障を訴へ、或は愚民を煽動し、その事業の破壊に至らんことを謀り、荒蕪を開かんとすれば、在來の田圃猶耕耘の力足らず、何をもつてか開田を耕すことを得んやとこれを妨ぐ。」保守主義者の反對は極めて陰性であり、頑固である。これに反して早急に効の擧がらざることを攻撃する急進主



義者の反対は陽性であり、破壊的である。民政家に對しては前者は民衆の間に、後者は上級官吏の間に多く發生する。そして両者が一緒になつて、時に民政家の事業を一掃し去ることが少なくない。この點において民政家は一種の改良主義者である。そしてすべての點から異常なる忍耐と決意と斷行とを必要とする。

## 五

徳川時代の民政家が最も留意したのは農業であつた。勿論今日の民政家といへども、依然農業には十二分の關心を拂はなければならぬが、徳川時代においては農業がすべてであつた。従つて當時の民政家は農業上の技術について、多少とも知識を有する必要があつたとともに、いづれも「農業は國の本なり」といふ信念のもとに働く者であつた。當時の社會状態から見ても、また儒教の影響のもとにあつて、この種の尙農思想が爲政者の心を支配してゐたことは當然である。蕃山が「農が本にて工商は農を助けるもの」であるとなし、尊徳が「農は大本なるをもつて、全國の人民皆農となるも間なく立行くべし、されば農は萬業の大本たること、これ

において明了なり」と論ずるのも、その時代的影響をうけたものである。

かく彼等はいづれも農業を尊重する。農業を尊重することは必ずしも農業を行なふ百姓を尊重することにはならない。當時の爲政者はその良き者と悪き者とを問はず、いづれも農業の重んずべき所以を知つてゐた。しかしその多くが農民に對しては、これを單に貢租の源泉と見、油粕や、ぬれ手拭に比較して、絞れば絞るほど取れるものと考へてゐた。農民は愚かな、また頑なものである。これに生活の餘裕を與へる時は、徒らに彼等を遊惰ならしむるに過ぎない。百姓自身のためにもならぬ。かういふ考へは、當時識者と呼ばれてゐた人人の間にも少なからず存してゐたのである。

農民を愚かな者、賤しい者とする考へは、蕃山・丘隅・尊徳といへども變りがない。尊徳が農業を賤業とし、従つてこれに従事する農民を賤しい者とする議論は、最も興味ある論法である。即ち

「凡物根元たる者は必卑しき物なり、卑しとて根元を輕視するは過なり、夫家屋の如き土臺ありて後に床も書院もあるが如し、土臺は家の元なり、是民は國の元なる證なり、さて諸職

業中また農を以て元とす、如何となれば自ら作て食ひ、自ら織て着るの道を勤ればなり、この道は一國悉く是をなし差閥無きの事業なればなり、然るに大本の業の賤きは根元たる故なり、凡物を置くに最初に置く物必ず下になり、後に置たる物必ず上になる道理にして、是則農民は國の大本たるが故に賤きなり」(二宮翁夜話)

この議論の中にはみづから賤しといひながら、そこに一種の尊重の觀念の存するを見る。しかしそれは依然として、農を尊重するのであつて、農民を尊重するのではない。農民は賤しく王侯武士は尊いのである。蕃山の如きは百姓は愚にして、自分の所有田畠を子孫に分ち與へるがため、つひにいづれも自立し難くなる旨を説明し「世間にたわけといふ言葉は、百姓の上より出し、田分にて候」といひ「民は如此知恵なくして、をろかなるものゆへに、いにしへは上より、民の所帯の法を立られしなり」と斷言してゐる。當時の良き民政家と呼ばれし人人といへども、農民を愚昧なるものとする點においては一般の論者と少しも變るところなかつた。

六

農民は卑しく愚かな者であるからといつてこれを擯取してよいといふ議論は成り立たない。

徳川時代のよき民政家と稱せらるる人人はこの點において一般の論者とは異なる。農民は愚かなる者であるから、どこまでもこれを指導してゆかねばならぬ。また指導することが彼等の任務であると考へた。農民憐憫論である。これに關する蕃山の議論は最も代表的なものであり、またよく當時における武士對百姓の關係を描寫せるものであるから、敢てここに紹介する。

「百姓は年中辛苦して、作出したるものを、のこらず年貢にとられ、その上にさへたらずして、未進となれば、催促をつけられ、妻子をうらせ、田畠山林牛馬までも、うらせてとらるれば、その百姓家をやぶりて、流浪し行方なきものは、乞食となり、たまたま村里にはさまりゐるといへども、凶年には餓死をまぬかれず、甚だしきものは、有無の差別をもしらず、水せめ、簞卷、木馬などのせめをなす、これによりて、病つきて、死し、或は病者になりて用にたたざるもあれども、いむことなれば、うつたへもならず、凶年にて、百姓の迷惑するもきには、よき田地山林屋敷等を、下直に買得などして、富人はいよいよ身代よろしくなるものあり、村里かじけて、とるべきようなくして、免をさぐれば、富人も諸百姓につれてとも

に免さがりて、ますます富有なり、この富有の民、五十家百家の中に一、二家有をもつて、百姓ゆるやかにて、奢といへる成るべし、豊年には薪藁をうり、木の實などをうりて、何その祝儀事には、酒肴を求むる事あり、大勢のことなれば、一村より二人づつ出ても、城下の町にてみる時は、多きようなり、これらをもても、百姓はたくはへ有ようにいへり、彼も人なり、かようなことまでも、ならざるようにと思へるは、あまりに不仁なり、春より冬にいたり、あくるよりくるまで勞苦して、武士をやしなふ者なれば、少し酒肴にても求るをみては、悦べきことなるを、武士の心くだりて、いやしく成たるゆへなり、わかき人人は幼少より見習ひききをきて、ただ如此ものと思へり、心をつけてかへりみば、はづかしきことならん、風俗いやしきゆへなり、なげかしきことならずや」〔集義外書〕

藩山が百姓に對し、これだけの理解と同情とを有してゐたればこそ、名民政家として後世に稱せらるるに至つたのであらう。徳川時代の民政家が常に注意した點は、農民の苦しき生活である。丘隅が、「夫百姓と云物、渡世誠に淺ましき物にて、中々百姓にして百姓斗をかせき、心易く渡世の相立つ物にてなし」といつてゐるやうに、漸く貨幣經濟が隆盛となるにつれて、

農村の生活は容易でなくなつた。農工商といはれてゐるやうに、身分においては町人の上にくらゐるものでありながら、事實は町人よりも、否無職遊民の徒よりも、遙かに低い生活に甘んぜざるを得なかつたのである。彼等は無知である。しかし彼等とても人間である。勞働の苦は何人といへどもこれに耐へねばならない。しかし何らかの慰安がその苦難中にも少しは残されなければならぬ。徳川時代の民政家は民の生活を憫み、同情し、これに多少なりとも慰安を與ふることに努力するところがあつた。しかしそれは要するに農民を憐憫する以上に出づるものではなかつたのである。

七

しからは彼等が後世においてよき民政家と稱せられる所以はどこにある。彼等が農民の生活を知り、農民の困苦を解し、しかも農民の心理をよく會得して、これを憫み、これを導いたが故であらうか。實に上述したやうにこれらの點において、彼等が優秀なる人生指導者であつたことは誤りではない。またこれに對し大いに感謝する必要もあらう。しかし彼等がよき民政家

と稱せらるるのは、むしろ彼等が一國の生産能力を増大させた点にあると考へられる。

蕃山は和氣郡八塔寺村において、その持論たる農兵を行なつたといはれ、また半田、龍口の諸山に大いに植林をなしたといふ。その他新田開發、治水工事をなしたことは甚だ有名である。

丘隅は享保八年幕府に召さるるや、荒川、多摩川の水除普請堤、四箇領用水の修理をなし、享保十一年には相州酒匂川文命堤の修築等をなし、大いに水利を開き水害を防いで田畠の利を大にした。

尊徳は前述の如く櫻町邑復興の仕法を立て、これを果たし、また相馬藩にその仕法を傳へ、小田原藩の窮乏救済に當り、また幕府に召されて後は利根川治水の大事業に係り、また晩年には日光神領荒地開拓の命を受けた。

以上に依つて見ても、徳川時代においてよき民政家と稱せらるる人人が、如何に土地の開拓、それによつて生ずる收穫の増大に貢献するところ大であつたかを知ることが出来よう。しかもその收穫の増大の本來の目的がどこにあつたか。それは上述の極めて僅かな例によつて明かに推察し得るやうに、一國一藩の財政救済にあつた。貢租の増大をはかる點においてはよき民政

家も、悪しき代官も同じことであつた。ただ不良爲政者が苛斂誅求によつて貢租の増大をはかつたのに反して、よき民政家は民力の涵養による自然增收を期待したに外ならない。いづれも一國一藩の繁榮のために、——といふよりも、貨幣經濟の發達によつて町人階級から壓迫を受けつつあつた、武家財政の救済のためになされたものであつた。

われわれは徳川時代の民政家から學ぶべき點は決して少なくない。彼等はいづれも誠意をもつて事に當つた。彼等はよく民衆心理を會得してゐた。彼等は農業水利の技術知識について優秀な人人であつた。これらの點は今日といへども爲政者の學ぶべき點である。しかし彼等は民を導く前提として民を愚なるものと假定した。民に教ゆるに自己の開發よりも忍従の精神をもつてした。社會生活全體の向上發展を期待するよりも、武士社會を養ひ繁榮せしむる基礎として民衆の經濟力復活をはかつた。則ち一部支配層の利益のみを念とした。これ所謂民政家が保守的に傾く所以である。今日の爲政者たる者の甚だ注意しなければならぬ點であらう。

(昭和十一年一月)

## わが經濟倫理思想の變遷

暴風雨とか地震海嘯といふやうな天災に絶えず襲はれ、家屋の密集した大都市も一朝にして焼野原となる、一生に何度かは火災に遭遇するものと諦めてゐる日本人の經濟生活に對する觀念は、石造又は土造の永久的建造物の中に生活してゐる人人の有するものと自ら異ならざるを得ない。

外界の現象と頗る密接な關係をもち、住家の内外にあまりはつきりとした區別のないわれわれの生活は、自然の侵入に絶えず脅かされてゐるのである。そこには永續し得るものは何も存

してゐない。木竹、紙、粘土、破壊しようとするれば、何時でも跡形もなく拂ひのけることが出来る。作らうと思へば忽ち出来る。「軒を争ひし人の住居、日を経つつ荒れ行く。家はこぼたれて淀川に浮び、地は目の前に畠となる。」これが兎にも角にも一國の首都の都移りの状態である。その經濟生活は極めて簡單であり、天變地異に依つて如何に破壊され消耗されても、又忽ちに再現し得る程度のものであつた。従つて資財に對する執著も比較的少なく、概して淡泊である。

かうした經濟生活が、全體として日本人の財物に對する觀念を作り上げる基礎を構成してゐる。極めて貧弱な經濟生活を以つて満足し、事足れば足れりとしたその經濟生活は自然そのものに融合して作られ、自然のうちに喜びを求め、自然に従つて生活する。自然を阻止し、自然に反抗することの甚だ無益であることを知つてゐた。人間の力の如何に無力であるかを現實に示されてゐたからである。それが他方日本人の物質文化の發達を甚だ遅らしめることにもなつた。物財は一時的のものに過ぎずと考へることは、それらを改良する勞を惜むことになる。當面のことに間に合へばそれでよいとして、遠い將來のことは考へなかつた。又事實考へても致方が

なかつたのである。それが西洋文明の影響を受けた今日でも、なほ名残りをとどめてゐて、粗雑な間に合せものを作つてゐる。

二

わが思想界は早くから支那思想の影響を受けた。そして支那大陸のやうな、全く違つた社會生活のうちに生み出された思想を取り容れ、これを攝取しようとした。永い間にそれらの支那思想は日本化された。上述のやうな状態から老莊思想は最も喜ばれた。儒教や佛教も取り容れられたが、本來の形とはよほど違つたものになつて來た。

日本人の書いたものに、支那の書物に現はれたところと全く同一の表現を採つてゐるものがあるが、本當に理解して表現してゐるのかどうか疑はしく思はれることが少なくない。物財の尊重すべき所以を支那の聖人の言葉を引用して論じてはゐるが、それはわが國の建造物の美觀を支那文の崇嚴華麗な文體を以つて表現してゐるものと同じく、唯單なる形容に過ぎぬことが多い。

衣食足りて禮節を知るといふことの眞理であることを知つても、武士は食はねど高揚子式の考へは決して力を失つてゐないのである。利害の打算をかなり理解してゐてもなほ瘦我慢の必要が力説されてゐるのである。支那では貴喜福財の四神のうち財神が最も重んぜられてゐるが、それらの四神の繪姿とわが福神である大黒蛭子の像とを比較して見るがよい。支那思想の物質主義的要素は、われにあつては單に理論として把握されただけで、それから新しい思想を生み出し、國民生活を指導するやうな力をもつことは出来なかつたのである。勿論物質文化の進展は物を尊重する思想を育てあげて來たことはいふまでもない。又永い間の支那思想の影響に依つて、それから多くのものを取り容れたことも否定し得ない。しかしそれらは本來のものとはかなり相違して來た。例へば「天」といつてもわが國人の解する天は支那人のそれとはかなり違ふ。従つて天帝とか天子とかいふ熟字にしてもまるで違つたものになつてゐる。

三

概していへば、わが國では物よりも人に重きを置き、物を著しく輕視する結果として、物を

作ることを尊ばない傾向が強くなり、力を勞することを卑しむ風がある。支那聖人の心を勞する者は人を使役し、力を勞する者は人に使役されるといふ思想を肯定すると共に、食貨のことに奔走する者は士人ではない、そして士人だけが完全な「人」なのであるから、今日の意味の經濟人は問題とならない。それらは單に「士」に依つて指導される者に過ぎないと考へた。

しかし徳川時代以降、經濟生活がやうやく複雑となると共に、經濟生活が重要となり、従つてそれに従事する經濟人を問題として取り上げなければならなくなつた。そこで新しく經濟倫理の問題が起つて來たのである。しかしその場合でも支那思想の義利説を援用してはゐるが、結局物財輕視の觀念が根本となつてゐる。即ち利を求むることは人間の物欲を恣にすることであつて義に反する。しかし必ずしも利を否定するのではない。義に依つて求め得らるる利こそ眞の利であるといふ。不義にして富むことは排斥されるが、正常の利は農工商それぞれの職分に應じて當然採り得るものであるとするのである。

しかしこの義不義の區別の具體的標準はどこに求めるかは頗る困難な問題である。従つてそこに勞力説のやうなものもあれば生産費説のやうなものも出る。又他方利を武士の祿に比較す

る者も出來、又進んで利を追求することを肯定する者さへ生じたのである。故に幕末には海保青陵のやうに同じく支那思想に基礎を置きながら（このことは事實としては怪しむに足らないことではあるが）、利潤追求を人間の本性として説明する者も出たのである。結局義不義の別は主觀的なものに過ぎなかつたのである。

四

それでもなほ生産に従事することを正當とする倫理的基準は主觀的ではあるが與へられてゐる。私はこれを二つの點に分かつて解するのが便利であると思つてゐる。

一つは生産に従事すること、即ちその職業をその者に與へられた職分として尊重する觀念である。換言すれば天職と考へ、これに出精することが、その者に賦課されたこの世での運命と考へるのである。それは所謂身分天命論から出たものではあるが、同時にその職業に従事する者に一つの倫理的規範を與へることになる。與へられた職業を忠實に果たさへすれば、それから生ずる利害得失は敢て論じない。酒屋が酒の配給を圓滑ならしめ得れば、それで満足する。

恰も藝術家が自己の作品がよく出来たことをもつて最上の欣びとするのと同じである。その作品が賣れやうが賣れまいが問題ではない。自分の氣に入らなければ、假令いくら買手があつても賣らない。唯與へられた職分に忠なることを專一とするのである。この觀念のうちには個人主義的な、又ある意味では利己的な觀念さへ含まれてゐることを見逃し得ないが、兎に角生産者の行動に一つの倫理的基準を與へてゐる。

第二に物財を天から與へられたものとして尊重する觀念である。即ち「天物」といふ考へであつて、すべて物財を預り物と考へるのである。従つてこれを濫りに費消してはならず、又自己の欲望満足のためのみ勝手に浪費してはいけないのである。これは勿論生産者だけの問題ではなく、消費者にとつても同様であるが、特に生産者にとつては物資の使用法の基準となるのである。假令利潤があつてもその物資を浪費さるやうなものに使用することはよくないと考へるのである。生産者が消費者の用途を規定してかかるのである。

この思想に關聯してはなほ多くの問題がある。

例へば當時最も多く論ぜられた有名な青砥藤綱の滑川談にも關聯してゐるし、又物財には生

命があり、最もその物財を活用する人の手に入ることを喜ぶといふ思想とも相通するところがあるが、ここでは割愛する。又かうした思想が生産力が不足し、物資の供給の不十分なことから生じたといふ議論についても、ここでは敢て論及しない。

五

上述の如き日本人の經濟倫理思想は徳川時代の貨幣經濟の發展と共に徐々に変化してゐた。しかし變化したといふのは、なくなつてしまつたといふのではない。丁度物質輕視の思想が財物尊重の考へ方に移行していつても、依然として物質輕侮がその根柢に残つてゐるやうに、貨幣經濟の發展と共に利潤追求を是認する思想が強くなつて來ても、なほ上述したやうな倫理的觀念が日本人の心の底から拂拭することは出来なかつたのである。西洋の經濟學が輸入され、資本主義制度が樹立されても、それから生じた營利的經濟思想と絶えず闘争してゐたのである。「士魂商才」とか、「實業」とか「奉仕」とかいふ言葉がその時代時代に案出されたのは、兩者の妥協を計らんとする努力である。従つて日本人と西洋人と、又時には支那人との間でも



經濟上の問題で衝突して兩者共に理解し得ないことが往々にして起る。「金錢の多少は問題ではない、誠意が問題である」といふことは日本人の好んでいふところであるが、相手にとつては不可解なことであらう。資本主義的經濟倫理は貨幣を以つて基準とする。それを以つて具體的標準とし、儀禮や形式は問題ではないのである。明治以後における日本人の經濟倫理思想は甚だしく中途半端なものであつた。といふよりむしろ確乎たる基準をもつてゐなかつたといふ方が正しいのであらう。古き思想は破棄されて、新しい思想は模倣の範圍を出で得ない状態にあつた。しかるに早くも今やそれらの外來思想を排撃し、新しき經濟倫理思想の樹立を必要とするに至つたのである。

(昭和十五年八月)

### 後藤三右衛門

天保改革の失敗後、各々その關係者が所罰された。後藤三右衛門光亨もその一人であつた。しかも彼一人死刑に處せられた。彼が如何なる人物であつたかについては、從來多くの人人に依つて論ぜられてゐる。兎に角彼が一廉の人物であり、ある意味において政略上の犠牲となつたといはれてゐる。彼は明かに一個の人物であつた。彼の才と智とは尋常者を抜くこと大であつた。その林氏より出でて後藤氏を繼ぐに至つた以前においても、又銀座後藤氏の家運の衰頹を挽回するに當つても、さらに彼がその金權に依つて裏面にあつて最高政治に參與するに至つても、彼の才と智は縦横に働いた。彼が水野越前守忠邦に呈した建言は如何に彼が算數に明る

い才智の人であつたかを證據立てるものである。

彼は才智の人ではあつたが、その處世における成功は彼をして自負の人たらしめた。才智ある人間は物事の行く先を十分に洞察し得るために、動もすれば回避的になり、ドンキホーテたり得ない。彼も才智の人として洞察力に富んでゐる。彼が越前守の性質を評して寛と恕と乏しとなし、その峻烈なる改革を評して、終りを全うする所以でないと批難してゐる。それにも拘らず彼自身については何らの危険をも感じなかつたらしい。彼は自己を信することあまりに厚かつた。

彼は決して輕はづみな人間ではない。彼が天保七年に二十萬兩上金についての書簡などを讀んでも如何に慎重に事に處したかを知り得る。しかし彼の成功は不知不識に自負の念を高めたやうである。信州飯田の町家より出でて、天下の銀座として宗家の事業を繼承し、多額の借財があつたのを皆濟し、富貴權門と肩を並べ、その生活振りは大名以上と噂されるやうになつた。しかも彼は實家を援助し、自ら「林家之門葉東武にはびこり」といつてゐるくらゐ一家一門の繁榮を見たのである。彼がその自負心を高め、自ら自己の運を信すること甚だ厚かつたのも無理ならぬことであつた。

理ならぬことであつた。

このことは彼にとつても、又彼の子孫にとつても甚だ不幸なことであつた。彼ほどの才智を有しながら、濫りに當路の重職を批難し、政治を論評することが、當時において如何に危険であつたかにかぬ筈がない。彼の忌憚なき建白書を読んだ者は何人も彼が自分をも辨へず、上司を上司とも思はぬその態度に一驚するであらう。今日ならいさ知らず、當時において許さるべき限度ではない。しかも彼はそれを自認してゐない。彼自身は、「死罪を申し渡さるる程の罪科、この身に於て露覺えいはず」と稱してゐる。勿論その建言は今日から見れば、決して罰を得るほどのものではなかつた。しかし當時の通念はこれを許さない。公儀を恐れざる不屈な致方である。彼はそれを認識し得ぬほど運に馴れてゐたのである。勿論彼を死罪に處するに至つた経路は、同族後藤四郎兵衛の反對運動や密告、又は水野、堀等の舊内閣に對する牧野備前守の政略等も有力な原因となつたかも知れない。しかし彼がもし今少しく慎重であつたならば、あるひはその災禍を免れ得たかも知れない。

信州飯田の郷土史家、小林郊人氏の近著「後藤三右衛門」を、三右衛門の生家林氏から惠與

を受け、三右衛門の書簡その他未見の資料に接し、益を得ること少なくなかつた。それらに依つて見ても、彼が才智の人であり、殊に經濟の才を有すること常人に卓越してゐたことを知り得る。又彼が相當の企業的精神を有してゐたことも窺はれる。唯恨むらくは彼の眼界は狹隘であつたやうである。小林氏も強調されるが如く彼の郷土愛は熾烈であり、情熱にも富んでゐた。しかし彼の顧慮するところが、あるひは故郷であり、あるひは一家一門又は一身の榮達であつた。それらに對しては彼の細心な才智が働いてゐる。その建言に現はれた政治觀も表面儒教的批判につつまれてはゐるが、裏面に一身上の問題が微妙に流れ込んでゐる。彼が一身一家を離れ、大局から事を論じ、身を處し、その天賦の才智を働かしたならば、假令同じ罪に死するとしても、より大なる人物たることを得たであらう。このことは彼のために最も惜しむべきことであらう。

(昭和十一年三月)

## 徳川時代の私塾生活

### 一 和氣塾塾生日記

英雄偉人の日記がいろいろな點から見て興味の多いことは敢ていふまでもないが、それとは別な意味で凡人の日記も興味が多い。ここに紹介しようとする日記は凡人のそれである。名主の子に生まれ、江戸の私塾に入門した少年の平凡な私塾生活の頗る簡単な日記である。斷續的であり、同じやうなことの繰返して記載してゐるのではあるが、それを讀んで見ると、徳川時代の私塾生活の様子が多少とも窺はれるばかりでなく、いろいろな點から見て興味を覺えたので、長篇を厭はず敢てここに紹介せんとする次第である。

一、徳川時代の師弟關係が今日のやうなものでないことは、誰でも知つてゐることではある

が、特に注意されることは、實際の學問研究——即ち勉學の方法は支那の史書經書の講讀であつて、何ら實踐的意義をもたないが、師弟間の日常の接觸が不知不識に少年に感化を與へてゐることである。それらの點はこの日記のうちにも窺はれる。

二、それほど非實踐的な漢學を、何故農村の子弟である者が數年を費して敢て習得せんと欲するのか。それは明かに一種の社會的虚榮に基づくものであらう。筆者が名主の子であること、しかも江戸近在の名主であり、江戸には娘が縁づいてゐる。江戸で修業したといふことが、後に名主たるべき愛兒にとつて好都合であるばかりでなく、自己の虚榮心の満足でもあつた。故に子供が學問で何らかの業績を残して呉れるよりも、何年かの修業を終へて無事歸村して呉れることが何より望ましいのである。後に漢學の外に醫學を習得させたのも同じ意味である。師の言葉として日記に、「ワレオモフニ親父公ノ意ニハ、ナンデモ土地ニ醫者ハナシ、第一利ノ爲ニナリ、人ニタツトバレテヨシ、名主バカリヨリ大ニ人ノモチイヨキ也」と記してゐる。しかし、親の子を案ずる情はよくこの日記に現はれてゐる。昔も今も變らぬと今さらながら思ふ。

三、それならば子供はどうか。唯江戸にゐたいのである。江戸生活を樂しみ、ある程度の學問的興味は起つてゐる。後には自分の詩集さへ刊行しようとしてゐる。勿論學問と實踐との關係などは考へない。唯知的遊戯としての學問にはかなりの興味を覺えてゐたやうである。しかし結局は農村に歸らざるを得なかつたのであるが、恐らくかなり苦惱したことと思はれるが、日記には記してゐない。

四、筆者は苗字（關口氏）もあり、名主の子弟であるとはいへ、百姓の子である。塾生活中に身分的差別待遇を受けたかどうか。百姓の子として侮蔑された記事は唯一回あるが、その學の上に別段差別を置かれたやうには思はれない。あるひは塾生中に百姓町人の子弟が少なくなかつたのかも知れない。

五、その他、師に對する謝禮、詩集出版費など、多くの興味ある記述もあるが、遺憾ながら記述があまりに簡略であるため、多きを期待し得ない。

以上の諸點を念頭に置き、以下の本文を読まれたならば、多少とも興味を覺えらるることと思ふ。最初上記の分類に従つて、日記の本文を取捨しようかとも思つたが、それでは却つて持

ち味を失ふやうな気がしたので、敢て全文を掲げることにした。

日記帳は半紙四ツ折で、文化十三年正月に始まり、文政三年六月六日を以つて終つてゐる。文化十五年が文政元年であるから、略々五年間に亙るのであるが、文化十四年を除き、何れも半途で筆を捨ててゐるので、實際の分量はその割合に少ない。文化十三年の分は一日毎に行をかへてゐるが、その後は立てつづけに細字で認めてある。元服前後の少年ではあるが、早熟の人の多かつた當時であるから、文字文章の稚拙の割合に、ませてゐる。

彼が入塾したのは當時江戸で相當流行した和氣柳齋の私塾である。柳齋は江戸の人、名は行藏、字は大道、號は柳齋又は尙古道人、安永六年に生まれ、嘉永六年に死んだ。著書には「苑園文集」「古文學則」「作文連語大成」「聖學」「聖學講義大意」「松島紀行」「柳齋筆記」「論孟異同篇」等がある。

柳齋は北條霞亭とも親交があつたやうである。森鷗外の「北條霞亭」には次ぎのやうな記事がある。

「霞亭は十四日を以て江の島鎌倉に遊ぼうとしてゐる。同行者は和氣柳齋である。聖學並に

聖學講義大意を閲するに、彼に「文化七年、歳在庚午、冬十一月朔、江都柳齋主人和氣行藏古道題」とし、此に「文化七庚午歳、武藏鄙人和氣行藏述」と署してある。想ふに庚午は柳齋が町儒者として盛に門戸を張つてゐた時であらう。柳齋筆記は早く五年前（文化二年乙丑冬）に刻せられてゐた」（『定版附外全集』著作篇第八卷九五頁）とある。しかし、「日記」には霞亭に關する記事はない。何れにしても柳齋が化政度における町儒者の一人として、相當門戸を張つてゐたものと思はれる。この「日記」の文化十三年から文政三年は柳齋歳四十から四十四に當り、最も旺んな時期に相應する。

「文化十三丙子年

正月七日 晴天 一作詩 和氣先生開講

今日宇佐美方ヨリ水入モライ候、且又橋爪方ヨリ烟草入、黒川方ヨリ小菊二狀ト玉□□モラフ

九日 晴天

今日親父來ル、甚吉供、藤屋同道、

十六日 晴天

一作詩 午ノ刻スキヨリ大雨風吹、夜成之刻即雨降、亥ノ刻スキヨリ大雨フル

十九日 晴ル 一作詩 早朝雪フル、  
一首クモル

今日宇野氏入塾

廿八日 晴天 一作詩 風吹

二月朔日 晴天 一作詩 早朝曇ル

四日 晴天 二作詩 大南風

六日 曇リ 朝雪少々細雨降ル

今日ヨリ荀子讀始、

九日 晴天 一作詩 朝雨フル

今日ヨリ淨立寺カヨイ

十日 晴天 一作詩

十二日 晴天 三作詩 未之刻地震

十三日 晴天 一作詩

今日甚吉來ル、宿本ヨリ堅餅モライ、可吉方ヨリ九年母七ツモラウ、(註、可吉は筆者の弟で

ある)

十四日 晴天 一作詩

今日ヨリ早川氏カヨイ、

十五日 晴天 一作詩 未之刻ヨリクモル、

今日ヨリ宇野氏カヨイ

十六日 曇リ 一作詩 申ノ刻前ヨリ雨フル、

今日早川氏ヨリ塾中へ豆煎二重來ル、

廿一日 晴天 一作詩

廿二日 晴天

今日左傳講釋終ル、拙臥病、

廿三日 晴天

今日病氣本服盡ヨリ出勤、

廿五日 曇リ 三作詩 申之刻スギヨリ小雨フル、夜大雨、

廿七日 晴天

今日先生同道テ金川エ参ル、土産品東都ニ而買。一ムス豆一箱ニ茶百メ、鶴屋へ。一喜撰二百文、宿へ。一一森 百文今出屋。一ムス豆外ニ二箱買、一金平糖、本家一同。一金平糖、藤屋。一茶少シ、平兵衛殿。右四品八宿ニテツカワス。

廿八日 晴天 大風吹

今日宿ニテ先生ヲ招、藤屋一處ニ招、今日先生四ツ時ニ御歸リ。(註、この二日は親が師を特に招待したものらしい。)

廿九日 晴天 一作詩 大風吹夜曇リ

三十日 雨天 一作詩

④三月朔日 晴ル 一作詩 風少シ 一首 酉ノ刻時分雨少シ

二日 晴天

今日拙歸リ候、大森山本迄親父可吉同道ニテ送り、川端ヨリ鶯ニテ品川迄。一小麥饅頭トカラシツケ、先生方へ。一鰻石井氏。今日塾蘭一件ニ而驚入、早々願改過義、畑水氏ト早川氏へ

謝過ニ参候、且又□□氏松林氏根本氏世話ニ相成シ由ニ付禮ニ参ル、石井氏同道。

三日 晴天 一作詩 晝後ヨリクモル

七日 晴天

今日ヨリ大學講釋、詩經會讀始ル。

十日 晴天 一作詩 辰之刻曇ル

今日先生供ニテ金毘羅へ参詣イタシ候、同御令息御令愛石井氏同道。

十一日 晴天 一作詩

十五日 曇ル 時々晴ル 風吹

今日先生供ニテ龜井戸邊□ク、木下川薬師梅若ニマイル、御令息畑中氏濱川氏宇野氏淨立寺上人石井氏並ニ池田氏同道。

十六日 晴天 一作詩 早朝雨フル 大風

十八日 雨天

今日二丁目湯屋ヨリ出火、一軒焼。

十九日 雨天 作詩  
三首

二十一日 雨天

今日日暮ヨリ臥病

二十二日 晴ル

今日大學講釋終ル

二十三日 晴ル

今日巳之刻ヨリ出席

二十四日 晴天 一作詩  
一首

二十七日 晴天

今日中庸講釋始ル

⊙四月二日 晴天

今日親父來ル、甚吉供。

十八日 雨天 作詩  
三首 至夜則歇、

十九日 雨天 作詩  
七首 時々歇

今日列子讀終ル。

二十二日 晴天

今日日暮ヨリ拙臥病、

二十五日 雨天

今日辰之刻ヨリ出勤

二十六日 晴天

今日兩國姉之、來ル

⊙五月三日 晴天

今日親父來ル、可吉同道ニ而入門、兩國ヨリ技虫モラウ、親父持參。

五日 晴天

今日松平出羽公之ノボリ拜見ニ參候、可吉並ニ石井氏鱒部氏御令息同道。親父來ル、今晚先  
生へ宿ス。



六日 晴天 一作詩一首

今日親父歸ル

十六日 曇リ

辰之刻時分ニ雨少  
午之刻スギヨリ雨フル

十七日 雨天

午之刻ヨリ曇ル

今日老母午之刻ニ歸ル、

⊙六月九日 晴天

今日母來ル、甚吉供、土産ハ一麥コガシ一袋 一枇杷 同 一菓子一包。

十二日 曇リ

今日ヨリ臥病。

十五日 曇リ

午之刻ヨリフル

今日四ツ時(午前十時)出勤

二十日 曇リ

細雨

今日ヒツコシ申候

二十二日 晴天

今日親父來ル

二十六日 晴天

今日甚吉來ル、桃五雲箋モロウ

二十七日 晴天

朝小々雨フル

今日甚吉持參シ來ル。今日買物ニ參ル、畑中氏へ過ル、桃井氏過ル。

七月四日

今日午之刻ヨリ拙臥病、瘍之氣味ニ而頭痛甚シ。

十一日 晴天

今日拙宿本ヨリ親父迎ニ參リ候、前日臥病之後ヨリ夢中。

閏八月四日

今日大風南ヨリ起ル、西ニ廻ル、海水溢出、處々家破損、大木折、並木盡枯。

九日 晴天

未之刻ヨリ雨

今日母可吉同道ニ而歸塾、孫右衛門供ス。

十日

今日丹羽畑中宇野龜岡濱川太井へ禮ニ參ル。」

以下閏八月二十四日まで日附のみ、その後記入なく、文化十四年丁丑歳日記として、翌年元旦から再び認め始める。記事細目に互り、細字にて認め、行を變へてない。聽琴齋と書いてあるのは己が號かと思はれる。圈點は原筆者の附したものである。

「○元旦晴天、○二日丙午晴天、○三日丁未曇天、今晚澤氏松林氏來ル、詩カルタヲトル、○四日戊申或晴或曇雨少霰少、○五日己酉晴天北風吹、○六日庚戌晴天、今日平野氏予ヲ百姓ナドト云テ辱ム、如此者ニハシイテカツ事ヲ欲ザレ、忍ベシ、北風吹、○七日辛亥晴天、西風吹、今日柳齋先生開講ニテ、松林氏名勝扇一本持參シテ予ニ與フ、親父來ル、孫右衛門トモ、藤屋同道、餅一袋モロフ、鶴見鍛冶屋ヨリ梅干一重モラウ、昨六日夜、小澤氏松林氏又來ル、シガルタヲトル、菓子ヲ求、フルマウ、○八日壬子晴天、南風吹、今日巳仲刻藤屋歸ル、○九

日癸丑雲降、今日稽古始ル、綱鑑指南夏紀ヨリ讀ム、親父歸ニテ立ヨル、可吉方へ墨一挺筆二本年玉ヤル、拙作大小一枚親父へ與フ、藤屋同道、昨八日夜片岡氏ヨリ墨二挺モラフ、巳之仲刻雨晴、半年分ノ飯料上ル、小遣二百疋預ケル、五經ノ料一兩二分先生へ預ケル、○十日甲寅晴天、北風吹、今日平野氏予ニカヨイノ者ノ稽古所ニテ食ヲクラウ、ヨキヤトトウ、予ハ不知ト答フ、然ルヲ知ラヌト云フハナキトテ、喧嘩カホニ悪口ナト申スニヨツテ、予默スルニ堪カネ、ヘントウヲカヘス、然ルヲ予カ頭ヲ打ツ、予モ又ムコウヲ打、シカレドモ頭ハウタズ、此事ヲ先生ニ申上ント思ヘドモ、忍ビくテ申上ズ、<sup>虫喰</sup>□夜ヨリ史記會讀、三皇本記ヨリ始ム、○十一日乙卯晴天、今日今出屋萬治郎立ヨル、昨日ノ口論ノ事先生之御新造様へ談話ノヤウニ申上ル、人ノ世話ナドハ眞實ニシテヤルガヨシ、人ノ恩ハ必ズ忘ル、事ナカレ、○十二日丙辰曇天、時々小雨降、○十三日丁巳雨天、○十四日戊午雪、辰之仲刻ヨリ雨、○十五日己未晴天、又曇ル雨少、○十六日庚申曇天雪少、○十七日辛酉晴天、○十八日壬戌晴天、今日日吉氏同道ニテ上野邊ヨリ山下マテ參ル、銀座ニテ治郎右衛門ニ逢、神明前岡田屋嘉七集注五經ヲ求ム、直ヒハ一圓一分ニテ候、○十九日癸亥晴天、昨日北爪氏ヨリ塾中へ煎餅一袋モロフ、○廿日甲

子雨天、○廿一日乙丑曇天、朝雨少、暮雨少、雷一聲、○廿二日丙寅晴天、今日柳齋先生孟子講釋、禮記會讀始ル、酉之刻前雨少、後地震申位、スグニ雨、寅之刻大雨雷ナル、○廿三日丁卯晴天、辰ノ仲刻□曇又晴、雷ナル、風吹、○廿四日戊辰晴天、北風吹、今日早川氏ヨリ塾中へ鮭鹽引モラウ、○廿五日己巳晴天、南風吹、○廿六日庚午曇天、西風吹、○廿七日辛未晴天、大南風吹、○廿八日壬申曇天時々晴。未之刻ヨリ雨少、雪少、時々雷ナル、夜雪フル、今日京橋金六町住吉屋利助方ニテ本箱ニツ求ム、一段ハ四匁五分、二段ハ五匁ナリ、○廿九日癸酉晴天、○三十日甲戌晴天、

○二月朔日乙亥晴天、南風吹、○二日丙子晴天、大西風吹、夜大北風吹、朔日與ニ宇野氏ニ喧嘩ス、○三日丁丑晴天。○四日戊寅晴天、○五日己卯晴天。一昨三日詩作一首、今日柳齋先生ニ陪シテ西久保光明寺、同六阿彌陀一番、増上寺山中、愛宕、日比谷稻荷行燈見物ス、歸リニ新橋エジマニテ茶漬ヲ食フ、○六日庚辰雨天、○七日癸巳晴天、今日先生謂予曰、爾來年カ來々年ハ必ズ婦人ニ迷フベシ、必ズ自ラツ、シムベシト、○八日壬午曇天時々ハル、今日日本橋マデ筆紙烟草等求メニ參ル、鰐部氏同道、歸ニ中橋ニテ山吹茶漬ヲ求、フルマウ、鰐部又予ニ

菓子ヲ與フ、木挽町行燈ヲ見ル、午之刻ヨリ先生ニ陪シテ三圍稻荷ヨリ牛御前、秋葉梅莊へ參ル、日吉氏濱川氏御令息同道、往時ハ舟、歸ハ陸、作詩一首、牛御前、梅莊ニ龜田氏（龜田鵬齋）ノ碑アリ、予歎シテ曰、彼龜田氏ハ本ヘツコウヤ也、シカルヲ學問ニ志テ、ツイニ名ヲ天下ニ揚グ、タトヘ放蕩ナリトイヘトモ豪傑ナラズヤ、其行ハトルニ足ズ、シカレトモ志ハカクノ如クアリタキモノ也、梅莊ニ又五山天民等ノ書シ粒アリ、予ヲモヘラク鄙カナ五山天民（菊地五山・並河天民）ノ人トナリヤ、彼粒ニ姓名ヲ書スルトハ自ラ身拙ナキヲアラハス也、イヤシムベシト、○九日癸未雨天、昨八日夜ヨリフリツマク、唐太宗四朕行有之監前代以爲元龜、二進善人成政道、三斥遠群少、□受讒言ト云々先生曰名監字元龜トツケルハヲモシロキ名ナリト○十日甲申晴天、北爪氏ヨリ菓子少シ塾中ヘモラフ、西風吹、○十一日乙酉晴天、風吹、今日桃井道須年賀ニ來ル、○十二日丙戌晴天、予ヲモヘラク察人在酒ト、○十三日丁亥晴天、○十四日戊子晴天、○十五日己丑晴天、○十六日庚寅曇天、南風吹、雨少、○十七日辛卯曇天、○十八日丙辰曇天、時ニ晴、○十九日癸巳雨天、昨十八日地内法照寺へ史記會讀ニマイル、今日豆州三島驛中井常五郎入門寄宿、塾中へ菓子二重モラフ、○二十日甲午晴天夜雨、○二十一日晴

天夜雨少、○廿二日丙申晴天、今日作文一章、○二十三日丁酉曇天雨少、今晚法照寺會讀ニ參ル、○二十四日雨天、○二十五日曇天晴、今日松林氏先生ニ謂テ曰、今之武士多クレウケンチガイラシテ、今日ハ御番ダカラドンナ刀デモヨイナドト云テ、鈍刀ヲ指テ行、私用ナドニテ行時ハ、ヨキ刀ヲ指テ行、コレ大ニレウケンチガヒ也、ソレバンナドニデテハヒクニヒカレヌ事有、私用ナドハ少々頭ヲハラレテモ、タモツテ歸テシカルベキ也ト、又曰、今ノ人フダンハ悪キ刀ヲ指シ、上下ナドノトキハヨキ刀ヲサスモノ有、コレモ又レウケンチガイ也、ソレ上下ノ時吾身モツ、シミ人モウヤモウ、ムザトケンクハナドハセザル也、平服ノ時ハカヘツテケンクハナドヲシテ、ヒクニヒカレントコロ有、故ニフダンハカヘツテヨキ刀ヲ指カヨシト云々、○廿六日庚子曇天、○廿七日辛丑曇天、午ヨリハル、今日先生曰ハレ、カツテ某先生へ入門セリ、先生謂、父母人ト子ヲ愛セザル事ナシ、故ニヨク目ニテミルユへ、ワガ子キリヨウ有トヲモヘリ、<sup>中殿</sup>□ニ藝ヲイロク<sup>中殿</sup>教ルユへ、皆少シツツハデキレドモ、皆成就セズ、俗ニイフ、アブモトラズハチモトラズトイフモノニナル也ト、コレ親ノコ、ロヘニスベシト、又謂、先生曰、人ノ子タルモノ早ク人ノ師ニナリタガル事ナカレ、ソレ早ク人ノ師ニナレバ<sup>中殿</sup>□<sup>中殿</sup>一生益ヲ得ル

事ナシ、吾身ニテモヨキキニナツテ、人ニモノモキク事ナク、自ラハゲムキナシ、ソレ人ノ師ニナルニハ三十位ニテ、人ニアノ人ハ學問カ好ダソウダ、本ヲヨクヨムソウダナドトイハレ、四十位ニテアノ人ハズイブン儒者グライハ本ヲヨメルソウダナドトイハレ、五十位ニナツテ儒者ニナルトテウドヨシ、吾身業ヲミチ、チヘモ足リル也、ソノクライニシテヲソカラヌ事也ト云々、○廿八日壬寅晴天、○廿九日癸卯晴天。

○三月朔日甲辰晴天、風吹、予カツテヲモヘラク、諸藝指南トイフ事ヲ周公ノ指南車ヨリ出タル事ナリト、今日漢語大和故事ヲ見ルニ是ヲヒケリ、是ラハ偶中ニ當ルモノカ、○二日乙巳晴天、○三日丙午曇天、午ヨリハル、今日先生ニ陪シテ深川八幡爲朝開帳並ニ洲崎三十三間堂ヘマイル、御令息中井氏同道、予洲崎ニテ士二人ヲミル、一人ハ股引、ハンテン、ブツサキ羽織ヲ著タリ、一人ハバツチ、シリヲハシヨル、ワレヲモヘラク、遠足ナドハジツニモ、ヒキハンテンヨシ、イカニモ威アルニ似タリ、故ニナマヨイナドモムザトハ失禮ヲナサズ、我身モ人休ニ似合ヌ事ハセザル也、歸リニ和氣方庵老方ニテ白酒吞、先生又翁蕎麥ヲフルマウ、今晚法照寺へ參ル、白酒ヲ吞、○四日丁未晴天、昨夜亥之刻ヨリ雨フル、今朝迄、今晚佐藤友七深川

へヒツコス、餞別ニ詩一首作リツカハス、○五日戊申晴天、○六日己酉雨天曇夜雨、○七日庚戌雨天午半ヨリフル、夜フル、○八日辛亥晴天、○九日壬子天、今日綱鑑指南讀終ル、○十日癸丑晴天、今日宿元ヨリ孫右衛門參ル、衣類持參、○十一日甲寅晴天、今日ヨリ後漢書讀始ル、○十二日乙卯晴天、○十三日丙辰雨天又晴、○十四日丁巳或雨或晴、昨夜法照寺へ參ル、母來ル、餅菓子持參、可吉机アツカル、親父方へ書狀一本ツカハス、扇子一本添、古綿入小袖上下等返ス、孫右衛門僕藤倉氏へ日吉氏<sup>不明</sup>ヲ取ニマイル、風吹、○十五日戊午或雨或曇、○十六日己未晴天、○十七日庚申晴天、○十八日辛酉雨天、今日ヨリ會讀畫ニナル、法然寺へマイル、酒ヲ吞ム、○十九日壬戌晴天、○廿日癸亥晴天、○廿一日甲子晴天、○廿二日乙丑晴天。十九日夜詩作一首、○廿三日丙寅晴天時々曇、今日松林氏謂予曰、子ハ悪キ事ヲ人ニ教ユト、予コレヲトヘバ曰、童子等ニ淫奔之事ヲヲシユルト、予子ハ誰ニキ、シゾ、我ハ教タル事ナキト、曰我風ブンニ聞ト、其誰ナル事ライハズ、松林氏歸テ後、予ヲモヘラク、我カ過ナリト、予フダシ雜談ナドヲ云ニヨツテ終ニ人ニ如此イハレタリ、以後ヨク／＼ツ、シムベシト、松林氏ノ予ニカクイツテクレルハマコトノ真切ナルカナ、イツテクレル人ナキトキハ、ワレナヲ自若タラ

ン、シカルトキハ先生ノ名モケガシ、我身モ人ニ笑レン、嗚呼童子ナドノ前ハ勿論、大人ナドノ前ニテモ、アマリ淫奔ニ落ル事ハイハヌヨウニスベシ、必ズ自ラ戒慎スベシ、始ワレコレヲキ、誰ナリト穿鑿シタルモアママテリ、必ズ我身ニヨク／＼カンガヘテミベシ、子曰君子求諸己小人求諸人トイヘリ、コノコトニカギラズ萬事此語ヲ心ニ懸ベシ。一昨日平野氏少々病氣ニテ歸リシユヘ、予見舞ニユク、茶漬ヲ食フ、○廿四日丁卯雨天、今日日吉氏謂早川氏曰、我此塾へ來リテ言語悪クナリタリ、本醫ノ塾ニ居タルトキ皆々コトバヨキユヘニ獨リ悪クハ言レズ、此塾ニテ皆々悪キユヘ獨リ丁寧ニハ言レズト、ソレ醫ノ塾ナヲ言語ヲ丁寧ニス、況儒者ノ塾言語ヲ丁寧ニセザルベケンヤ、カクイハレテハ先生ハジメ我身ノ愧ニモナル也、以後ヨク／＼ツツシムベシ、衣類可吉荷物岸谷平五郎持參、○廿五日戊辰晴天、○廿六日己巳晴天、○廿七日庚午晴天、夜曇ル風吹、○廿八日辛未雨天、今日法照寺へ行ク、梅酒ヲ吞ム、梅酒製シヤウ、酒一升ナラバ半熱シノ梅キヅノナキ様ナルヨク／＼エリ、三ツ計ニ、霜糖<sup>砂カ</sup>一斤入、酢ノ出タル<sup>時</sup>自分ニ梅ヲ出ス也、儉約ニスルニハ味淋酒ニスベシ、○廿九日壬申晴天、○三十日癸酉晴天。○四月朔日甲戌曇天、廿八日詩一首、廿九日詩三首、三十日詩一首、○二日乙亥雨天、今日

親父來ル、可吉同道ニテ歸塾、煎餅柏餅モラウ、硯石求來ル、先生へ金子三兩アツケル、○三日丙子雨天、昨二日晚方雷少ト、○四日丁丑雨天、○五日戊寅雨天、今日作詩一首、○六日己卯雨天、昨五日岩瀬君へ漢書料借行、殿様へ見ユ、茶並菓子ヲ頂戴ス、○七日庚辰晴天、今日中井氏同道ニテ、可吉膳筐茶碗筆布巾等求、予下駄眞書烟艸茶等求ム、歸リニ澤玄英別家イタシ候ユへ立ヨル、序ニ岩瀬君ヨリ漢書カリ候トキ、風呂敷カリ候ニ付コレヲカヘス、三日鰯部令昌老入塾、餅菓子一重塾振舞モラフ、○八日辛巳雨天、○九日壬午晴天、○十日癸未晴天、○十一日甲申晴天、○十二日乙酉雨天、○十三日丙戌晴天、○十四日丁亥晴天、作文一章、○十五日晴天、○十六日己丑晴天、○十七日庚寅晴天、○十八日辛卯晴天、○十九日壬辰曇リ、申刻ヨリ雨終日、時ト微雨、今日鰯部同道ニ觀世大夫勸進能見物ニ行、夜討會我、間狂言大藤内並説言等也、孫右衛門來ル、小袖櫃並衣類梅干桶カタモチ等持來ル、○二十日癸巳晴天、今日孫右衛門挾箱トリニクル、冬物類カヘス、○二十一日甲午晴天、今日ヨリ史記會讀始ル、中ゴロ中絶シタルユへ再建也、世話論講夜始ル、是モ同クシカリ、○二十二日乙未雨天、先十九日明圓寺宰相弟ノ乙丸カヨイニクル、塾中餅菓子モラウ、○二十三日丙申晴天、○二十四日丁酉晴

今日和氣方安老妻娘來ル、塾中ヘソラ豆一重モラウ、○廿五日戊戌晴天、○廿六日己庚晴天、晚方雨、今日日吉氏同道ニテ本箱求ニユク、○廿七日庚子晴天、○廿八日辛子晴天、○廿九日壬丑晴天、<sup>虫喰</sup>□之中刻ヨリ大雨雹フル、雷聲暫時止、○三十日癸寅晴天、予文化九辛申歳七月廿七日入塾、以月計今日迄四年ニナル、勉カナク光陰矢ノゴトシ、ヲコタル事ナカレ、今日松本平助ニテ學語編ヲ求ム、今晚日吉氏病中世話ニナリタリトテ予ニ今古詩冊ヲクレル。  
○五月朔日甲卯晴天、今日丸山氏ヨリ柏餅一重塾中ヘモラウ、○二日乙辰晴天、○三日丙巳晴天、○四日丁午晴天、○五日戊未晴天、○六日己申晴天、○七日庚酉晴天、○八日辛戌晴天、作詩一首、○九日癸亥雨天、午之刻ヨリ晴、作詩一首、○十日癸子雨天、午之刻ヨリ晴、作詩一首、○十一日甲丑雨天、○十二日乙寅朝雨、○十三日丙卯晴天、○十四日丁辰晴天、○十五日戊巳昨十四日作詩一首、○十六日己午晴天、作詩二首、○十七日庚未晴天、今日親父來ル、姉ミツ今出屋、<sup>虫喰</sup>□左衛門來ル、今出屋ヨリ饅頭一袋モラウ、兩國ヨリ日光唐辛子モラウ、今日親父予ニ醫者ヲ少シ習フベキヨシ申ス、昨十六日富澤町山田屋ヨリ袴並小倉帶來ル、○十八日辛申晴天、雨少シ雷二三聲、今日先生予ヲヨビ仰ラル、ニハ、昨日親父公申サル、ハ、足下ヲ醫

者ニ入門イタサセ、少トモ覺ユベキヨウタノミアグル、必シモ上手ニナルベキヤウニハナク候、  
 タ、田舎ヘヒツコミテ、我身モ病ノトキ、醫心ノアルトキハ格別ヲドロカズ、且身中ノモノモ  
 病氣ナドノトキハ助ケニナル也、イズレ二三年ノウチニ少トヲボヘ候テ、田舎ヘヒツコミ候ヤ  
 ウ、ナニブシタノミアグルト、故ニワレモズイブンセハイタスベシト申ス、ソレニツイテハ、私  
 方ニイ、朝ヨリヒルマデ醫者ノホウヘカヨイ申ベシ、ズイブン醫ノ塾ヘイリテモヨケレドモ、  
 モシドウラクヲハジメタルトキハムツカシキユヘ、私ノウチヘヲキカヨハセ申ベシト申上タリ、  
 ナンチモイヅレコノコ、ロヘニテイベシ、今年ハマダヨケレド、此クレアタリハ是非ドウナリ  
 トモ前髪ヲキツテシマウガヨシ、ワレオモフニ親父公ノ意ニハ、ナンデモ土地ニ醫者ハナシ、  
 第一利ノ爲ニナリ、人ニタツトバレテヨシ、名主バカリヨリ大ニ人ノモチイヨキ也ト云ト、予  
 コタヘテ曰、イヅレ又親父來リ候セツ、イヅレモ究メ申ベシト申上タリ、○十九日壬酉晴天、  
 雨少雷少シ、○二十日癸戌晴天、○二十一日甲亥晴天、今日和氣方安老廣尾ヘ採藥ニ行ント云  
 ニツイテ、予鰥部氏ト同道シテ行、歸リニ親橋<sup>新カ</sup>エシマニテ茶漬ヲ食ス、手拭ヲ失フ、昨二十日中  
 井氏可吉同道ニテ菅菴並ニ雪踏ヲ求ニ行<sup>虫</sup>テニ木挽<sup>マ</sup>町藥師ヘ行、雪踏カツコウナルモノナクシ

テ歸ルユヘ、今日ツイデニ雪踏ヲ求ントシテ懷中エ金子アリヤトミルニ更ニミヘズ、道ニテフ  
 シツシタリトヲモヘリ、先生ヘ申アゲントヲモヘドモ、先トヨクサガシメント今晚ハ申上ズ、  
 ○二十二日乙子晴天、作詩一首、昨晚ノ事申上ントヲモヒ候ウチ、日吉氏予ニ何ゾ失タルモノナ  
 キヤト、予コレ有トイウ、其中先生イデキタリ、今朝講釋前ニ雪踏ヲ求ニ行ベシト仰ラル、故  
 イカガセント思フウチ、日吉氏出シテクレタリ、直ト云ベシ、忘ル事ナカレ、○二十三日丙丑  
 晴天、今日宿本ヨリ甚吉來ル、カイマキ乾物麥コガシヤタラツケ持來ル、今日可吉予ニイツテ  
 曰、私ヲモウニ卿ハ言行甚ダアシ、チトツ、シムベシ、平野氏ノ尻馬ヘノル事アシ、シリムマ  
 ヘノルユヘ平野モヅニノリテイロノ事ライウナリ、チトツ、シミナサルベシ、ツ、シムト  
 キハ兩方ノタメニヨシ、端ノタメニモナル也、シカルトキハ先生ノ名モヨシ、身ノタメニナル  
 也、シジウ田舎ヘヒツコミテモヨシ、人ノタメニナル也、今ノ様ニテハクセニナリ一生ナラ  
 ヌ也、ヨクノツ、シメト、ア、ハツベキノ甚シキニアラズヤ、弟ニ利屈ライハレ、キヲツケ  
 ラレ、ナカノ他人ヘキカセラレヌホド、ガイブンノワルキ事ニシテ、コ、ニ五年モ居テ、塾  
 中イチバンフルク、ソウシテ一番ギョウギワルシ、ユヘニ小童モイウ事ヲキカズ、ア、古今<sup>マ</sup>ハジ

トイフベキ也、以後ヨク／＼ツ、シムベシ、イツマデラナジヤウニナツテ、先生ニシカラレテモくアラタメズ、甚ダモツテハツベキ事也／＼、○二十四日丁寅晴天、○二十五日戊卯晴天、○二十六日己辰晴天、○二十七日庚巳晴天、○二十八日辛午晴天、○二十九日壬未晴天、○六月朔日癸申晴天、○二日甲酉晴天、○三日乙戌晴天、○四日丙亥晴天、○五日丁子晴天、○六日戊丑晴天、南風吹、昨五日作詩一首、今日一首、○七日己寅晴天、南風吹、夜雨フル、○八日庚卯晴天、○九日辛辰晴天、○十日壬巳晴天、○十一日癸午晴天、○十二日甲未晴天、○十三日乙申晴天、雨フル、○十四日丙酉晴天、○十五日丁戌晴天、昨日ヨリ甚寒シ、○十六日戊亥晴天、○十七日己子晴天、今日宿本へ書狀一本出ス、○十八日庚丑晴天、○十九日辛卯晴天、○二十日壬辰晴天、○二十一日癸巳晴天、○廿二日甲午晴天、○廿三日乙未晴天、昨廿二日作詩一首、○廿四日丙申晴天、今日平野氏病氣ニ付見舞ニ行、終日、馳走ニナル、○廿五日丁酉晴天、○廿六日戊戌晴天、○廿七日己亥、○廿八日庚子晴天、今日日本橋迄筆ヲ求ニ行、日吉氏病氣ニ付見舞ニ行、歸リニ平野氏へ先日馳走ニナリシ禮ニ行、茶百文遣ス、○廿九日辛丑曇ル、午之刻細雨後晴ル、昨日作詩一首、○三十日壬寅晴天、

○七月朔日癸卯晴天、今日親父來ル、小遣扶持料先生へ預ケル、盆謝禮二百疋並可吉分百疋請取、ムダツカイ貳朱モラウ、○二日甲辰半雨、○三日乙巳晴天、○四日丙午半雨、作詩一首、○四日乙未曇天、○五日丙申雨天、時々晴、○六日丁酉雨天、○七日戊戌雨天、○八日己亥晴天、今日日吉氏病氣保養ノタメ國本へ行、八町堀藤倉迄送ル、○九日庚子晴天、作詩一首、○十日辛丑晴天已之刻曇ル、昨九日平野氏病氣快氣ニテ來ル、○十一日壬寅晴天、○十二日癸卯晴天、○十三日甲辰晴天、○十四日乙巳晴天、○十五日丙午晴天、○十六日丁未晴天、今日先生御供ニテ永代邊へ舟行ニユク、鰯部氏中井氏可吉同道、○十七日戊申晴天、今日作詩一首、○十八日己酉雨天、作詩二首、○十九日庚戌雨天、○二十日辛亥雨天雷一聲、夜ヨリ大嵐、海岸ヲ打クダク、○廿一日癸亥晴天、○廿二日甲子晴天、○廿三日乙丑晴天、今日母堂來ル、梨子干物持參、虎之助トモ也、○廿四日丙寅晴天、○廿五日丁卯晴天、○廿六日戊辰晴天、○廿七日己巳晴天、○廿八日庚午曇天、○廿九日辛未晴天、

○八月朔日壬申晴天、○二日癸酉晴天、○三日甲戌晴天、今日後漢書終ル、岩瀬君へ返上ニ行、又三國志ヲ借ル、ツイデニ法照寺へヨル、史記ヲ借ル、○四月乙亥晴天、今日ヨリ三國志



ヲヨム、○五日丙子晴天、○六日丁丑晴天、少雨フル、作詩一首、○七日戊寅晴曇少雨、○八日己卯晴天、○九日庚辰晴天、○十日辛巳雨天、拙臥病、○十一日壬午晴天、○十二日癸未雨天、○十三日甲申晴天、○十四日乙酉晴天、雨少、今日拙出勤、病中作詩五首、作文一章、○十五日丙戌晴天、作詩一首、今日平野氏ヨリ塾中へ團子枝豆芋等モラウ、○十六日丁亥晴天、今日曉七ツ半時ヨリ昌平橋御學問所へ釋祭拜見ニ行、早川平野濱川中井鰐部畑中可吉同道、歸リニ神田明神へ行、筋違ニテメシラクウ、○十七日戊子晴天、○十八日己丑晴天、昨十七日作詩一首、○十九日庚寅晴天、作詩二首、○廿日辛卯雨天、○廿一日壬辰晴天、作詩五首、○廿二日癸巳晴天、今日朝六ツ時ヨリ先生御供ニテ眞間寺ヨリ鴻臺へ行、行トキ行徳マデ舟、歸リ陸、歸リニ五百羅漢へマイル、中井氏鰐部氏同道、日暮雨フル、○廿三日甲午雨天、今晚作詩三首、○廿四日乙未晴天半雨、今朝岩瀬君へ吳書拜借ニ行、昨廿三日蜀書終ル、○廿五日丙申晴天、○廿六日丁酉晴天、○廿七日戊戌晴天、○廿八日己亥雨天、○廿九日庚子晴天、○三十日辛丑晴天。

○九月初日壬寅晴天、○二日癸卯雨天夜四ツ時ヨリ又フリダス、今日先生ノ曰、予昨日猪頭辨

天へ行、堀ノ内ノ道ヲ通リタル時歎ジテ曰、ソレ堀ノ内ハ予二十年以前ニ行シニ、カヤ屋根ニテ田舎ニ多クアル寺ト同ジ事也、シカルヲ二十年後ニカクノ如ニシダシタリ、予キク、彼等ノ和尙ハモト碑文谷ノ仁王ニ居タル者也、後カノ寺ニナフレリ、コレニヨツテミレバ、彼和尙ノ行ノヨク徳ヲ積ミタル也、イヅレ人ニ異ナル事有レ<sup>虫</sup>□□<sup>噴</sup>、ナゼナレバ今迄幾年モ代々ツツキ(シ)内ニテ、今度ノ代ニ一ドキニカクハンジャウシタリ、アノヘンニイクラモ日蓮宗ノ寺多クアレトモ、ミナ自若トシテサビハテタリ、何ニシテモ彼和尙イヅレ人ナミニアラズ、故ニ學者モ人ニ異ナル事一ツナクンバアルベカラズト云々、詩一首、○三日甲辰朝ヨリ晝迄雨フル、○四日乙巳晴天、○五日丙午晴天、○六日丁未晴天、今日宿ヨリ甚吉來ル、冬物持參、柿梨子等モラウ、親父方ヨリ先生へ予ヲ來年春ニナレバ、早々方安様へ入門イタサセタキ様申越ス、予先生へ江戸ニフリタキヤウス話ス、夏物返ス、○七日戊申晴天、○八日己酉晴天、作詩三首、○九日庚戌晴天、作詩一首、夜四ツ前ヨリ雨フル、○十日辛亥雨天、作詩二首、○十一日壬子晴天中南風吹、作詩三首、○十二日癸丑晴天、○十三日半雨、夜ハル、作詩一首、○十四日乙卯晴天、十五日丙辰晴天、○十六日丁巳晴天、○十七日戊午晴天、○十八日己未晴天、十四日

作文一章、○十九日庚申曇天、朝雨少トフル、○廿日辛酉晴天、先十二日岩瀬君へ三國志ノアト拜借ニ行、金子氏予ニ柿ヲ與フ、○廿一日壬戌曇天、雨少ト、○廿二日癸亥細雨、先十九日作詩一首、○廿三日甲子雨天、作詩一首、○廿四日乙丑曇天、時々ハル、今日魏書讀終ル、○廿五日丙寅雨天、今日諫訪氏明日入門イタサセタキヨウ申入、塾中へ肴代南鐮一片モラウ、作詩一首、○廿六日丁卯半晴天、今日ヨリ古文折議ヲ讀始ル、今夜昨日モライシ肴代ニテ鮓ヲ求メル、早川氏諫訪氏ヲ呼、番太郎ヲ使ニヤル、肴代ノ内五十文與フ、○廿七日戊辰晴天、今夜予先生ヨリ附木ヲモラウ、可吉持來テ予ニイフニハ、先生コレヲ塾中三人ニ下サルト、予附木ハ求メ候ニ付イラヌユヘカヘサントス、二人ノ者モカヘサント云故ニ、予可吉ニ云様ハ、此附木ハ先生方へ持行、アリガタウゴザリマスガ、私モ求メ候ユヘ、ヲカヘシ申マストイヘト、其時可吉何カスネテ予ノバカリヲモチ行ント云、予皆ナ持行ト云ドモキ、イレズ、予ノバカリモチ行タリ、然シテ右ノ口上ヲノベル中<sup>虫</sup>先生大ニ怒リ、予ヲ呼ヨセテ曰、ナニユヘニ人ノアタヘタルモノヲカヘスト、予ガ曰、私今晚求メ候ニツキヲカヘシ申スト色々ニ申セドモ、先生イヨ／＼怒リキ、イレ玉ハズ、予ニ彼附木ヲ投ツケ、ウケトレ／＼トイ、玉フユヘ、予イタ

ダキタリ、先生ノ曰、サキホド可吉來リ、附木ヲ請ユヘニ、チヨウドコノ方ニ附木ナキユヘニ買テ來テモライ、コレハツイデダニヨツテカツタカラ、キサマタチニヤル、コレカラハ燈心ナドヲ買ツイデニカウガヨカ<sup>虫</sup>ト可吉ニユウテヤリタリ、シカルヲカヘストハ何ノ事ゾ、失禮千萬ナモノカナ、ソレデハナンノコトハナイ、四文バカリノ物ハホシクハナイト云テ、ツラアテニカヘシタル也ト色々ト云テシカリ玉ヘリ、予ハ何ノワケハシラズ、只可吉ノダマツテ持來ルユヘ、ウツカリト返上シタリト云、先生ノ曰、シカラバナゼ自身ニコレハアリガタウゴザリマスケレドモ、今バン私求メ候ニ付、只今返上イタシマシテ、角ダツテアシクハゴザレドモ、外ノモノトハチガイ、二重ニハイラヌモノユヘニ、失禮ナガラ返上イタシマスト云テ來ヌ、且又ワケノワカラヌ事ナラバ、ナゼユチラヘキ、ニコヌトシカリ玉ヘリ、予ユヘニタダ閉口シテ眞平御免下サレトアヤマレリ、予是ニツイテ思フヤウ、以後モノゴト必ナ思シテ後行フベシ、ヨク／＼ツ、シムベシト、○廿八日己巳晴天、今晚先日モライシ肴代ノ餘リニテ蕎麥ヲ求ム、○廿九日庚午晴天<sup>虫</sup>今日岩瀬君へ三國志返上ニ行、歸リニ法照寺へ行、史記カヘス、跡ヲカリル、岩瀬君ニテハ二十一史ノ内何ニヲカリル積ノ所、ツゴウアシクシテ、又二三日ノ内ニ拜借ニマイ

ルツモリニテ歸ル、

○十月朔日辛未半晴半曇、日蝕ス、今日金子氏南齋書持參シテ來テクレタリ、○二日壬申雨天夜ハ止、古文折義一卷半計ニテステヲキ、今夜南齋書下ヨミヲスル、作詩一首、○三日癸酉晴天、○四日甲戌曇天、○五日乙亥曇天雨少々、○六日丙子晴天、○七日丁丑晴天、○八日戊寅晴天、○九日己卯雨天、昨八日日本橋へ筆並詩カルタノ表紙ヲ求ニユク、尾張町マデ鰯部氏同道、歸リニ先生御用ニテ畑中仲叔ノ病氣見廻ニユク、○十日庚辰晴天、○十一日辛巳雨天、今日岩瀬君へ南齋書ヲカヘシ、並ニ次ヲカリニ行、金子氏留守ニテ人ニタノミヲイテクル、歸リニ法照寺へ行、史記ヲカリル、妙圓寺ノフ千代病氣故、先生御使ニテヨル、餅菓子ヲ出ス、早川氏へヨル、菓子燒芋等出ス、茶ヲタヲ出ス、早川氏麴町へ行由ニテ、岩瀬君脇マデ同道、今夜七言絶句詩カルタコシラヘシマウ、○十二日壬午半晴、○十三日癸未晴天、○十四日甲申雨天、○十五日乙酉雨天、○十六日丙戌晴天、今夜小澤氏濱川氏松林氏來、詩作並ニ詩カルタヲ取、茶ヲ煎、菓子ヲ求、フルマウ、○十七日丁亥晴天、昨十六日詩カルタ書シマウ、先十三日又岩瀬君へ本拜借ニ行シ所、又留守ニテ歸ル、十四日金子氏ヨリ使ニテ本ヲ持參シクレル、

○十八日戊子雨天、○十九日己丑曇天、○廿日庚寅曇天、昨夜雨フル、○廿一日辛卯晴天、今日母來ル、煎餅梅干乾魚衣類持參、先生へ一宿、虎之助供、○廿二日壬辰雨天、今日兩國ヨリエビス講ノ由ニテ母ヲ呼、母行ク、○廿三日癸巳晴天、今日母歸ル、可吉同道、熱柿ヲモラウ、宿本屏風ヲ張ヨシニテ名家ノ書ヲ與フ、書筒袋ツカハス、岩瀬君へ行、本ヲ借ル、法照寺へ行、先廿一日日吉氏病氣快方ニテ歸塾、今日ヒツコス、○廿四日甲午晴天、○廿五日乙未晴天、○廿六日丙申晴天、○廿七日丁酉晴天、○廿八日戊戌晴天、○廿九日己亥雨天、今日七ツ過親父來ル、不斷羽織ヲ持參、饅頭ヲモラウ、

○十一月朔日庚子晴天、○二日辛丑晴天、○三日壬寅晴天、○四日癸卯晴天、○五日甲辰晴天、○六日乙巳晴天、○七日丙午晴天、○八日丁未晴天、○九日戊申晴天、○十日己酉<sup>虫蝕</sup>晴天、○十一日庚戌晴天、○十二日辛亥晴天、○十三日壬子晴天、今日南齋書讀終ル、○十四日癸丑晴天、○十五日甲寅晴天、今日岩瀬君へ南齋書ヲカヘシニユク、間ワルクテ韓非子ハカリテコズ、ツイデニ先生ツカイニテ木挽丁迄行、○十六日乙卯晴天、○十七日丙辰晴天、今日金子氏ヨリ韓非子ヲ持タセクレル、○十八日丁巳晴天、○十九日戊午雪天、昨十八日ヨリ韓非子ヨミハジメル、

○廿日己未晴天、○廿一日庚申晴天、○廿二日辛酉晴天、今晝八ツ時前飛物有り、其音震動ノ如シ、戸障子ニヒビク、○廿三日壬戌雨天、○廿四日癸亥晴天、○廿五日甲子晴天、今日銀座迄墨筆手<sup>不明</sup>等求ニ行ク、○廿六日乙丑晴天、○廿七日丙寅晴天、岩瀬君へ本ヲカリニ行、次テニ書狀ヲ出シ行トテ門跡ヘユク、○廿八日晴天、朝雪霰フル事少々、○廿九日戊辰晴天、去ル廿二日ノ飛物ハ伊豆國大島ヨリ出テ、武州八王子ヘ飛ト、公儀ヘ御書ツク、二十リ<sup>虫</sup>、○三十日己巳晴天、今日又岩瀬君ヘ行、先日ハツゴウワルクテ空クカヘレリ、増讀韓非ヲツケテ借ル、

○十二月朔日庚午晴天、○二日辛未晴天、今日親父來ル、青梅綿入股引等持參、可吉ヨリ梨子二ツモラウ、餅菓子一袋親父ヨリモラウ、○三日壬申晴天、○四日癸酉晴天、○五日甲戌晴天、○六日乙亥晴天、○七日丙子晴天、○八日丁丑晴天、○九日戊寅晴天、○十日己卯晴天、○十一日庚辰晴天、○十二日辛巳晴天、○十三日壬午晴天、○十四日癸未曇天、晚方ヨリ雪フル、○十五日甲申晴天、○十六日乙酉晴天、○十七日丙戌晴天、○十八日丁亥晴天、今日宿ヘ書狀一本ツカハス、○十九日戊子晴天、○廿日己丑晴天、○廿一日庚寅晴天、今日稽古納、今

年ヨリ麻上下著用イタスベキヨウ先生ヨリ仰出サル、コレハ今迄平服ニテ會納ノシルシナキユヘ也、昨日宿ヨリ甚吉ツカイニ來ル、上下頭巾綿入等持參、金一兩ヲ送り下サル、コレハ謝禮ト小遣ト也、今日謝禮二百疋出ス、先生ヨリ尹文子一冊頂戴ス、甚吉團圓小夜著持參、コチラノトリカヘル、コレハ先十六日夜手爐ヲヒツクリカヘシ、燒穴ヲコシラヘシユヘ也、○二十日晴天、○廿三日壬辰晴天、○廿四日癸巳晴天、○廿五日甲午晴天、今日八丈島屋迄先生御使ニテ行、○廿六日乙未晴天、今日岩瀬君ヘ韓非子返上ニ行ク、文藏殿ヘ塵半切百枚ヤル、韓非讀終シハ先十六日也、○廿七日丙申晴天、○廿八日丁酉晴天、今曉七ツ時ヨリ麴町四丁目ヨリ出火、ヒル八ツ時前迄ヤケル、○廿九日戊戌晴天、今夜京橋迄買物ニ行、中井氏鬻部氏同道。」

この年の十二月は小であつたので廿九日を以つて終る。翌文化十五年寅年の日記も、つづいて細字を以つて認めてはあるが、途中で挫折してしまつた。

「○元旦己亥晴天、○二日庚子晴天、○三日辛丑晴天、○四日壬寅晴天、今日兩國姉婿年始ニ來ル、今出屋萬次郎來ル、○五日癸卯晴天、○六日甲辰晴天、○七日乙巳晴天、今日開講、

○八日丙午曇天、○九日丁未晴天、○十日戊申晴天、昨日親父來ル、餅並鮭持參、藤屋來ル、傳次郎同道、土産ニ蕎麥ヲモラウ、○十一日己酉晴天、今日親父歸リニテ立寄一宿、我カ身上ノ事ヲ先生ト相談アル、予ガ江戸ニアル事ヲユルス、カレコレノ事ドモ誠ニ心ニ徹シ、アリガタキ親ノ意也、○十二日庚戌、朝雪後ニ雨ニ成ル、コノ天氣ユヘ父一宿ス、○十三日辛亥晴天、今日親父並藤屋歸ル、予元服ヲスルツモリ故、金子貳朱入用トシテモラウ、可吉ヘ年玉ニ墨ヲヤル、試筆ヲ與フ、先生ヘ半年分扶持代アツケル、先生田舎ヘ年禮ニテ行、○十四日壬子晴天、今日先生御歸リ、○十五日癸丑晴天、○十六日甲寅朝曇リ、今朝辰ノ刻元服ス、先生ヘ祝義三匁銀玉呈上ス、髮結ヘ二百銅ツカハス、○十七日乙卯<sup>曇</sup>天、○十八日丙辰晴天、○十九日丁巳曇天、今日予元服ノ内祝ニ鹽鯉魚ヲ求メ、塾中ヘフルマウ、○廿日戊午晴天、○廿一日己未晴天、○廿二日庚申晴天、○廿三日辛酉雨天、○廿四日壬戌晴天、○廿五日癸亥雨天、昨日先生用事ニテ處トヘ行、○廿六日甲子晴天、○廿七日乙丑晴天、○廿八日丙寅晴天、○廿九日丁卯晴天、○卅日戊辰晴天、

○二月朔日己巳雨天、○二日庚午晴天、拙今日ヨリ臥病、○三日辛未雨天大風、○四日壬申

雨天、○五日癸酉晴天、今日病氣本服ス、富澤丁ヨリ嶋縮緬持參シ來ル、○六日甲戌曇雨少ト、今日西久保光明寺ヘ行、先生御新造様兄様御病死葬禮ノトモ也、中井氏同道、歸リニ新橋ニテ茶漬ヲ食ス、○七日乙亥晴天、○八日丙子雨天、○九日丁丑雨天、今日富澤丁ヨリ小袖ノ紐突ノ義ニ付手紙來ル、○十日戊寅雨天、○十一日己卯雪フル、先月廿六日ヨリ淮南子讀始ル、○十二日庚辰晴天、○十三日辛巳晴天、○十四日壬午晴天、○十五日癸未雨天、今日山田屋ヨリ小袖出來持參シキタル、○十六日甲申晴天、今日予丹波好徹先生ヘ入門ス、先生ヘ百疋、塾ヘ同ク持參、半日カヨイノツモリ也、○十七日乙酉晴天、○十八日丙戌晴天、今日ヨリカヨウ、○十九日丁亥晴天、○廿日戊子晴天、今日母來ル、姉同道、八郎治トモ也、羽織カタモチモチ菓子梨子等モラウ、脇指二本持參シクレル、○廿一日己丑晴天、○廿二日庚寅晴天、○廿三日辛卯晴天、○廿四日壬辰雨天、○廿五日癸巳雨天、○廿六日甲午晴天、今晚中井氏病氣保養ノタメ宿本ヘ歸ル、本多樣マデ送ル、鰐部氏同道、○廿七日乙未雨天、○廿八日丙申晴天、○廿九日丁酉雨天、夜雷鳴ル、○卅日戊戌晴天。

○三月朔日己亥晴天、○二日庚子晴天、○三日辛丑晴天、今日尾張丁迄行、久寶寺ヘヨル、

白酒ヲ吞、内へ歸リ又白酒頂戴ス、朝丹羽先生へ禮ニユク、○四日壬寅晴天、○五日癸卯晴天  
 ○六日甲辰雨天、○七日乙巳雨天、○八日丙午雨天、○九日丁未晴天、○十日戊申晴天風吹、  
 今日ヨリ臥病、○十一日己酉晴天、○十二日庚戌晴天、○十三日辛亥晴天、○十四日壬子晴天、  
 今日出勤、○十五日癸丑晴天、今日石原加納大和守様下屋敷拜見、歸リニ梅若へ參ル、歸リ石  
 原ヨリ舟ニノル、ヒルメシハ兩國本町ニテクウ、白鳥尙南鱒部氏同道、○十六日甲寅晴天、今  
 日先生ヲトモニテ、小金井へ八ツ時ヨリ行、夜五ツ半ニツク、小金橋柏屋勘兵衛ト云農家へ泊  
 ル、翌日櫻ヲ見ル、歸リニ猪首ベンザイ天へマイル、堀ノ内ヨリ駕籠へ、乗カヘル、法照寺上  
 人門人順亮和尚同道、○十七日乙卯晴天、○十八日丙辰晴天、今日ヒルスギヨリ臥病、天野玄  
 陸ニ藥六フリモラウ、○十九日丁巳晴天、○廿日戊午晴天、今日學僕仲之助ヒツコス、○廿一  
 日己未雨天、○廿二日庚申雨天、○廿三日辛酉雨天、○廿四日壬戌雨天、○廿五日癸亥雨天、  
 ○廿六日甲子晴天、○廿七日乙丑晴天、○廿八日丙寅晴天、○廿九日丁卯晴天。  
 ○四月朔日戊辰晴天、○二日己巳雨天、○三日庚午晴天、○四日辛未晴天、○五日壬申晴天、  
 ○六日癸酉晴天、○七日甲戌晴天、申之刻大雨雹フル、○八日乙亥晴天、今朝芝増上寺へ行、

日吉氏同道、○九日丙子晴天、○十日丁丑晴天、今日親父來ル、可吉同道、鮓モラウ、此節拙  
 臥病、○十一日戊寅晴天、○十二日己卯晴天、○十三日庚辰晴天、○十四日辛巳晴天、○十五  
 日壬子晴天、今日宿ヨリ八郎使ニ來ル、夏物持參冬物カヘス、鮓地黄丸等モチキタル、○十六  
 日癸未晴天、○十七日甲申晴天、○十八日乙酉晴天、○十九日丙戌晴天、○廿日丁亥晴天、○  
 廿一日戊子晴天、○廿二日己丑雨天、○廿三日庚寅雨天、○廿四日辛卯雨天、今日山田屋ヨリ  
 刀一腰、可吉袴持參、○廿五日壬辰雨天、○廿六日癸巳雨天、○廿七日甲午晴天、○廿八日乙  
 未晴天、○廿九日丙申晴天、今日先生トモニテ麻布ヘンヨリ芝神明前三島丁板木屋晋次郎へ過  
 ル、○卅日丁酉晴天、今日豆州下田之邊……岩田貞助入塾。  
 ○五月朔日晴天、親父來ル、予詩集著述ノツモリニテ金子六兩アツケル、前日十日ニ四兩、  
 都合十兩也、夜大雨、雷ナル、○二日己亥晴天、今日十軒店迄芝ヲカイニユク、次手ニ方安老  
 へ過ル、○三日庚子晴天、未之刻ヨリ雨フル、今日親父歸リニ立ヨル、圓扇二本モロウ、兩國  
 へ行ツモリユヘ、且可吉續詩學貫珠カウツモリユヘ、金子一分モラウ、今日岩田貞助ヒツコス、  
 方安老ヨリ田舎へノ書狀二本タノムユヘ、即刻親父ニタノム、○四日辛丑晴天、文政ト改元ア

レリ。文政元年五月四日ヨリ。○五日壬寅晴天、○六日癸卯晴天。」

文化十五年、即ち文政元年の日記はここで終つてゐる。翌二年元旦より再び筆を採る。

「○元旦晴天、晝後ヨリ曇ル、北風吹、丹羽君へ禮ニ行ク、扇子料百疋献上、内弟子中へ雑魚ツカハス、諏訪氏ヨリ小半紙五貼モラウ、○二日乙未晴天、北風吹、○三日丙申晴天、北風吹、○四日丁酉晴天、北風吹、今日濱川氏遊ニ來ル、詩カルヲトル、○五日戊戌晴天、北風吹、昨<sup>マ</sup>五日兩國姉舞來ル、菓子一箱モラウ、○六日己亥晴天、○七日庚子曇ル雨少と、平島氏ヨリ扇子モラウ、諏訪氏ヨリモ同ク、○八日辛丑晴天、北風吹、○九日壬寅晴天、申之刻スギ雪少、親父來ル、梅干一重蜜柑二十モラウ、安五郎トモニテ來ル、○十日癸卯晴天、今日ヨリ丹羽君へ行、○十一日甲辰晴天、○十二日乙巳晴天、先生生麥へ御出、與助トモニテ親父歸リニテ立寄ル、懷中曆センベイ並菓子少とモラウ、○十三日丙午曇天、午ノ刻過ヨリ雪フル、先生御歸リ、御土産蕎麥也、○十四日晴天、○十五日戊申晴天、丹羽君神農開ニテ行ク、○十六日己酉晴天、○十七日庚戌晴天、○十八日辛亥晴天、○十九日壬子晴天、北風吹、○廿日癸丑晴

天、○廿一日甲寅クモル、晝ヨリ大雪、○廿二日乙卯晴天、○廿三日丙辰晴天、今日小澤氏論稿ノ禮ニ山谷題跋モラウ(このところ不明)、○廿四日丁巳大雪、○廿五日戊午晴天、○廿六日己未晴天、○廿七日庚申晴天、○廿八日辛酉晴天、○廿九日壬戌晴天、○二月朔日癸亥晴天、○二日甲子晴天、○三日乙丑晴天、○四日丙寅晴天、○五日丁卯晴天、○六日戊辰晴天、○七日己巳晴天、今日ヨリ拙風邪臥床、○八日庚午晴天、北風吹、今夜半七ツ半時分新肴丁ヨリ出火、木挽丁迄焼ル、荷物カタツケル、○九日辛未晴天、今夜焼場見ニ行、○十日壬申晴天、○十一日癸酉晴天、○十二日甲戌晴天、○十三日乙亥晴天、今日快氣出勤、○十四日丙子晴天、○十五日丁丑晴天、○十六日戊寅晴天、○十七日己卯晴天、○十八日庚辰雨天、○十九日辛巳曇天、朝晴天、○廿日壬午晴天、○廿一日癸未晴天、○廿二日甲申晴天、○廿三日乙酉雨天、○廿四日丙戌曇天、○廿五日丁亥曇天朝晴天、○廿六日戊子晴天、○廿七日己丑晴天、○廿八日庚寅晴天、今日母來ル、煎餅モラウ、○廿九日辛卯晴天、○卅日壬辰晴天、今曉石町一丁目ヨリ出火、日本橋キハマデヤケル、和氣方庵老類焼、今日一日焼跡テツダイニユク、○三月朔日癸巳雨天、○二日甲午晴天、○三日乙未曇天、午ノ刻ヨリ雨、○四日丙申晴天、

○五日丁酉雨天、○六日戊戌雨天、○七日己亥晴天、今日先生御用ニテ數寄屋橋マテ行ク、未ノ中刻ヨリ雨フル、○八日庚子晴天、○九日辛丑晴天、南風吹、○十日壬寅雨天、南風吹、昨夜ヨリ眼病ニテ臥ス、○十一日癸卯晴天、○十二日甲辰晴天、○十三日乙巳雨天、今日出勤、○十四日丙午雨天、○十五日丁未晴天、○十六日戊申雨天、○十七日己酉晴天、今日童子素讀吟味、○十八日庚戌晴天、夕方ヨリ雨、今夜ヨリ風邪ニテ臥ス、○十九日辛亥晴天、○二十日壬子晴天、○廿一日癸丑晴天、去十六日夜佐藤友益十八日ニ京都へ出立ノ由ニテイトマゴヒニ來ル。」

文政二年の日記は又も中絶してしまつた。文政三年の春から又日記をつけ始め、彼が田舎に戻る三月七日の前日まで書きつづけてゐる。

「文政三年庚辰正月ヨリ。○正月元旦晴天、昨夜雨フル、今日西風吹、丹羽君へ年賀ニ行扇子料百疋上ル、河岸御隠居へ禮ニ行、諏訪氏ヨリ扇子一本モラウ、○二日己未晴ル、夜ヨリタモル、○三日庚申雪フル、終日終夜、晝ノ中ハトケテ積ラズ、○四日辛酉雪フル終日終夜、

○五日壬戌曇ル時と雪少と、濱川子來ル、詩カルタヲトル、○六日癸亥晴天、○七日甲子晴天、今日發會、○八日乙丑晴天、今日丹羽玄庵君痲瘡ユヘ見舞ニユク、○九日丙寅薄曇リ、○十日丁卯曇ル、晝ヨリ雨フル、○十一日戊辰雨天、○十二日己巳曇天、未ノ刻ヨリ晴ル、夕方ヨリ又曇ル、○十三日庚午晴天、時と曇ル、岩瀬君へ御本拜借ニ行、都合悪クテ歸ル、平野氏ヲ加加爪君ノ第二訪フ、今夜小澤氏談話ニ來ル、○十四日辛未晴天、岩瀬君ニ御本拜借ニ行、北齋書借テ歸ル、法照寺へ史記カリニ行、不都合ニテ歸ル、○十五日壬申雪時とフル、曇又晴、○十六日癸酉晴天、時と少曇ル、先生オトモニテ廣尾ノ邊ヨリ目黒不動へマイル、蕎麥團子粟餅ヲ食ス、民之助子可吉同道、小兵衛トモニ行ク、○十七日甲戌晴天、○十八日乙亥晴天、今日ヨリ北齋書讀始ル、○十九日丙子晴天、法照寺へ可吉ニ史記ヲ借ル手紙ヲモタセヤル、留守ニテオイテカヘル、○廿日丁丑晴天、○廿一日晴天、鰯部ヨリ年始狀來ル、夜平野氏來ル、○廿二日己卯晴天、法照寺ヨリ史記持來ル、夜藤屋來ル、龜五郎トモ也、蕎麥モラウ、○廿三日庚辰晴天、親父來ル、梅千一重モラウ、半紙四貼、親父予ヲ三月ゴロ田舎へヒツコマセタキ由ヲ先生へ申上ル、○廿四日辛巳晴天、増上寺へ諸侯御佛參ヲ拜見ニユク、富永氏同道、孫右衛門ニ逢



フ、歸リニエジマニテ茶漬ヲ食ス、○廿五日壬午晴天、○廿六日癸未晴天、○廿七日甲申晴天、○廿八日乙酉晴天、今出屋萬治郎來、北今出屋同道、夜五ツ時ヨリ風邪ニテ臥ス、○廿九日丙戌晴天、

○二月朔日丁亥晴天、○二日戊子晴天、去月廿八日午之刻地震ス、○三日己丑晴天、○四日庚寅曇天、○五日辛卯薄曇リ時トハル、今日出勤、龜島浦賀屋へ鰯部年始狀返事出シニ行、丹羽君へ去月廿四日於弄瓦様痘瘡ニテ死去ニ付クヤミニユク、岩瀬君へ史記カヘシ、アトカリニ行、御留守ニテ申置、カヘル、○六日壬辰晴天、今夜日吉氏來ル、先生へ一宿、○七日癸巳晴天、岩瀬君史記カリニ行、並水滸傳ヲカリル、○八日甲午曇天雨少フル、○九日乙未晴天、○十日丙申晴天今日松岡梅民、同弟秀林カヨイニテ入門、塾中ハ小麥マンヂウ二重モラウ、○十一日己酉曇天雨少ト、○十二日戊戌曇天雨少ト、○十三日辛亥晴天、金子庄吉へ本ノ仕立タノミニ行、不都合ニテヤメル、○十四日庚子雨天、今日東府外記寫シ終ル、○十五日辛丑曇天、朝雨少ト晝ヨリ晴ル、小澤氏へ東府外記カヘシニユク、○十六日壬寅晴天、鳳臨堂エ本ノ仕立タノミニ行、日本橋金華堂へ緋唐紙環簾紙求ニユク、○十七日癸卯晴天、今日鳳臨堂來ル、仕立

本ヤル、○十八日甲辰晴ル、○十九日乙巳雨天、○廿日丙午雨天、○廿一日丁未雨天、○廿二日戊申雨天、○廿三日己酉晴天、○廿四日庚戌晴ル、鳳臨堂仕立本、大東紀略、東府外記、三王外記、秋之田面持來ル、料ハ二百五十銅ナリ、○廿四日辛亥曇天雨少フル、○廿五日壬子雨天、○廿六日癸丑晴ル、○廿七日甲寅晴天、○廿八日乙卯晴天、○廿九日丙辰晴天、○三十日丁巳晴天、

○三月朔日丁巳雨天、富永量平退塾、○二日戊午曇天、○三日己未曇天、時々ハル、酉之刻ヨリ雨フル、昨二日戌之刻スギ地震ス、○四日庚申雨天、己之刻ヨリ晴天、未之下刻曇ル、後晴ル、○五日辛酉晴天、親父來ル、七日田舎へ行ツモリ也、○六日壬戌。」

(昭和十四年七月)

## 大田ヶ谷村女仇討

君父の仇は俱に天を載かずといふことは古來からいひ傳へてゐる。昔からあつた仇討の數を算へたならば、かなりの數に上るであらう。われわれに遺されてゐるものは、そのうちほんの僅かなものに過ぎないのであらう。しかし仇討が人人の間に甚だ推奨され、賞美されてゐるところを見ると、案外數は少ないのかも知れない。

仇討といふことがどうして起り、何故賞讃されたのかその根源を尋ねれば、原始時代の協同防衛に端を發するのかも知れない。一族の一人が危害を受けた場合その危害はその者一人に止

まらず、その同族全體に與へられたものと解する。古ドイツの「眼には眼、齒には齒」といふ精神と同じく、自己一族の安全は實力に依つてのみ保障される時代の産物かも知れない。血族的共同意識が強く、法律的秩序が不十分であつた場合に、最も有效な報復手段であつた筈である。又法律の制裁が不當であると見做した場合には、實力行使の外はない。

しかし人を殺せば己も殺されるといふことが、法的に維持されてゐれば、仇討は起らぬ筈である。徳川時代には一般の通念として殺人罪は死刑とされる。しかし時には人を殺して刑せられぬ場合が起る。氣が狂つて殺人に及んだ場合の如きは災難と見做されることは、今でも昔でも同じである。しかし昔はその狂人が正氣に歸れば被害者の一族から敵と見做され、官府もこれを認め仇討を公許した。今のやうに、あの時は氣が狂つてゐたのでは濟まないのである。

しかし仇討を賞讃すれば、仇討が代る代るに行なはれ、社會の秩序は維持されなくなる筈だが、敵として殺された者の妻や子、弟や妹がさらに相手を敵として仇討をしたといふ例はあまり聞かない。もしかうした事件が起つた時、當路者は矢張りその仇討を公認し、賞讃するだらうか。犬坊丸が五郎を敵いてそれで終りを告げるやうのならよいが、互に反目すること伊賀

越の如くであつたなら、かなり厄介なことになる。仇討の仇討は罷りならぬと禁じたといふこともあるが、それは公式の仇討だけで、勝手に敵として狙ふ分は差しとめることは出来ない。尾州に東國山御鹿狩仇討といふのがある。委細は「鹽尻」卷之九十五、その他にも出てゐるからそれをごらん下さい。要するに父の仇を討つた兄弟を、その敵の忤が意趣を含むことあるべしとして、殿様がその兄弟を他國へ出してしまつた話である。禁じて禁ずることは出来ない。この忤は仇討の仇討をするつもりで苦心したが、一寸したことから失敗してしまつた。こんな話はまだいくつあつたやうに記憶してゐるが、概して仇討の仇討は少ない。仇討の仇討には世間が同情しなかつたのも原因であらうが、幸なことには仇討といふのはなかなか厄介なことである。世間が五月蠅くなければ黙つて我慢する方が樂である。君父の仇を報せぬといつて、周囲で兎や角いふために、致方なしに仇討に出た者も少なくあるまい。無責任な村上喜剣は何時の世にも多いから、自分の腹を痛ませずに、人のことを悲憤慷慨する。だが中には眞剣に親兄のために仇を討たんと堅い決心の上、本望を達したのもあらう。又中にはうまくゆけば世間の賞美は勿論、いろいろな名譽をも贏ち得ることを見越して一勝負をやつて見ようといふ野心

家もなかつたわけではあるまい。何れにしても徳川時代には仇討流行である。赤穂義士の流れを汲まんとする者は少なくなかつた。

徳川時代の反故紙の中から、拾ひ出した文政年間の仇討物語を一つ御紹介して見よう。それは百姓の女房が親の敵を討つたものである。記録はその煩を避けずに、そのままに記す故、讀者はよろしく取捨して讀まれたし。

## 二

武藏國高麗郡大田ヶ谷村に近村の若者達が寄り合つた。何事かの相談でもしたのか、何かの祝酒でも飲んだのかそこはよく解らないが、文化八年八月十四日の夜といへば、中秋明月の前夜である。大田ヶ谷村の留三郎（「新編武藏野風土記稿」には富三郎とす）が酒狂の上暴れ出し、同村の喜兵衛の忤平左衛門と喧嘩をし、これに重傷を負はせた。居合せた伊兵衛その外七名の者が仲に入つて内濟にしてみました。平左衛門はその傷のために死んでしまつた。

村内の思惑を氣にしたためか、留三郎は欠落をし、同村萬福寺の弟子となり、圓頂染衣の身

となり、蓮城房と稱し、近村石戸宿村放光寺の留守居となつた。この點は甚だ殊勝のやうにも思はれるが、折と萬福寺に来ることもあり、兎角村人の目に觸れることも多かつたと見える。殺された平左衛門に一人の娘があつた。名をちかといふ。父親の死んだ時には未だやつと九つであつた。しかし稚な心にも父の仇を深く肝に銘じてゐたか、又誰からとなく親の敵を仇つやうに唆されたか、何時か蓮城房を秘かに狙つてゐた。年頃になつて、同村の喜左衛門の女房になつてからも、そのことは忘れなかつた。

父平左衛門が死んでから十年目、ちかが拾八歳になつた文政三年の十月九日に、隣村笠幡村で、終にその本望を達した。

事件は村役人から、終に評定所の手に移つた。掛り役人石川主水正、留役吉見儀助の取調の結果、同年十二月廿二日に判決が下つて、ちかはお構ひなし、その外關係者はそれぞれ處罰された。拾年前の殺人事件に溯つて、犯人蓮城房を隠匿した者共にまでその罰は及んだ。右判決御請書の寫が残つてゐる。その全文は次ぎの如し。

「 差上申一札之事

武州大田ヶ谷村喜左衛門女房ちか儀、親之敵討留候一件、再應御吟味之上、左之通被仰渡候一ちか儀拾ヶ年以前九歳の節、親平左衛門手感受、右感ニ而相果候後、逃去候相手留三郎事蓮城房を討留候段無紛、百姓の女房之身分ニ而者奇特成儀ニ付、無御構段被仰渡候

一伊兵衛、喜三郎、半右衛門、惣右衛門、丈七、新右衛門、勝次郎、喜右衛門儀、先達而大田ヶ谷村平左衛門を同村留三郎手感爲負、檢使願申立候後ニ而扱ニ立入、平左衛門ヲ不愈奇ヲ愈奇候積りを以内濟爲致、平左衛門右感ニ而相果候得共、喜平より申立候心底無之候連、其分ニ致置、其上留三郎欠落いたし候後、村内萬福寺弟子ニ相成、近村石戸宿村放光寺留主居ニ相成、折と萬福寺へ立入候ヲ茂不存罷在候段、不埒ニ付、伊兵衛ハ過料錢五貫文、喜三郎、丈七者同三貫文宛、半右衛門、惣右衛門、勝八郎、新右衛門、喜右衛門ハ急度御叱被置候一彌左衛門儀先達而弟留三郎、酒狂之上、村内喜兵衛悴平左衛門へ手感爲負檢使願申上候後ニ而感所もふ愈奇内、扱人共取斗ニ任セ、喜兵衛平左衛門へ懸合、感所愈奇候積りを以、致内濟、其上留三郎欠落いたし永尋申付有之候ものニ候處、村内萬福寺弟子ニ成、近村石戸宿村放光寺留主居ニ相成、折と同寺へ立入候を茂不存罷在候始末、ふ埒に付過料錢五貫文被仰付

候

一善左衛門、紋右衛門儀欠落者不存候共、同國大田ヶ谷村萬福寺へ自證糺不申、村内放光寺留  
主居ニ蓮城房ヲ差置候始末、ふ埒ニ付、善左衛門ハ過料錢三貫文被仰付、紋右衛門ハ急度御  
叱被置候

右之外先達而御吟味に付被召出候もの共ハふ埒之筋無之、御構無御座候間、今般不召出者共  
へハ村役人共より可申通段被仰渡候、

右被仰渡候趣一同承知奉畏候、且過料錢ハ三日之内、大貫治右衛門様江可相納旨被仰渡、是又  
承知奉畏候、若相背候ハ、重科可被仰付候、依而御請證文差上申所如件、

丸毛一學知行所  
武州高麗郡大田ヶ谷村

百姓喜左衛門女房 ち  
右 喜左衛門 か

文政三辰年十二月廿二日

惣右衛門代

百姓 太 兵 衛

名主伊兵衛、與頭喜三郎、百姓代半右衛門

右惣代

右 伊 兵 衛

田安殿領地  
同村

百姓 彌 左 衛 門

名主重右衛門、與頭藤左衛門、百姓代兼之助

右惣代

右 重 右 衛 門

松平大和守領分  
同郡笠幡村

百姓新右衛門、與頭佐藏代親丈七、名主啓次郎

右三人惣代

新右衛門

丈七

田安殿領知  
同郡高萩村

百姓 喜右衛門

村役人惣代

文八

秋元左衛門佐領分  
同郡的場村

百姓勝次郎代

村役人惣代 忠次郎

彌惣次

御奉行所

さらに敵討の當人ちかに對して、地頭から相應の褒美を與へるやうに、奉行所から内命があつた。これに對する知行所の請書は次ぎの如くである。

一 御請書

主人知行所武州大田ヶ谷村百姓喜左衛門女房ちか儀、拾ヶ年以前九歳之節、親平左衛門手痕受、右疵ニ而相果候後、逃去候相手留三郎事連城房を討留候段無紛、百姓之女房之身分ニ而は奇特成ニ付、無構段被仰渡、右奇特成之段者於地頭ニ相應ニ譽遣候様可致段  
大久保加賀守様御差圖御座候之間、主人江可申聞被仰渡承知奉長候、仍而御請書差上申所如件

牧野中務知行所  
同郡石戸宿村

名主善左衛門代兼

與頭 紋右衛門

文政三辰年十二月

御奉行所

丸毛一學家來

佐久間草之進印

地頭丸毛一學の與へた褒美は青銅五貫文であつたといふ。蓮城房がどんな性質の男であつたか知る由もないが、僧侶となつても殺されなければならなかつたといふのは些か氣の毒な感がある。一方女の方は親の仇を討つたといふことで、奇特なりと稱せられ、時の老中大久保加賀守忠眞の内命に依つて、領主から褒美を與へられたのである。

君父の仇は不俱戴天といふ觀念から、その本望を達した者に對しては、その前後の事情の如何を問はず、絶対にこれを讚美した當時の風習は誠に單純なものである。一つの標準的な範疇から萬事を單純に推斷してよしとなし得る者は幸ひである。だが徳川時代の人人の間にもさう單純な人間ばかりゐたわけではない。忠臣藏へんちき論の起る所以である。この仇討にしても、討つ者の永い間の辛苦はさこそとは思はれるが、討たれる方の身は多くの場合甚だ氣の毒な

のである。蓮城房の死骸はどうなつたか知れないが、大抵の場合その死骸は取捨てられる。打つた者の後の出世と比較すると、常にあまりにも對照が甚だしい。少しく理性ある者から見たら滑稽に類する場合は少なくはない。仇討即賞讃の單純な判斷は當時一般の通念であり、深く複雑な事情を毫も追求しようとはしない。「八笑人」の田舎武士、筑四郎筑五郎と同類型である。だが今でもさうした單純な頭腦の所有者が皆無だとはいひ切れぬ。

(昭和十四年十月)

## 久離欠落御帳附

經濟史の落こぼれのやうなもので面白いものといふ註文は、澤山あるやうで、なかなかない。何が面白いのか、一寸見當がつかぬ。面白いといへば、どれも面白い。古い文書や手紙、證文や覺書、日記や記録留のやうなものを、あれこれと読み漁つてゐると、われわれの先祖がその時代に暮してゐたさまざまの生活の姿をまざまざと描き出すことが出来る。徳川時代の生活も今のそれと、さまで違つてゐないと思ふこともある。が又今とはまるで違つた義理人情に捕へられたり、全く異なつた道德觀に支配されてゐる人人を見出すこともある。一枚の訛證文や、

一枚の離縁狀のうちに、どれだけの人生の悲劇がかくされてゐるかと思ふと、それがたつた一枚の紙片であるとはいへ、それが當時の人人の手に依つて記された實物であるだけに、いろいろな感想が浮んで來て、何ともいへぬ面白さがあるものだ。

だがさてそのどれをとつて話をしたら、讀者が面白がるかといへば、どれを見ても、實物を見せたら知らず、記録された文字を活字にしただけでは、假令面白さうに、意味あり氣に説明したところで、面白がりさうもない。何れも市井の一事件に過ぎず、殺人の記録にしたところで、後先の顛末は明かならず、それも大石内藏之助とか、田沼意次とか、有名人のことなら兎も角市井の無名人の行動については、新聞の三面記事ほどの興味をもつて呉れるかどうかも疑はしい。さう考へて來ると、うつかり安請合をしてしまつたことが後悔される。

人は何と思つてもよい。澤山の讀者のうちには、私と同じやうに、それを人生ヒューマン・イストリー記録として、面白がりもし、尊重する人も、一人や二人はあらう。又むかしの話だといふので、何とはなしに面白がつて呉れる人も少しはあらう。それはそれとして、どれを撰び出すかといふことになる、矢張り迷はざるを得ない。矢張り田舎のことよりも、都會のことの方がよからうと、



不取敢採り上げて見たのが、淺草山之宿町の「久離欠落御張附」と題する一書である。天保十五年八月十四日に始まり、安政二年九月十三日に終つてゐる御届書の控帳である。

二

普通に久離と勘當とは混同して使用されてゐる。嚴密にいへば久離と勘當とは異なる。大石久敬の「地方凡例録」巻七に勘當舊離帳外之事といふ項に、親が子に、師匠が弟子に對し親子師弟の縁を切ることを勘當といひ、兄弟より弟妹、伯叔父母より甥姪の縁を切ることを舊離といふと區別してゐるが、實際には「悴新平勘當ぢや、久離切つたと出づる母」とあるやうに、又、「久離を切つて勘當した」といふやうに、二つの言葉は混同されてゐる。淺草山之宿の場合には勘當といふべき場合でも、久離といふ言葉を使用して、勘當といふ字は少しも使つてゐない。徳川時代のやうに、町内に悪者がゐたり、町内の者がどこかで犯罪でもすれば、五人組から家主、名主まで聯帯責任を負はされる仕組になつてゐれば、不行跡な者の存在は頗る厄介至極である。どうにもならぬ親子兄弟の血縁關係も、時には何とかして人爲的に絶縁する必要があ

る。そこに出來て來たのが勘當制度である。まづ家主と五人組へ届け、名主の手を経て奉行所に届け出て、所謂勘當帳につけてもらうのである。その最も簡單な例を一つ示して置かう。

「乍恐以書付奉願上候

一 淺草山之宿善右衛門地借松五郎奉申上候、私悴龜太郎と申當丑廿九歳に罷成候者、手前に差置、舟乗渡世爲致置候所、常と身持不行跡にて渡世も不仕、平日大酒仕、私申付候事共相背、度と異見差加候得共、相用不申候に付、猶又近所之者共よりも異見差加候得共、更に相用不申、追と放埒相募、末と難見届奉存候間、此度追出久離仕度、何卒以御慈悲、久離御帳面を御記被遊被下置候様奉願上候、右龜太郎弟惣二郎、安右衛門、竹二郎三人は已來通路仕間敷旨、私より申付候、尤外に親類無御座候、以上

淺草山之宿町善右衛門地借

願人 松 五 郎

家主 善 右 衛 門

五人組

嘉永六丑年五月

右之通吟味仕候所、相違無御座候

以上

名主 三郎 左衛門

門煩に付

代 孝 七

御番所様

控であるためか、五人組惣代の名を落してゐるが、勿論届け出には記さなければならぬ。これは明かに親が子を勘當した場合であるが、御覽の如く勘當といはずに久離といつてゐる。又通常勘當帳といふところも、「久離御帳面」といつてゐる。江戸ですべて久離といつたかどうかは、私は知らない。唯浅草山之宿町の場合はかくいひ、それで奉行所の方も濟んでゐたらしい。又願ひ人並びに五人組の者は、奥印を捺してもらつた名主に對して一札を入れなければならぬ。

「前書之通、久離御帳付奉願上候に付、貴殿御奥印申請候、萬一相違之義も御座候は、何様にも可被仰立候、爲後日仍如件

山之宿町善右衛門地借

嘉永六丑年五月

願人 松 五郎

家主 善 右衛門

五人組

名主 三郎 左衛門殿

三

親が子を追ひ出さなければならぬやうな場合はよくよくの場合である。如何に勘當制度があつたにしても、さう無暗に帳につけることは起らない。この帳面に載せられてある久離欠落届十六件のうち、どうにも致方なく追放した例はこの外に一つあるだけである。残りの十四件は家出又は欠落である。即ち行衛不明になると、直ちに届け出るわけである。その場合には欠落御帳面に記してもらふ。久離と欠落と別個の帳面があるのかどうかは知らないが、その効果は同じで、届け出に依つて共に聯帯責任を免れることが出来たらしい。

序でに御番所とは南北兩町奉行所を指すのであるが、兩方に届け出る必要があつたらしい。息子が行衛不明になつたので、欠落御帳面に届け出たある例の後に、その届け出の形式は前の久離の場合と同様であるから省略するが、「右之通御月番、北御番所を奉願上候得ば、御帳に記し被置候趣を以つて被仰渡候、御非番南同斷」と覚えが記してある。

家出した者を届け出ることには勿論しなければならぬことではあるが、當時のやうな煩雜な手續を敢てしてまでも、各人が届け出たのは、親や親類も五人組の者も何れも後難も恐れることが甚だしかつたためであらう。ここにこんな例がある。

山之宿町平八の店借人六右衛門に、伊之助といふ廿五歳になる若者があつた。嘉永四亥年正月七日に「ふと罷出」て歸つて來ない。あまり身持もよくなかつたか、親六右衛門は十四日に「後難之程も難斗」として、欠落届を出した。然るに間もなく二月中頃に歸宅し、その月の廿三日に欠落御帳面御消し願ひ下げを出してゐる。御消し願ひについては後に説明するが、伊之助家出の理由は、「金子才覺之爲、下總國銚子表知る人方へ罷越、逗留中不斗病氣相發、步行出來兼」たので、今は無斷家出をしたことを後悔し、「外子細無御座候間、如元之私手前に差置申

度」願ひ出たのであつた。

この伊之助はそれから、三年ばかりたつて、嘉永七年寅年四月廿一日に又家出をし、親六右衛門は廿六日に欠落届を出してゐる。そして翌安政二卯年三月まで、約一年間跡をくらましてゐたが、又親のもとへ歸つて來たので、三月十二日に又御取消願を出してゐる。その家出の理由も前同斷である。即ち「家出いたし候義は、金子才覺之爲、下總國佐原表知人方へ罷越、逗留中持病之疝癩差發、步行出來兼候に付、癩養手當仕、漸全快、此節相歸り、云々」と同様のことを述べてゐる。役所の方も一一前科を調べてゐないのか、願ひの通り帳消しにして呉れてゐる。

この例などは頗る怪しいものである。本當の欠落かどうか、親子喧嘩をした揚句に息子は親類か知人の家に逃げ出す、親の方では彼奴のことだから何をするか解らないといふので、欠落帳につけてもらう。時日がたてば又元の鞘に納まるといふ、世間によくある例なのではなからうか。唯何をするか解らない、そこで後難を恐れて一一届け出るのであらう。

さうした親子喧嘩かと思はれるやうなものでなく、一家の主人が親や妻子を残して家出をしたり、又借金の返済に窮して、一家を揚げて欠落したりするやうな例も少なくない。

前のやうな場合には、家主が願人となつて、欠落届をなし、家財を母や妻に下さるやうに願ひ出てゐる。一例を挙げやう。

「乍恐以書付奉願上候

一 淺草山之宿町家主茂兵衛奉申上候、私店幸次郎と申、當辰貳十七歳罷成候もの、去月廿一日母妻殘し置、不斗罷出、相歸不申候付、早速店請人方へ爲相知、心當り所と相尋候得とも、以今行衛相知不申候間、爲後日關落御帳面を御記し被遊被下置候様、店請人一同奉願上候、尤何之出入斷等一切無御座候間、何卒以御慈悲、家財之義は母妻を被下置候様奉願上候以上

天保十五辰年九月二日

淺草山之宿町

家屋主願人 茂 兵 衛

五人組 三 右 衛 門

同 町

店請主人 茂 八

(以下略之)

この幸次郎なる者は間もなく、その同じ年の十一月に歸宅し、「心願有之、讚州金毘羅を參詣致、夫より所と神佛に順拜」したのであつて、無斷家出したことを詫び入れ、帳面を消してもらつてゐる。

一家引つれて欠落した場合にはいさ少しく厄介である。前の例でも解るやうに、欠落者の家財は元來お上に沒收してしもうのであるが、母親や妻女が残つてゐるので、御慈悲を以て下し置かれるのである。一家がみんななくなつた場合には、家財を處分して政府に納入しなければならぬ。いま最も簡単な例を次ぎに挙げて置かう。

「乍恐以書付奉願上候

一 淺草山之宿町家主新助奉申上候、私店磯吉と申、當子四十六歳に罷成候者、下谷長者町貳丁目源兵衛店藤助店請人に取、店貸差置候處、上野町壹丁目新五郎店稻田一より、右磯吉相手取、借金滯有之旨、内證斷有之候所、當月五日夜、磯吉家財過半持出し、妻子引連、欠落致候に付、早速店請人え爲相知、心當り所と俱と相尋候得共、行衛相知不申候間、何卒以御慈悲、爲後日欠落御帳面え御記し被遊被下置候様、店請人一同奉願上候以上

嘉永五子年十一月十日

淺草山之宿町

願人家主 新

助

五人組 安 右 衛 門

下谷長者町貳丁目

源兵衛店

店請人 藤

助

(以下略之)

例の如くこの後に名主の奥印を以つて奉行所宛に提出する。西の内堅紙に認め二通、時の月番南町奉行池田播磨守へ差出すと、「訴之趣御帳に記し被置」、「残り家財之義は名主立合賣拂、代錢上納可仕旨」仰せ渡された。北奉行所に對しても同様の手續きを探ることは、前同斷である。磯吉一家の残していつた家財は次ぎの十二品である。

- 一 竈 壹ツ、一古手桶 壹ツ、一古行燈 壹ツ、一摺鉢 壹ツ、一摺粉木 壹本、一飯櫃
- 壹ツ、一古小桶 壹ツ、一疊 貳疊、一小鍋 壹つ、一古膳 壹ツ、一杓子 壹本、一火
- 打はこ 壹ツ

これを一同立合の上入札した結果、同じ山之宿町の家主で古道具屋の八二郎なる者の手に高札で落ちた。その代錢四百八十四文は上納される。

そこで疑問になるのは、稻田一なる者に對する磯吉の借金はどうなつたかといふことであるが、少しも記してないから、この場合はどうなつたか不明である。家主と磯吉とが共謀して借金を始めから踏倒すつもりで、夜逃げをしたとも考へられないこともない。

家財の種類を見ると、かうした欠落者の残して置くものが、どれも殆ど同じであることが解る。磯吉一家の逃亡した三ヶ月後、嘉永六年の二月に、惣吉といふ四十八歳になる獨身者が、欠落してゐるが、その残した家財道具は磯吉の場合と全然同一である。唯賣拂錢が五百六十四文で、磯吉のよりも八十文高く落札してゐるだけである。

五

以上は大體久離及び欠落の届け出であるが、次ぎに歸宅して帳面から抹消した例を少し調べて見よう。この山之宿町の帳消願は十一件ある。帳消願の方には何れも家出した理由が記してあるので、その點に興味がある。勿論それは前にも指摘したやうに、表面的なものが多かつたには違ひないが、よしそれが口實であるとしても、どんなことを口實としたかといふ點に、時代の反映も窺はれ面白さがある。

しかし、先づ帳消願の簡単な分を例示して置かう。

「乍恐以書付奉願上候

一 淺草山之宿町家主忠治郎奉申上候、私忝榮次郎と申、當辰三十四歳相成候もの、大工職爲致置候處、常と身持不宜候付、九ヶ年已前申年正月廿四日、當御番所様へ欠落久離御帳付、親類共一同奉願上、願之通被仰付候、然處右榮次郎義其後在方知合共之方に罷在、大工職仕、當時妻子も有之、此節兼而懇意仕候淺草山谷町惣右衛門店佐吉方へ罷越、先達てふ行跡之上家出致候段、今更後悔仕候旨、右佐吉を以、相詫申候、右躰心底相改、實躰相稼以上は、外に子細も無御座候間、何卒以御慈悲、久離御帳消被成下置候様、親類一同奉願上候

天保十五辰年八月十五日

淺草山之宿町

願人家主 忠 治 郎

五人組 次 右 衛 門

本所石原町

伊三郎店鐵次郎母

久離欠落御帳附

右之通吟味仕候處、相違無御座候已上、

伯母とよ

煩に付儀

八

名主三郎左衛門若年ニ付後見  
同所新鳥越町名主兵藏

外御用ニ付 幸

七

御番所様

これは改心を認めて、勘當を許した例で、最も普通の場合といふことが出来よう。この例にあるやうに、「久離欠落御帳附」と記してあるところを見ると、久離も欠落もすべて同様に取扱ひ、要するに聯帶責任を免除する手段としたに過ぎないものと思はれる。

話をもとに戻して、欠落家出の理由として何を擧げてゐるか。ここでこの帳面に記載されて

ゐる分を表に作つて見ると、次ぎの如くなる。

欠落人氏名	年齢	欠落年月日	歸宅届年月日	欠落又は久離の理由
一 宇兵衛	三二	天保十三年五月六日	同十五年八月十四日	金毘羅參詣及病氣
二 榮次郎	二五	天保六年正月廿四日	同十五年八月十五日	不行跡
三 幸次郎	二七	天保十五年八月廿一日	同年九月二日	金毘羅參詣
四 捨次郎	三四	弘化二年二月六日	同年六月廿八日	不行跡
五 卯之助	三〇	弘化二年十一月九日	同年十二月廿七日	伊勢參り
六 伊之助	二五	嘉永四年正月七日	同年二月廿三日	病氣
七 彌吉	三九	嘉永元年八月朔日	嘉永四年正月廿七日	病氣
八 勘藏	二九	弘化四年七月朔日	嘉永四年二月廿九日	不行跡
九 文次郎	二一	嘉永四年八月十八日	嘉永七年四月廿四日	金毘羅參詣
一〇 定次郎	二九	嘉永四年九月朔日		
一一 半次郎		嘉永四年十二月七日		不行跡
一二 重兵衛	四七	嘉永五年六月廿三日	嘉永六年二月廿日	伊勢參り
一三 磯吉	四六	嘉永五年十一月五日		借金

久離欠落御帳附

右之通吟味仕候處、相違無御座候已上、

伯母とよ

煩に付儀

八

名主三郎左衛門若年ニ付後見  
同所新鳥越町名主兵藏

外御用ニ付 幸

七

御番所様

これは改心を認めて、勘當を許した例で、最も普通の場合といふことが出来よう。この例にあるやうに、「久離欠落御帳附」と記してあるところを見ると、久離も欠落もすべて同様に取扱ひ、要するに聯帶責任を免除する手段としたに過ぎないものと思はれる。

話をもとに戻して、欠落家出の理由として何を擧げてゐるか。ここでこの帳面に記載されて

ゐる分を表に作つて見ると、次ぎの如くなる。

欠落人氏名	年齢	欠落年月日	歸宅届年月日	欠落又は久離の理由
一 宇兵衛	三二	天保十三年五月六日	同十五年八月十四日	金毘羅參詣及病氣
二 榮次郎	二五	天保六年正月廿四日	同十五年八月十五日	不行跡
三 幸次郎	二七	天保十五年八月廿一日	同年九月二日	金毘羅參詣
四 捨次郎	三四	弘化二年二月六日	同年六月廿八日	不行跡
五 卯之助	三〇	弘化二年十一月九日	同年十二月廿七日	伊勢參り
六 伊之助	二五	嘉永四年正月七日	同年二月廿三日	病氣
七 彌吉	三九	嘉永元年八月朔日	嘉永四年正月廿七日	病氣
八 勘藏	二九	弘化四年七月朔日	嘉永四年二月廿九日	不行跡
九 文次郎	二一	嘉永四年八月十八日	嘉永七年四月廿四日	金毘羅參詣
一〇 定次郎	二九	嘉永四年九月朔日		
一一 半次郎		嘉永四年十二月七日		不行跡
一二 重兵衛	四七	嘉永五年六月廿三日	嘉永六年二月廿日	伊勢參り
一三 磯吉	四六	嘉永五年十一月五日		借金

久離欠落御帳附

一四 惣	吉	四八	嘉永六年十二月十六日	
一五 龜太郎	二九	嘉永六年五月		不行跡
一六 伊之助	二八	嘉永七年四月廿六日	安政二年三月十二日	病氣
一七 清吉	三一	嘉永七年七月三日		
一八 金太郎	二一	嘉永七年九月七日		
一九 七藏	二八	安政二年三月十八日		
二〇 佐兵衛	五一	安政二年五月十八日		
二一 久次郎	二〇	安政二年九月八日		

以上久離欠落届十六通、取消願十一通を合せて見ると、二十一件二十名に關するものとなる。この中純粹に久離と見做されるもの五件で、他の十六件は欠落と見るべきであらう、天保十五年から安政二年まで十二年間としてはさして多いとはいへないが、これが山之宿町の久離欠落の全部を記録したものでないことは、右表に依つても弘化三年から嘉永四年の中頃まで一通も届け出でがないのでも解る。假りにこの五年間を取除くと、七年に二十一件で、一年平均三件となる。山の宿にどれだけ戸数があつたか解らないが、兎に角あまり家出欠落が少なかつた

久離欠落御帳附

とはいへないであらう。それらの欠落者が大部分もとの古巢に歸つて來るところを見ると、本當の意味での逃亡者は少なかつたともいへる。右表の(九)まで、古い分は悉く歸つてゐる。(十)以下の新しい分も、この後の記録が出てくれば、矢張り歸つて來る者が多いのではなからうか。要するに欠落者の大多數は歸つてくるものである。

その帳消願ひその他から推定せる欠落理由を見ると、無斷で神詣でをしたといふのが一番多く、殊に讃岐の金毘羅参りが三件もある。伊勢参官が二件である。病氣にかかり滞在したといふが多いが、これは不可抗力のつもりかも知れないが、いくら徳川時代でも、音信を通ずることぐらゐ出來なかつたわけでもなく、殊に病氣のやうな場合には、身内の者に一日も早く知らすべきであり、多くの場合單なる口實に過ぎなかつたのである。

久離の方には二十代の者が多く、純粹の出奔と見らるるものに、四十以上の者が多いのも當然のことであらう。年の若い者の家出が多いところを見ると、戀愛關係もかくれた原因としてはあつたことであらう。しかし概して貧家の多いところであつたから、戀愛が原因となるやう



な家出は案外少なかったのかも知れない。

この「久離欠落御帳附」の中には、この外に無宿女の行き倒れ一件、養生所入願一件、救助願四件が記録されてゐる。

行き倒れは問題ではないが、養生所入と救助願ひは明かに裏屋住ひの貧民であり、欠落者の家財道具を見ても細民階級であることが解る。

最後に久離といふやうなことが、簡単に行なはれてゐたやうに思ふかも知れないが、親が子を勘當するといふやうな場合には簡単であるが、さうでない場合には、相当厄介であつたことを注意して置きたい。前掲表の十一半次郎の例の如きは、親類義絶願ひであつて、既往の事件を細々と認めた願書を提出して許されてゐる。半次郎の親龜吉の兄清右衛門の孫娘から半次郎に對して親類義絶を申立ててゐるので、從來とも奉行所の厄介になつてゐた複雑な事件である。

かうした久離とか、勘當とか、義絶とかいふやうなことを一一奉行所に届け出て、私はあの者とは關係ありませんと明瞭にして置かなければならないほど、又時にはそれが神経質過ぎると思はれるくらい、一週間も見えないと直ちに届け出されてゐるほど、聯帯責任を負はされる

ことは、やり切れなかつたのである。五人組制度に依る警察的統治はそこにかうした形式的な、「親子の縁を切つたなれば、親に繋る首綱は無い」、「勘當すれば子ではない」といふやうな考へ、人間の自然の情愛と離れた妙な觀念を生み出したのである。そして芝居でよくやるやうに、親であつて親でない、忠兵衛親子のやうな矛盾せる關係を拵え上げて、煩しい世の中に對する義理をつくり出して、苦しい浮き世と歎じてゐたのである。

(昭和十五年三月)

## 五人組について

歴史を研究し、過去にかつて存してゐた制度からいろいろな點を學ぶことは決して悪いことではない。否時にはその點にのみ歴史研究の價値を認める者さへあるからである。近頃新體制運動が盛んになると共に、徳川時代の五人組制度が新しい意義を以つて認められ、多くの人が五人組を口にするやうになつた。時には口を極めて五人組制度を絶讃する者さへ出て來た。「徳川時代には五人組制度といふ隣保相助ける制度があつて、相互扶助のために涙ぐましい努力を續けたのである。」などといつて宣傳することさへ行なはれてゐる。

政策のために過去の事實を美しいものに描き出すことも、時には有効なことかも知れないが、それよりも過去の制度の真相を明かにし、美點は美點とし、缺點は缺點として、赤裸々に指摘し、もしその採つて現在に用ゆべきものがあれば利用するがよい。徒らに過去の美點のみを賞揚することは却つて百弊を生ずる原因ともなる。徳川時代の五人組制度は決してある種の論者のいふが如き理想的な組織ではない。

殊に徳川時代の五人組を賞讃するに當つて、往々五人組帳の前書に記されてゐる規定が恰もそのままに實行されてゐたかの如く考へて論じてゐる者が多い。凡そこれほど滑稽なことはい。五人組帳の前書に記してあることは、當時の爲政者が庶民はかくあつて欲しいといふ理想である。現實の庶民は決してそこに記されてゐるやうな者ではない。又そこにいろいろな規定や罰則が書かれてあつたとしても、それらの規定がすべて履行されてゐたと思ふのは大變な間違ひである。今日でも規定が悉く嚴守されてゐるかといへば、そこに大なる疑問をもたざるを得まい。まして徳川時代の法制は極端にいへば、實行されてゐないことが法となつて規定されてゐるといつてもよいからである。

左側を通行すべしと規定しても、右側を通行する者が多いから、喧しく左側通行を宣傳するやうに、五人組帳の前書が習字の手本にされたり、代官が板に起したりしたのである。そこに書いてあることがすべて實行されてゐたなどと思つたら大きな間違ひである。かつ徳川時代の恆として、法律的規定も道徳的規定も一緒に記してあるので、概していへば支配者の都合のよいやうに書かれてゐる。もしそのままに、これを復活せんとする意圖が少しでもあるとすれば、それこそ幕府的存在を可能ならしむるものである。

## 二

五人組制度の起源は頗る古い。王朝時代の最初に支那の五保の制に倣つて作られたものに溯ることが出来よう。又徳川時代の直接の先蹤としては秀吉の十人組制も挙げられよう。しかし今はそれらについて説明する必要はない。徳川時代の五人組制度がどういふ目的で作られ、どんなものであつたかを明かにすればよい。徳川時代の制度は多く自然發生的であつて始めから完備した制度となつてゐたものは少ない。

例へば老中といふやうなものでも、そんな役名はない。殊に始めは宿老とか年寄とか家老とか呼ばれてゐたこともある。將軍からお前を老中に任命するといふやうな辭令を頂戴するわけでもない。樞機に參與する宿老のことをいふので、後には「加判の列」に入れられた者を老中と世間でいつたのである。

五人組の制度といつても同様である。幕府の後半に現はれて來る五人組帳の規定のやうに數十ヶ條に亙る詳細なものが始めからあつたわけではない。初期の前書は頗る簡單なものが多い。普通承應頃から始まつて享保頃に完成したといふ。享保頃の規定には數十ヶ條に及ぶものが少なくないが、大體煩雜な規定が數十條、時には百數十條に及ぶのは末期のものである。又早くから詳細な規定が現はれ、さらにそれが強化されてゐるのは、天領又はこれに准ずる地方である。外様大名等においては概して簡單である。それに五人組制度の効果はその規定が煩雜になればなるほど少なくなり、形式的なものになつたやうである。

さらに今一つ注意して置きたいことは、五人組を作らせられたのは、百姓ばかりではないことである。武士も町人も五人組を構成した。町人の五人組は訴狀に連印したり、仲間の訴訟事

件に出頭したりしてはゐるが、五人組帳の前書、即ち規定書は見當らない。地方の都會の五人組帳などに問題にならぬくらゐ簡単に記してあるのを見た記憶があるが、先づ殆どないやうだ。武士の五人組帳にも前書はあるが、これ又頗る簡單なものである。大體武士や町人の五人組帳なるものがどの程度まで作られてゐたのか、私の知ることを得たのは寡聞にして數冊に過ぎない。百姓の五人組帳に至つては實に夥しいものである。私藏のものだけでも百種以上に及んでゐる。一般に五人組制度を論ずる人も百姓の五人組帳について云々してゐるに過ぎない。

## 三

五人組制度が武士や町人については喧しい規約が出来て來ないのに、百姓に對してだけは煩雜な規定が作られ、しかもそれは百姓達自身の發意に依つて作られたのではなく、領主の命令に依つて規定されたものであることを思へば、唯これだけの事實でもすでに徳川時代の五人組制度が如何なる目的の下に作られ、如何なる性質のものであつたかを推察することはさして困難なことではなからう。さらに武士の五人組と町人の五人組との職能的差異―但しこの點は資

料が乏しいから、十分に斷定することは出來ないが、町人については多少とも五人組が相互に檢察的職能を果たしてゐたことが認められるが、武士についてはそれすら薄弱なものであつたと思はれる。それらの點を考へれば、この五人組制度の本質は頗る明瞭にならう。

元來交通機關が不便であり、經濟的にも社會的にも近隣の者と密接に結びつけられてゐた時代にあつては、所謂「遠くの親類より近くの他人」である。隣保相助け合ふのが當然であり、又自然でもある。幕府が統治上これを法制化して利用化したのが五人組である。私はこれを地方自治機關とする通説には賛成し得ない。

五人組の仲間に起つた事件は仲間で相助け處理せよといふのは一見自治の如く見えるが、もしこれを自治といへば、徳川氏の採用した政策はすべて自治になる。村に起つた事件は大體庄屋又は名主、その外の村役人に依つて處分されることを理想としたのである。餘儀ないことになければ、訴へて欲しくないのである。相對すくことは相對できめるといふのが幕府の態度である。

だから天保の時にも、金錢貸借は相對づぐのことであるから以後訴訟しても取上げないとい